

平成 2 3 年度

神奈川県後期高齢者医療事業報告書



神奈川県後期高齢者医療広域連合

■ 広域連合章について

	<p>～デザインのコンセプト～</p> <p>長寿の象徴とされている「鶴」をモチーフにしたマーク。全体の形が、神奈川県後期高齢者医療広域連合の頭文字である「K」に見えるようにデザインしました。折り鶴のような形にすることで、高齢者の方だけでなく、様々な年代の人々にも親しみを感じてもらえるようなデザインにしました。</p>
神奈川県後期高齢者医療広域連合章	広域連合告示第13号（平成19年9月21日）

学校法人 女子美術大学（相模原市）の学生にご協力をいただき、関係市町村長、広域連合議員、市町村職員等にアンケートを実施し、選考した結果、上記のマークを「神奈川県後期高齢者医療広域連合章」として制定しました。

目 次

1	後期高齢者医療制度の概要	
1-1	後期高齢者医療制度について	1
1-2	制度の運営	2
1-3	制度の財政運営	3
1-4	資格	9
1-5	保険料	10
1-6	給付	13
1-7	保健事業	21
	【参考】後期高齢者医療制度の主な見直し	22
2	後期高齢者医療制度の沿革	23
3	神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要	40
4	一般会計収支状況	42
5	特別会計収支状況	44
6	概況	
6-1	被保険者	
6-1-1	被保険者の傾向	46
6-1-2	障害認定者数	46
6-1-3	被保険者数の多い市町村・少ない市町村	46
6-1-4	被保険者の伸び率	47
6-1-5	神奈川県の総人口と被保険者数の推移	47
6-2	保険料	
6-2-1	賦課状況	48
6-2-2	収納状況	48
6-2-3	特別徴収・普通徴収状況	49
6-2-4	口座振替の割合	49
6-3	保険給付	
6-3-1	医療費の状況（現物給付＋現金給付）	50
6-3-2	現物給付	53
6-3-3	現金給付	55
6-4	保健事業	
6-4-1	基本的な検査項目	56
6-4-2	受診人数と被保険者に占める割合	56
6-5	医療費適正化	
6-5-1	過誤調整	57
6-5-2	第三者行為の求償概要	57
6-5-3	医療費通知	58

7 統計

7-1 被保険者

表 7-1-1	被保険者数内訳	61
表 7-1-2	被保険者割合の高い市町村順一覧	62
表 7-1-3	被保険者数の推移	63
表 7-1-4	月別被保険者異動状況	64
表 7-1-5	被保険者数伸び率の高い市町村順一覧	65
表 7-1-6	年齢階層別被保険者内訳	66
表 7-1-7	負担区分別被保険者内訳	67
表 7-1-8	限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況	68

7-2 保険料

表 7-2-1	賦課・軽減状況	69
表 7-2-2	保険料に係る減免状況	70
表 7-2-3	所得階層別被保険者状況	71
表 7-2-4	保険料収納率集計状況	72

7-3 保険給付

表 7-3-1	後期高齢者医療費の状況（現物給付＋現金給付）	73
表 7-3-2	医療費総合計（現物給付＋現金給付）	74
表 7-3-3	負担割合別統計（現物給付＋現金給付）	75
表 7-3-4	負担割合別統計（割合）（現物給付＋現金給付）	76
表 7-3-5	現物給付費の状況（年計）	77
表 7-3-6	現物給付費の状況（月平均）	78
表 7-3-7	現物給付費（総合計）	79
表 7-3-8	現物給付費（入院／医科）	80
表 7-3-9	現物給付費（入院／歯科）	81
表 7-3-10	現物給付費（入院／食事・生活療養費（医科・歯科））	82
表 7-3-11	現物給付費（入院／合計（医科・歯科・食事・生活））	83
表 7-3-12	現物給付費（入院外）	84
表 7-3-13	現物給付費（歯科）	85
表 7-3-14	現物給付費（入院（食事・生活含）・入院外・歯科／合計）	86
表 7-3-15	現物給付費（調剤）	87
表 7-3-16	現物給付費（訪問看護療養費）	88

表 7-3-17	現金給付費（総合計）	89
表 7-3-18	現金給付費（一般診療～高額介護合算療養費）	90
表 7-3-19	現金給付費（補装具～柔道整復師の施術）	91
表 7-3-20	現金給付費（マッサージ～はり・きゅう）	92
表 7-3-21	現金給付費（移送～その他（食事・生活療 養含））	93
表 7-3-22	葬祭費支給状況	94
7-4	保健事業	
表 7-4-1	健康診査受診者数	95
7-5	医療費適正化	
表 7-5-1	再審査状況	96
表 7-5-2	第三者行為求償状況	97
8	各広域連合の状況	
表 8-1	都道府県別・年齢階層別被保険者内訳	98
表 8-2	都道府県別保険料設定状況	99
＜参考資料＞		
9	業務指標値	100
10	用語の定義	
10-1	被保険者	101
10-2	保険料	102
10-3	医療給付	104
11	例規集	
	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例	107
	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 等施行規則	115
	神奈川県後期高齢者医療広域連合規約	121
12	別添資料	
	第2次広域計画の概要	127
	第2次広域計画（平成24年度～平成27年度）	128
	東日本大震災により被災した被保険者に対する 一部負担金免除等の対応について	137

【このページは空白です】

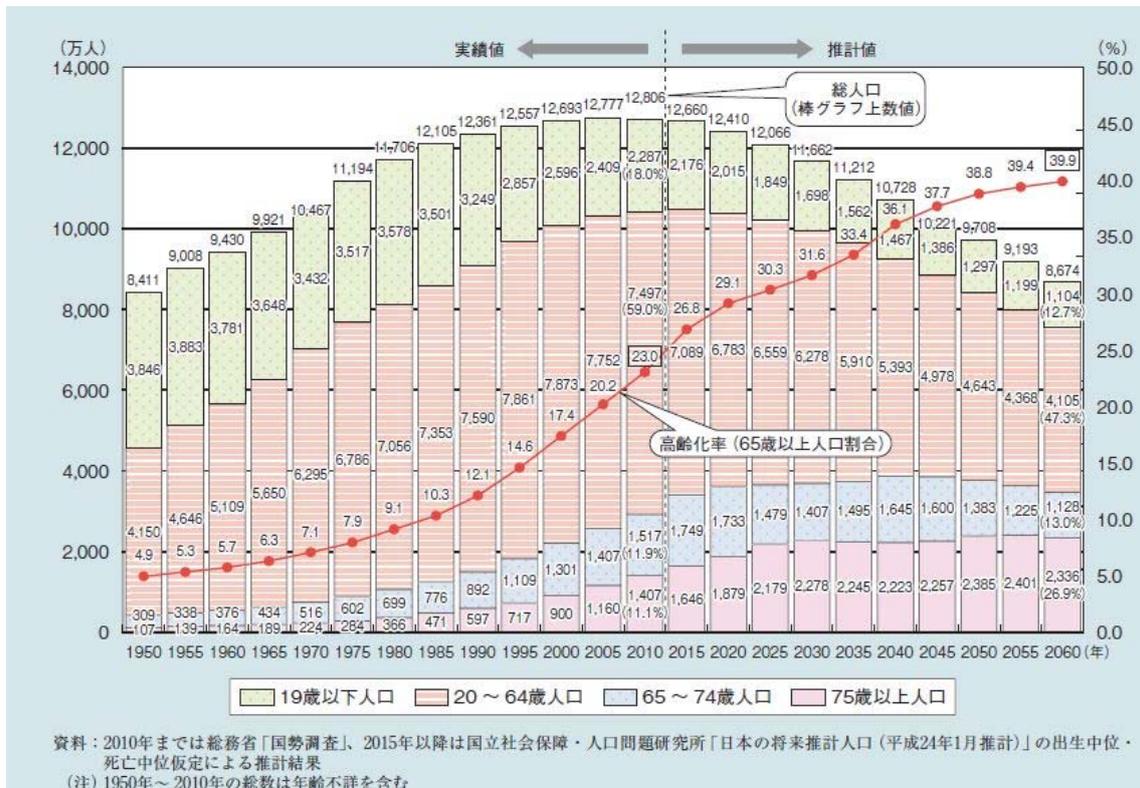
1 後期高齢者医療制度の概要

1-1 後期高齢者医療制度について

急速な少子高齢化の進展（※1）や経済の低成長への移行、さらには生活や意識の変化など、大きな社会環境の変化に伴い、社会保障全体の費用が増え続け、特に医療費の伸び（※2）が著しい状況にある。このような社会情勢を背景に、国民皆保険を維持しつつ、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくため、抜本的な医療制度の見直しが行われ、平成18年6月14日に「健康保険法等の一部を改正する法律」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（医療制度改革関連法）が成立した。

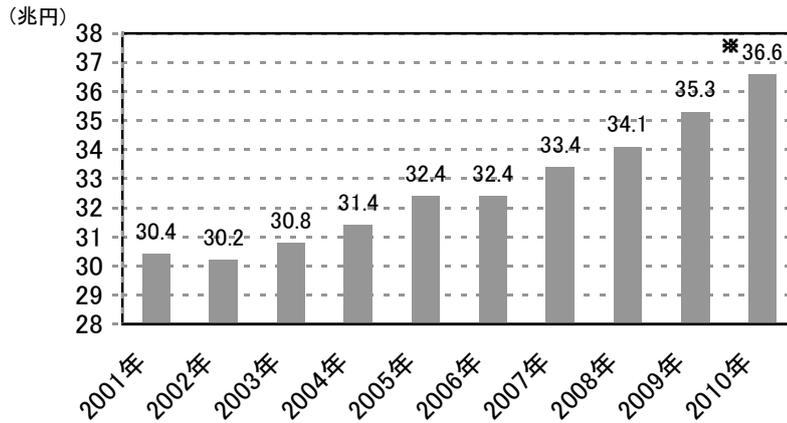
「健康保険法等の一部を改正する法律」において「新たな高齢者医療制度の創設」として、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が後期高齢者医療制度を運営することが規定された。これを受け、平成20年4月1日より、75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた者を対象とした、老人保健制度に代わる新たな医療保険制度として、後期高齢者医療制度が実施された。

※1 高齢化の推移と将来推計



資料：内閣府「平成24年版 高齢社会白書」

※2 医療費の動向



※うち後期高齢者医療費は12.7兆円(全体の34.7%)

資料：厚生労働省「平成22年度 医療費の動向」

1-2 制度の運営

県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり、市町村と連携しながら制度を運営している。

広域連合の主な事務	市町村の主な事務
被保険者の資格管理に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 資格取得及び喪失、障害認定 住所地特例、適用除外 被保険者証等の交付 減額認定証、特定疾病証の交付 	保険料の徴収に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 保険料の徴収 保険料等の納付
保険給付に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 現物給付等の審査、支払 償還払い等の審査、支払 葬祭費等の支給 一部負担金の減免 	被保険者証の交付の申請等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等の交付の申請受付 被保険者証等の引渡し 減額認定証、特定疾病証の引渡し
保険料の賦課に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 保険料率の決定 保険料の賦課 保険料の減免及び徴収の猶予 	被保険者の便益の増進に寄与するもの <ul style="list-style-type: none"> 療養費、高額療養費、移送費及び葬祭費等の支給に係る申請の受付等 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付等 更新時の被保険者証等の引渡し 特定疾病の認定等に係る証明書の引渡し 被保険者証等の返還の受付 制度の広報(県内全域を対象とするものを除く) 当該市町村に申出があった制度に関する相談に応じる事務
保健事業に関する事務	
その他制度の施行に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 特別会計の予算の執行管理 県知事への報告 	

1-3 制度の財政運営

(1) 広域連合と市町村の会計

①特別会計〔広域連合、市町村〕

高齢者の医療の確保に関する法律第49条により、広域連合と市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けなければならないとされている。

《特別会計における款項目節（例）》

歳入：保険料収入、公費による定率負担、調整交付金、財政安定化基金交付金 等
 歳出：保険給付費、財政安定化基金拠出金 等

②一般会計〔広域連合〕

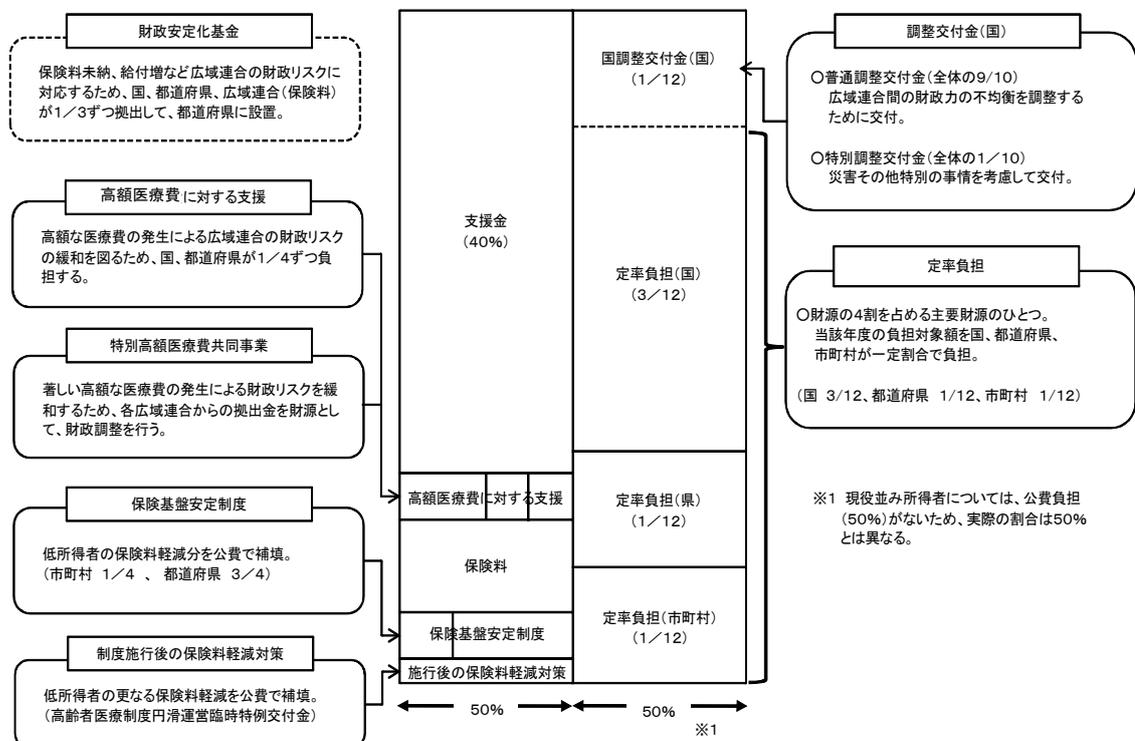
広域連合の運営にかかる人件費や事務費等共通経費については、関係市町村の負担金をもって充てることとされている。市町村の負担金の額は、規約の中で定める負担割合により、広域連合の予算で定めるものである。

《神奈川県における共通経費負担割合》

均等割：5/100 被保険者数割：47.5/100 人口割：47.5/100

(2) 後期高齢者医療財政

医療給付費内訳



資料：厚生労働省「第4回高齢者医療制度改革会議参考資料」（平成22年3月8日）

後期高齢者医療財政において、医療給付費の財源として、法令で定められている公費や支援金等は次のとおり。

①定率負担

後期高齢者医療制度の財源の約4割をしめる主要な財源のひとつであり、当該年度における負担対象額（※1）を国、都道府県、市町村が一定の割合で負担する。ただし、現役並み所得者については、公費負担がなされないため定率負担の対象とはならない。

《負担割合》

国：3／12 都道府県：1／12 市町村：1／12（※2）

※1 負担対象額

「負担対象額」＝「療養の給付等に要する費用の額」－「特定費用の額」

・「療養の給付等に要する費用の額」は次のア、イの合計額

ア 「療養の給付に要する費用の額」－「当該給付に係る一部負担金に相当する額」

イ 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額

・「特定費用の額」は被保険者のうち現役並み所得に該当する人の「療養の給付等に要する費用の額」

注）負担対象額には、以下は含まれない。

- ・給付事由が第三者の行為によって生じた場合の第三者による損害賠償金
- ・不正の行為により給付を受けた人からの徴収金及び延滞金
- ・不正の行為により給付に要する費用の支払いを受けた保険医療機関等からの返還金及び加算金
- ・その他、療養の給付等に要する費用のための収入

※2 各市町村につき、当該年度における次の被保険者に係る額を負担する。

- ①当該市町村に住所を有する人のうち、他の広域連合の住所地特例の対象者以外の人
- ②当該市町村に住所を有しない人であって、当該広域連合の住所地特例の対象者である人（前住所地市町村）

②調整交付金

国が、後期高齢者医療制度の財政を調整するため、広域連合に対し交付するもの。その目的によって、「普通調整交付金」（広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡の是正が目的）と、「特別調整交付金」（災害その他特別な事情がある広域連合に対し交付）の2種類がある。

調整交付金の総額は、負担対象額の見込額の1／12に相当するとされるが、財政力に応じ、普通調整交付金の額が増減される。

③後期高齢者交付金（支援金）

現役世代が加入する医療保険者からの「後期高齢者支援金」が、社会保険診療報酬支払基金を通じ、「後期高齢者交付金」として広域連合へ交付される。広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の9割は、この交付金で賄われている。

④財政安定化基金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている。広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行う。財源は、国、都道府県、広域連合が1/3ずつ負担する。

《負担割合》

国：1/3 都道府県：1/3 広域連合：1/3（※）

※ 保険料を財源とし都道府県に徴収される。算定方法は以下の通り。

$$\left(\begin{array}{c} \text{一財政運営期間における} \\ \text{各広域連合の療養の給付等に} \\ \text{要する費用の額の見込} \end{array} \right) \times \text{拠出率（※）} - \left(\begin{array}{c} \text{当該財政運営期間中の} \\ \text{基金運用収益の1/3} \end{array} \right)$$

※ 拠出率は、2年ごとに厚生労働大臣が定める（平成20～25年度は1万分の9）。

●交付事業

財政運営期間（2年間）を通して、①実績の保険料収入額が予定した保険料収入額よりも不足すると見込まれ、かつ、②給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、財政運営期間の最終年度に①の額の1/2に相当する額が交付される。ただし、①の額が②の額を超える場合は、②の額の1/2に相当する額が交付される。

●貸付事業

財政運営期間の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について、無利子で行われる。

償還期間は、次期財政運営期間である。ただし、次期財政運営期間において保険料が著しく高くなると見込まれる広域連合については、都道府県が適当と認めた場合においては、4年間とすることができ、さらに4年間としても同様の事態が見込まれる場合においては、6年間とすることができる。

●財政安定化基金の特例

都道府県は、当分の間、交付事業・貸付事業以外に、広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を当てることができる。

神奈川県では、平成22年度中に神奈川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の改正が行われた。

⑤保険基盤安定制度

低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度。

以下のア及びイの額が、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れられた後、広域連合に納付される。

ア 低所得者の被保険者均等割額を減額（7、5、2割）した額の合計額

イ 被用者保険の被扶養者であった被保険者の被保険者均等割額を減額（5割）した額の合計額

《負担割合》

都道府県：3／4 市町村：1／4

⑥高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金

低所得者等の更なる保険料軽減を補填する国からの交付金。

交付金は、広域連合が設置する後期高齢者医療制度臨時特例基金で管理を行い、必要な経費を基金から特別会計に繰り入れを行う。交付金の対象は次のとおり。

ア 被保険者均等割額9割軽減対象者（均等割額7割軽減世帯のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他所得なし））に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残りの2割分の額・・・被保険者均等割額軽減別財源内訳（1）に該当

イ 被保険者均等割額8.5割軽減対象者に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残り1.5割分の額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）・・・財源内訳（3）に該当

ウ 被用者保険の被扶養者であった被保険者（被保険者均等割額9割軽減）に対し、被保険者均等割額軽減額（7割、5割、軽減なし）ごとに、保険基盤安定制度で補填された残りの額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）

・被保険者均等割額7割軽減対象者の2割分の額・・・財源内訳（2）（4）に該当

・被保険者均等割額5割軽減対象者の4割分の額・・・財源内訳（6）に該当

・被保険者均等割額軽減対象外の者の4割分の額・・・財源内訳（8）に該当

エ 所得割額5割軽減対象者の額

【参考】被保険者均等割額軽減別財源内訳

(1) 9割軽減対象者
(割合)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	①
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者

(2) 9割軽減対象者(被扶養者)
(割合)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	①
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者

(3) 7割軽減対象者
(割合)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	1.5	1.5
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者

(4) 7割軽減対象者(被扶養者)
(割合)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	②	①
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)							臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者

(5) 5割軽減対象者
(割合)

①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					被保険者				

(6) 5割軽減対象者(被扶養者)
(割合)

①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					臨時特例交付金 (国庫負担)				被保険者

(7) 2割軽減対象者
(割合)

①	②	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)		被保険者							

(8) 被扶養者軽減対象者
(割合)

①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	①
基盤安定(県3/4、市町村1/4負担)					臨時特例交付金 (国庫負担)				被保険者

⑦高額医療費に対する支援

高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクの緩和を目的とし、レセプト1件で80万円を超えるような高額な医療費に対し、80万円超過分につき、保険料と調整交付金でまかなうべき部分について国と都道府県が一定の割合で負担する。

《負担割合》

国：1／4 都道府県：1／4 (広域連合(保険料)：2／4)

⑧特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療費の発生による財政影響の緩和と、発生した高額医療費を共同で負担することによるリスクの分散を図り、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として実施される事業である。

実施主体：国民健康保険中央会

対象：国民健康保険中央会または支払基金の特別審査委員会により審査されたレセプト1件あたり400万円超のレセプトが対象。当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金でまかなうべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付される。

財源：各広域連合からの拠出金

1-4 資格

(1) 被保険者

神奈川県内に居住し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 75歳以上の者（※1）

イ 65歳～74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた者（※2）

※1 生活保護を受けている場合などは、被保険者とはならない。

※2 申請し、広域連合から認定を受けることが必要となる。なお、この認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

(2) 被保険者証

被保険者には、1人に対し1枚の「後期高齢者医療被保険者証」が交付される。ただし、交付申請中などにより被保険者証が交付されていないときは、後期高齢者医療被保険者受療証を交付する。

《被保険者証の記載事項》

- ・有効期限 [平成24年8月1日現在の証の有効期限：平成26年7月31日（※）]
- ・被保険者情報（被保険者番号・住所・氏名・性別・生年月日）
- ・資格取得年月日
- ・発効期日
- ・交付年月日
- ・一部負担金の割合
- ・保険者情報（保険者番号・保険者名称及び印）

※ 神奈川県の場合、有効期限は各広域連合が任意で設定している。

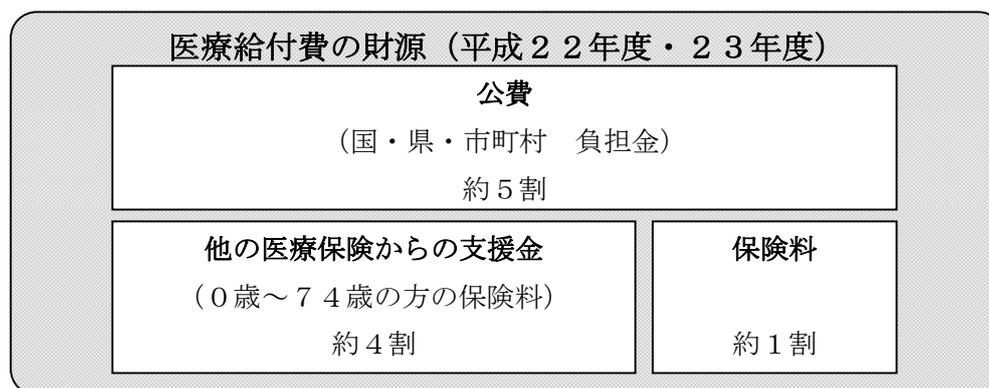
平成24年8月1日に証の有効期限を、それまでの4年間から2年間に変更している。

1-5 保険料

(1) 保険料

保険料は、制度の安定した財政運営を図るため、2年単位で費用と収入を見込み保険料率を算定し、2年毎に見直す。

医療の給付に係る費用のうち約1割を被保険者が負担する保険料で賄い、残りの約9割は、公費（国・県・市町村負担金）と他の医療保険からの支援金（0歳～74歳の方の保険料）で賄う。



(2) 保険料の算定

保険料は、被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となる。

$$\left(\begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ \text{【限度額50万円】(※3)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{均等割額 (※1)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等 - 33万円)} \\ \times \text{所得割率 (※2)} \end{array} \right)$$

※1 均等割額 = 県内の均等割総額 ÷ 被保険者数
※2 所得割率 = 県内の所得割総額（限度超過額含む） ÷ 県内被保険者の所得額総額
※3 賦課限度額50万円は、平成20年度から平成23年度まで

●神奈川県における保険料率の設定（平成22年度・23年度）

均等割額・・・39,260円（年額）
所得割率・・・7.42%

※ 神奈川県内において、均一の保険料率（均等割額、所得割率）となる。

●保険料の賦課総額

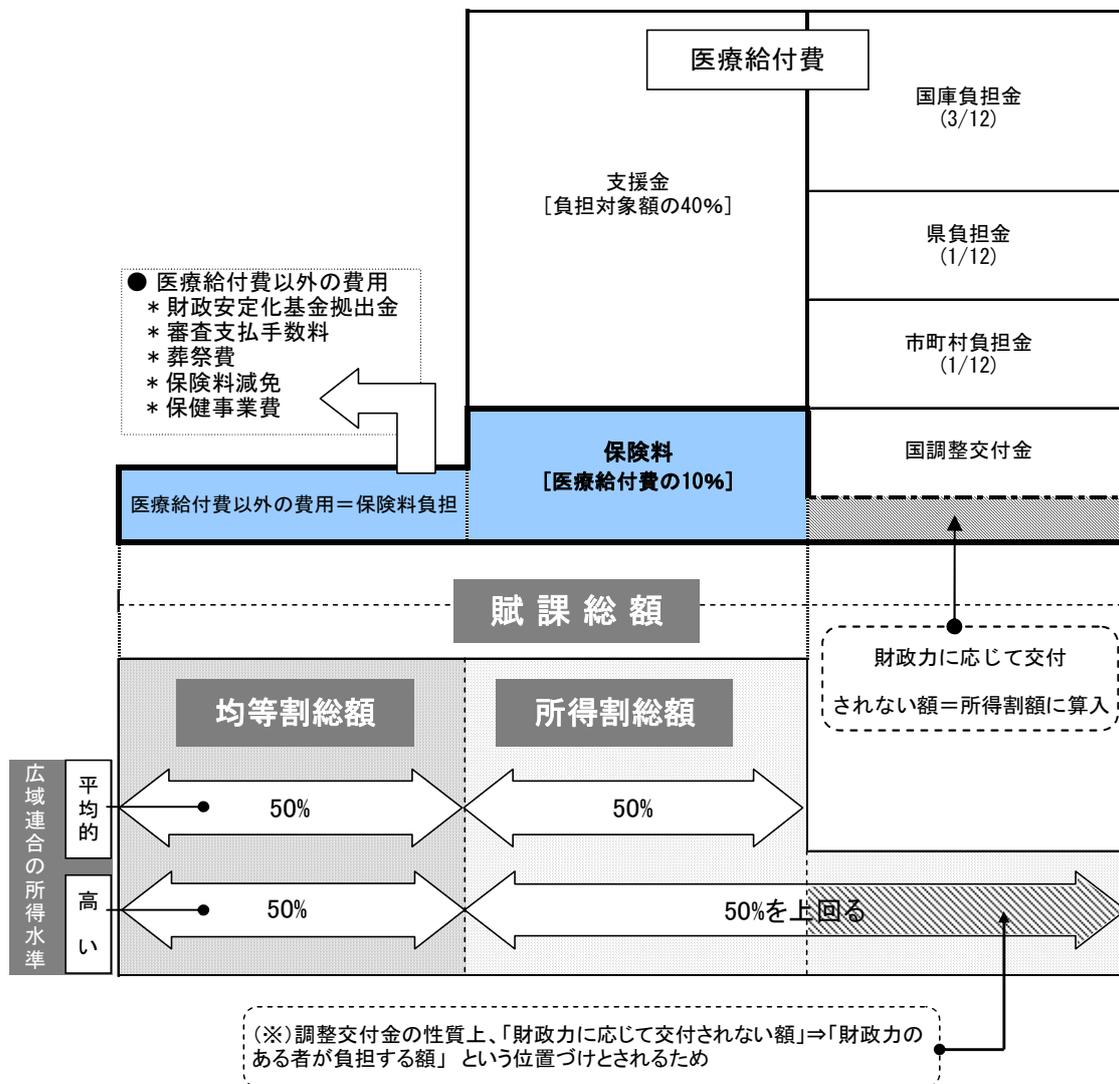
保険料の賦課総額は、医療給付費の約10%に、医療給付費以外の費用（※）並びに財政力に応じて交付されない国からの調整交付金影響分を加えた額となる。

均等割総額：所得割総額の割合は50：50が基本であるが、財政力に応じて交付されない調整交付金影響分は所得割総額に付加し、所得割保険料として被保険者が負担する。

※ 医療給付費以外の費用は以下のとおり。

- ①財政安定化基金拠出金 ②審査支払手数料 ③葬祭費
- ④保険料減免 ⑤保健事業費

参考 保険料の算定・賦課について



(3) 保険料の決定

保険料は、毎年度4月1日を基準日として決定する。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額となる。

※ 年度の途中で被保険者となったときは、被保険者となった日が決定基準日となり、その日の属する月から月割りで計算される。また、被保険者でなくなったときは、その前月分まで月割りで保険料がかかる。

※ 保険料決定後、前年所得の更正があったときは再算定する。

(4) 所得の少ない者に対する軽減

●均等割額の軽減

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の前年の総所得金額等を合計した額が、次の表の基準以下となる者は、均等割額が軽減される。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合
・ 33万円	8.5割
・ 上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）の場合	9割
・ 33万円＋（24万5千円×当該世帯に属する被保険者数） 【被保険者である世帯主を除く（5割軽減の場合のみ）】	5割
・ 33万円＋（35万円×当該世帯に属する被保険者数）	2割

※ 軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除（33万円）はしない。

また、65歳以上の者で税法上の公的年金等控除を受けている者は、公的年金所得から高齢者特別控除15万円を控除した金額で判定を行う。

※ 平成20年度及び平成21年度特例措置とされた均等割7割軽減を8.5割軽減とする措置が平成22年度以降も継続される（均等割9割軽減の者を除く）。

●所得割額の軽減

保険料の賦課のもととなる所得金額が58万円以下（年金収入のみの場合：211万円以下）の者については、所得割額の5割が軽減される。

保険料の賦課のもととなる所得金額（※）の基準	軽減割合
・ 58万円	5割

※ 総所得金額等から基礎控除（33万円）を控除した額

(5) 被用者保険の被扶養者であった者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険・健康保険組合・共済組合の被扶養者であった者は、後期高齢者医療制度に加入した月から2年間、均等割額のみを負担となり、かつ均等割額が5割軽減される。

※ 経過措置として、平成20年4月～9月の半年間は保険料徴収が凍結され、平成20年10月～平成21年3月の半年間は均等割額が9割軽減された。なお、平成21年度には同様措置が採られ、平成22年度以降も当該措置が継続される。

(6) 保険料の徴収猶予・減免

災害や所得の減少など特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がある。

徴収猶予	地震、台風や洪水、火事などの災害により、財産について著しい損害を受けたことや世帯主が死亡したことなどの事情により保険料の納付が一時的にできないと認められる場合、6か月以内の期間に限り徴収を猶予する。
減免	徴収猶予と同様の条件により、生活が困窮し保険料を納付することができないと認められる場合や刑事施設等へ拘禁され給付の制限が行われている場合などに、減免をすることができる。

1-6 給付

(1) 自己負担割合

●保険医療機関または保険薬局等での被保険者の医療費自己負担割合は以下の通り。

所得区分	課税区分	判定基準（※1）	自己負担割合
現役並み所得者	課税	<p>当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。</p> <p>ただし、以下の①または②の要件に該当するときに、申請し（※2）、適用された場合は「一般」の区分となる。</p> <p>① 被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満である。</p> <p>② 同一世帯内に、被保険者が1人だけであり、収入の合計額が383万円以上であっても同一世帯内の70歳～74歳の者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）を含めた収入の合計額が520万円未満である。</p>	3割
一般	課税	「現役並み所得者」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の被保険者	1割
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税の被保険者（区分Ⅰ以外の被保険者）	1割
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる被保険者	1割

※1 所得区分は、毎年8月にその年度の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）により判定される。また、8月の定期判定以外にも、世帯構成の変更等がある場合には判定を行う。

※2 「基準収入額適用申請書」に収入が分かる書類（確定申告書の控えなど）を添付し、提出する。

(2) 給付の種類

広域連合は、被保険者の疾病、負傷又は死亡に関し、必要な給付を行う。

給付は原則、一定の自己負担で保険医療機関等における診察や薬剤の支給などが受けられる形で行われる（現物給付）。ただし現物給付を受けることが困難な場合には、被保険者等がかかった費用を一時支払い、事後に申請を行うことで払い戻しを受けることとなる（現金給付）。

また、条例で定めるところにより、葬祭費の給付を行うことができる（現金給付）。

●給付の種類

分類	名称	対象
現物給付	療養の給付	診察、薬剤の支給、治療、入院等
	入院時食事療養費	入院時の食事に要した費用
	入院時生活療養費	長期入院時の生活療養に要した費用
	保険外併用療養費	高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち、特に定められたもの
	訪問看護療養費	訪問看護ステーションの訪問看護師等から訪問看護を受けた場合
	高額療養費（入院時）	入院時の自己負担額が世帯合算の自己負担限度額を超えた場合。
現金給付	療養費	保険医療機関等でやむを得ず被保険者証を提示できず、全額自己負担した場合等
	特別療養費	被保険者が資格証明書を受けている場合の給付 } ※ 神奈川県では資格証明書の交付実績がないため、該当なし
	移送費	治療を受けるために緊急的に医療機関等へ移送された場合
	高額療養費	医療費の一部負担金が高額になる場合
	高額介護合算療養費	医療と介護の一部負担金合計額が高額になる場合
	葬祭費	被保険者の死亡に関する葬祭費の支給

①療養の給付〔現物給付〕

保険医療機関または保険薬局を通じ以下の医療サービスを直接提供するもの。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

②入院時食事療養費〔現物給付〕

入院中の食事にかかる費用について、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し食事療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は、「食事療養標準負担額（1食単位、1日3回まで）」のみを負担する。

所得区分		自己負担割合	1食あたりの負担額
現役並み所得者		3割	260円
一般		1割	
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	90日までの入院	1割	210円
	過去12か月の間に 91日以上入院	1割	160円
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)		1割	100円

③入院時生活療養費〔現物給付〕

療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）に入院する場合に、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し生活療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は「生活療養標準負担額」のみを負担する。

所得区分	自己負担割合	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者	3割	460円	320円
一般	1割	[420円(※)]	
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	1割	210円	
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	1割	130円	0円
老齢福祉年金受給者	1割	100円	

※ 入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する病院に入院している場合。

注）入院医療の必要性の高い状態が続く者や回復期リハビリテーション病棟に入院している者については、食事療養標準負担額を負担し、生活療養標準負担額の負担はない。

④保険外併用療養費〔現物給付〕

高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち特に定められたものを受けた場合に支給されるもの。療養全体にかかる費用のうち、一般診療と共通する基礎的部分に保険を適用し、特別サービス部分を自費負担とする。

保険外併用療養費には、以下の2種類がある。

- ア 被保険者が高度先進医療を含む評価療養を受けた場合に支給されるもので、高度先進医療を行う医療機関として厚生労働大臣の承認を受けた保険医療機関において療養を受けた場合に支給されるもの
- イ 被保険者が保険医療機関において特別の病室の提供、その他特別な治療材料の支給等による選定療養を受けた場合に支給されるもの

⑤訪問看護療養費 [現物給付]

疾病または負傷により、居宅において継続して療養を受ける者が主治医の指示のもとで訪問看護を受けた場合、被保険者は自己負担分のみを訪問看護ステーションに支払うもの。

なお、訪問看護にかかった交通費は実費負担となる。また、訪問看護ステーションを利用する場合は、被保険者証の提示が必要となる。

⑥療養費 [現金給付]

被保険者が医療費の全額を医療機関等で支払った後、申請をし、保険を使えなかったことがやむを得ないと認められた場合に、自己負担分を除いた額が支給されるもの。

申請ができる場合は以下の通り。

- ア 急病など、緊急その他やむを得ない事情で保険証を持参できなかったとき
- イ コルセットなど治療用装具を作ったとき
- ウ 柔道整復師の施術を受けたとき
- エ 医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき
- オ 輸血に生血を使ったとき
- カ 海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき

⑦特別療養費 [現金給付]

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けた場合に、その療養に要した費用について支給されるもの。

特別療養費に係る療養は、介護保険法に規定する指定介護療養施設サービスを行う療養病床等に入院している者については行わない。

⑧移送費 [現金給付]

医師の指示により緊急的な必要があつて転院した場合等に、移送にかかった費用について必要であると認められた場合、移送にかかった費用の全額または一部が支給されるもの。

⑨高額療養費〔現物給付・現金給付〕

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を後から支給するもの。ただし、入院した場合の自己負担額が同一月・同一医療機関において世帯単位の自己負担限度額を超えたときは、現物給付される。

自己負担限度額は、個人単位を適用後に世帯単位を適用する（現金給付）。

●自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担割合	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 〔44,400円〕※
一 般	1割	12,000円	44,400円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	8,000円	15,000円

※ □ 内の金額は、過去12カ月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受け、4回目以降の支給に該当の場合に適用。

●75歳の誕生月の特例（平成21年1月～）

75歳誕生月については、誕生日前の医療保険制度（国民健康保険・被用者保険等）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に減額する（1日生まれを除く）。月額の自己負担限度額は下表の通り。

所得区分	自己負担割合	外来 (個人単位)	個人合算	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	22,200円	40,050円 + (総医療費 -133,500円) ×1% 〔22,200円〕※	80,100円 + (総医療費 -267,000円) ×1% 〔44,400円〕※
一 般	1割	6,000円	22,200円	44,400円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	4,000円	12,300円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	4,000円	7,500円	15,000円

※ [] 内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受け、4回目以降の支給に該当の場合に適用。

《高額療養費の特例等》	
●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
対象者：区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）該当者	
内 容：入院時、予め医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院時の医療機関での支払いが区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）の所得区分の自己負担限度額までとなるもの。要申請。	
●特定疾病療養受療証	
対象者：厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）該当者	
内 容：当該疾病の治療にあたり、「特定疾病療養受療証」を提示することで、1つの医療機関等での1か月の自己負担が1万円となるもの。要申請。	

⑩高額介護合算療養費 [現金給付]

同一世帯の被保険者において、医療保険の負担と介護保険の負担の両方が発生している場合に、年間の医療と介護の自己負担額を合算して介護合算算定基準額を超えた場合、その超えた分が還付されるもの

※支給額が世帯で5000円（支給基準額）を超えた場合に支給されます。

●自己負担限度額（年額）

所得区分	自己負担割合	介護合算算定基準額 (毎年8月～翌年7月)	措置 (※) 初年度の経過	介護合算算定基準額 (平成20年4月～平成21年7月)	
現役並み所得者	3割	67万円			89万円
一 般	1割	56万円			75万円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)		31万円			41万円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)		19万円			25万円

※ 平成20年度については、計算期間途中の4月1日から制度施行となるため、計算期間を平成20年4月1日から平成21年7月31日までとする。(12か月間⇒16か月間)

⑪葬祭費 [現金給付]

後期高齢者医療制度では、被保険者の死亡に際して、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行う。神奈川県においては、条例（※）の規定に基づき、葬祭費5万円の支給を行っている。

またこの他、条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付を行うことができる。（現在神奈川県では行っていない）

※条例第2条本文

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

（3）一部負担金の減免及び徴収猶予

災害その他特別な事情があり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対し、申請を受け広域連合が認定した場合、一部負担金の減額、免除または徴収猶予を行う。該当者へは「後期高齢者医療一部負担金減額証明書」、「後期高齢者一部負担金免除証明書」又は「後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書」を交付する。

（4）給付の制限等

①保険診療とならないもの

以下は、給付の対象とならない。

- ア 保険外診療
- イ 差額ベッド代
- ウ 健康診断
- エ 予防注射
- オ 美容整形
- カ 歯列矯正 など

②給付の制限

以下の場合、給付の全部又は一部が制限されることがある。

- ア 故意の犯罪行為による疾病又は負傷
- イ 闘争、泥酔又は著しい不行跡による疾病又は負傷
- ウ 刑事施設、労役場等に拘禁された場合
- エ 療養に関する指示に従わないとき
- オ 文書その他の物件の提出・提示を拒んだとき

また、被保険者が保険料を滞納している場合、納期限から1年6月間を経過した場合は、災害その他特別な事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、給付の全部又は一部を差し止めることがある。

③他法の給付との調整

広域連合は、被保険者の疾病又は負傷につき、労働災害補償法やその他政令で定める法令に基づく医療の給付を受けることができる場合は、医療の給付を行わない。

(5) 第三者行為

被保険者が交通事故や傷害事件等により第三者から損害を受けたことにより発生した疾病、負傷、死亡等で被保険者証を使用し、治療行為を受けた場合、被保険者が治療等で受けた療養給付費は、いったん広域連合が立て替えて医療機関等に支払う。その後、立て替えた療養給付費を被保険者に代わって第三者に請求（求償）する。

1-7 保健事業

(1) 健康診査

被保険者への健康診査その他被保険者の健康保持増進のために必要な事業については、広域連合に実施する努力義務が課せられている。神奈川県においては、以下の目的、方法等で健康診査を実施している。

①目的

糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防

②実施方法

広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定する健康診査項目を含む健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する。市町村は、個別健診または集団健診（併用も可）など、それぞれの実情に応じ、実施する。

③健診項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）の基本項目と同様（腹囲を除く）である。

基本項目：問診・計測（身長・体重等）・理学的所見（診察）・脂質・肝機能・代謝系・尿、腎機能

④費用

神奈川県では、健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する（※1）。また、健康診査受診者からの利用者負担（※2）によることができる。

※1 広域連合からの補助金（健康診査事業補助金）の財源は、被保険者からの保険料及び国庫補助金である。

※2 神奈川県では、各市町村の任意である。

●神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金（概要）平成22年度以降

交付対象額	健康診査に要した費用（事務費を含む）から、生活機能評価との共同実施により介護保険の地域支援事業により負担される額及び利用者負担額を除いた額。ただし、交付限度額が上限となる。
交付限度額 (一市町村あたり)	[計算式] 1万円×被保険者数（9月末）×基準受診率（※） ※基準受診率は前年度の県全体の受診率を指す。対象年度の市町村受診率が基準受診率を超える場合は、基準受診率に $\frac{(\text{市町村受診率} - \text{基準受診率}) \times \text{補正率}}{0.9}$ を加算して、交付限度額を算出する。

※参考：平成20・21年度の交付限度額

1万円に当該年度の9月末における当該市町村の被保険者数の10分の1を乗じた額

(2) 保健指導

本人の求めに応じて、健康相談等の機会を提供できる体制を確保（健康増進法に基づく市町村による生活習慣相談等で対応）する。

【参考】後期高齢者医療制度の主な見直し

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度～
資格	自己負担割合判定基準の見直し	① → ② → ③			
		<p>① 20年4月～7月 老人保健制度の判定基準を引継ぐ。</p> <p>② 20年8月～12月 次の場合、自己負担割合は3割とするが、高額療養費における自己負担限度額は一般の者と同じとする。 (要件)・同じ世帯に他の被保険者がいない ・同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満</p> <p>③ 21年1月～【恒久措置】 上記②の要件に該当する場合に、自己負担割合を1割とする。</p>			
保険料	均等割軽減	9割軽減の導入 7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得なし)		21年4月～	
			21年3月改正(21年4月1日から恒久措置)		
	7割軽減→ 8.5割軽減 前年の総所得金額等33万円以下 5割軽減は変更なし 2割軽減	8.5割軽減 20年7月改正(20年4月1日から適用)	延長 21年6月改正(21年4月1日から適用)	延長 22年2月改正(22年4月1日から適用)	
	所得割軽減	5割軽減の導入 前年総所得金額等額-33万円が、58万円以下	5割軽減 20年7月改正(20年4月1日から適用)	延長 21年3月改正(21年度から恒久措置)	
	被扶養者軽減	制度拡大 (当初の制度)制度加入時から2年間、均等割を5割軽減・所得割なし	凍結 → 9割軽減 ・20年4～9月保険料徴収せず ・20年10～21年3月均等割9割軽減	9割軽減 21年3月改正(21年4月1日から適用)	延長 22年2月改正(22年4月1日から適用) 「加入時から2年間」の期限廃止(制度廃止まで)
納付方法の選択制導入 申し出により、特別徴収から口座振替への変更が可能			21年7月～		
給付	高額療養費：年齢到達月の取扱変更 75歳到達月は自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれ除く)	20年4～12月の年齢到達者には特別支給金で対応	21年1月～		
	後期高齢者固有の診療報酬見直し ①後期高齢者診療料(かかりつけ医) ②後期高齢者終末期相談支援料 ③後期高齢者特定入院基本料			平成22年度診療報酬改定 ①廃止 ②廃止 ③全年齢に拡大	

2 後期高齢者医療制度の沿革

年 月	国の動向	神奈川県広域連合(市町村含む)の動向
《平成18年度》		
18. 6	<p>14日 医療制度改革関連法の成立 (「健康保険法等の一部を改正する法律」が21日公布)</p> <p>(1)医療費適正化の総合的な推進 ○医療費適正化計画の策定(平成20年4月施行)など</p> <p>(2)新たな高齢者医療制度の創設 ○後期高齢者医療制度の創設(平成20年4月施行) ○老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」へ改称(平成20年4月施行)など</p> <p>(3)都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合 ○政管健保の公法人化(全国健康保険協会の設立、平成20年10月施行)など</p>	
18. 7	<p>10日 医療制度改革関連法に関する都道府県説明会 ○「都道府県単位での後期高齢者医療広域連合」設置(平成19年3月末まで)に向けたスケジュールとして、準備委員会の設置(平成18年9月)などを提示</p>	13日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」設置
18. 9	13日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令制定	
18. 10	<p>健康保険法等の一部改正の施行による改正</p> <p>(1)現役並み所得者(70歳以上)の窓口負担を2割から3割に変更</p> <p>(2)高額療養費の自己負担限度額の見直し(引き上げ) 例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額→40,200円から44,400円に変更</p>	
18. 12		27日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合」設置許可を県へ申請
19. 1		広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～2月23

		<p>日)</p> <p>11日 神奈川県知事からの設置許可(1月19日県告示)</p> <p>○広域連合規約制定</p> <p>【広域連合規約 概要】</p> <p>(1)名称:神奈川県後期高齢者医療広域連合</p> <p>(2)構成団体・区域:神奈川県内35市町村・神奈川県の区域</p> <p>(3)広域連合が処理する事務: (広域連合が行う主な法定事務)被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課 (市町村が行う主な法定事務)保険料徴収、申請受付などの窓口業務</p> <p>(4)事務所の位置:横浜市内(横浜市神奈川区栄町8番地の1 ヨコハマポートサイドビル)</p> <p>(5)議会の組織:関係市町村の議会の議員で構成(内訳:横浜市7名、川崎市3名、中核市2名(各市1名ずつ)、市6名、町村2名)</p> <p>(6)議員の選挙方法:市町村の議会議員による選挙(間接選挙)[任期1年]</p> <p>(7)長等の組織及び選任方法:広域連合長1名(関係市町村長の選挙による)[任期2年]、副広域連合長2名(関係市町村の長から広域連合長が任命)[任期2年]</p> <p>(8)経費支弁方法:医療給付等に係る市町村法定負担(負担割合:1/12)、人件費等共通経費に係る市町村負担(負担割合:均等割10%、被保険者数割45%、人口割45%)</p> <p>(9)その他執行機関:選挙管理委員会(委員4名)、監査委員(委員2名)</p> <p>16日 広域連合長の選出(山口巖雄 厚木市長)</p>
19. 2		<p>1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局の設置</p> <p>26日 広域連合長の選出(土屋侯保 大和市長)</p>
19. 3		<p>23日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回臨時会</p> <p>○広域連合の組織・人事・議会・財務等に関する各</p>

		<p>条例制定にかかる専決処分報告・承認</p> <p>(1) 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例</p> <p>(2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会設置条例</p> <p>(4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(5) 神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(6) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例</p> <p>(7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例</p> <p>(8) 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 他</p>
--	--	---

《平成19年度》		
19. 5		<p>1日 広域計画に対するパブリックコメント実施 (～31日)</p> <p>【実施結果】</p> <p>(1) 寄せられた意見の総数 28件(はがき20件、FAX1件、電子メール7件)</p> <p>(2) ご意見をいただいた方の年齢構成 40歳未満:1件 65歳～74歳:5件 75歳以上: 14件 不明:8件</p> <p>(3) 主なご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期証や資格証の発行には十分な配慮が必要 ・保険料を高くしない方法を考えてほしい など <p>24日 広域連合長の選出(石渡徳一 鎌倉市長)</p>
19. 7		<p>25日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約 改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>○城山町及び藤野町が相模原市に編入されたこと に伴う、地方公共団体数の変更(35→33)</p>
19. 8	<p>6日 「全国老人医療・国民健康保険主管課 (部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長 会議」を開催</p> <p>○平成20～21年度の保険料の算定方法等 について提示</p>	<p>27日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画 策定</p> <p>【広域計画 概要】</p> <p>(1) 後期高齢者医療事務の基本方針 法令の趣旨に則り、効率的かつ安定的な制度 運営を図るため、関係市町村と協調、協力し合 いながら、県内市町村民のニーズが反映される よう努める。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度の沿革・概要</p> <p>(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要</p> <p>(4) 後期高齢者医療制度における広域連合及び 市町村業務</p> <p>(5) 広域計画の期間・改定期間:5年間(平成19～ 23年度を1期とし、以降5年ごとに見直し)。 広域連合長が必要と認めたときは随時改定 を行う。</p>

19. 10	<p>19日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (全部改正)制定(平成20年4月施行)</p> <p>22日 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則制定(平成20年4月施行)</p> <p>30日 高齢者医療の負担の在り方について(与党 高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な内容】</p> <p>(1) 70～74歳の医療費自己負担割合の変更 (1割から2割へ)を20年度凍結</p> <p>(2) 被用者保険の被扶養者の保険料軽減 (激変緩和措置) 加入した月から2年間、所得割額が課されず、 均等割が5割軽減となるが、これに加えて</p> <p>①平成20年4月～9月:凍結</p> <p>②平成20年10月～21年3月:均等割額9割軽減とする。</p> </div> <p>31日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令公布(平成20年4月施行)</p>	
19. 11	<p>14日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成20年度から平成25年度までの間における財政安定化基金拠出率告示(平成20年4月適用)</p> <p>○拠出率 : 1万分の9(平成20～25年度まで)</p>	

	<p>22日</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令公布(平成20年4月施行)</p> <p>○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令公布(平成20年4月施行)</p> <p>30日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示(平成20年4月適用)</p> <p>(1)後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>(2)高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病</p> <p>(3)高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法</p> <p>(4)前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第3条に規定する保険者</p> <p>(5)社会保険診療報酬支払基金法第16条第1項及び国民健康保険法第45条第6項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件</p>	<p>16日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回臨時会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定</p> <p>【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 概要】</p> <p>(1)後期高齢者医療給付(葬祭費)</p> <p>(2)保険料(賦課額・所得割額・均等割額・所得割率・賦課限度額・減額・減免 他)</p> <p>(3)保健事業</p>
19. 12	28日 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準制定(平成20年4月施行)	
20. 3		<p>被保険者証の一斉交付(中旬～)</p> <p>27日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会</p> <p>○特別会計の設置、基金の設置等</p> <p>(1)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定(専決処分報告・承認)</p> <p>(2)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定</p> <p>(3)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定</p>

20. 4

1日 後期高齢者医療制度開始

【制度概要(施行開始時)】

(1)加入者(被保険者)

①75歳以上のもの

②65歳から74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた者

※ 生活保護受給者などは除く

神奈川県被保険者数	(平成20年4月末現在)
681, 840人(75歳以上:666, 441人	75歳未満(障害認定):15, 399人

(2)被保険者証

1人1枚(有効期限は各広域連合が任意に設定。神奈川県は平成24年7月31日を設定)

(3)運営

都道府県ごとに設置された広域連合が主体となり、市町村と連携し運営。

①広域連合の業務:被保険者証等の交付、保険料の決定、医療給付など

②市町村の業務:申請及び相談窓口、保険証の引渡し、保険料の徴収など

(4)医療費の負担割合

現役並み所得者は3割、それ以外は1割

(5)保険料

個人単位で賦課(賦課限度額50万円)。ただし軽減は世帯単位で判定

神奈川県の保険料率(平成20~21年度)	
均等割額:39, 860円	所得割額:7. 45%
保険料額 = 均等割額 + 所得割額	

(6)保険料の軽減・減免

①均等割額軽減…7割・5割・2割

②被用者保険の被扶養者に対する軽減

・加入した月から2年間は均等割額のみ

・平成20年9月まで徴収凍結

・平成20年10月~21年3月まで均等割額9割軽減

③その他、条例で定める個別減免

(7)保険料の納付

①特別徴収(原則として、年金受給額が年額18万円以上かつ介護保険料との合算が年金受給額の1/2を超えない者)

②普通徴収(①以外の者)

<p>20. 6</p>	<p>12日 高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について(政府・与党決定)</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1)保険料の軽減対策(平成21年度から実施)</p> <p>①均等割7割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下 →9割軽減</p> <p>②保険料賦課のもととなる所得金額が58万円以下→所得割5割軽減(段階的な軽減も検討)</p> <p>《平成20年度の経過措置》</p> <p>①均等割額7割軽減→8.5割軽減</p> <p>②賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →所得割額5割軽減</p> <p>(2)特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする</p> <p>[条件]</p> <p>①国保の保険料を確実に納付していた者(本人)が口座振替により納付する場合</p> <p>②連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる者(年金収入が180万円未満の者)で、その口座振替により納付する場合</p>	
<p>20. 7</p>	<p>25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行)</p> <p>○特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする</p>	<p>保険料額決定等の通知(上旬～中旬)</p> <p>18日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1)保険料の軽減対策(平成20年度の経過措置)</p> <p>①均等割額7割軽減→平成20年度は8.5割程度軽減</p> <p>②賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →平成20年度は所得割額を5割軽減</p> <p>(2)特別徴収→口座振替への変更を条件付きで可能とする(開始)</p> <p>※保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応</p>

20. 8		<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(平成20年7月18日)を受け、保険料額変更(該当者あて通知発送)</p> <p>【変更内容】</p> <p>(1)均等割額7割軽減⇒平成20年度は8.5割程度軽減</p> <p>(2)賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →平成20年度は所得割額を5割軽減</p> <p>1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>○市町村が行う事務を新たに規約に位置づけ ・保険料の徴収猶予にかかる窓口業務 等</p> <p>25日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例の一部改正(20年7月18日専決処分の報告・承認)等</p>
20. 9	<p>9日 「平成21年(度)における高齢者医療の負担のあり方について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1)被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平成22年3月まで継続</p> <p>(2)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施)→世帯構成や所得が変わらないにもかかわらず後期高齢者医療制度に加入したことにより負担区分が1割から3割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。</p> <p>(3)誕生月における自己負担限度額の見直し(平成21年1月実施)→誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。</p>	

20. 11	<p>18日 「長寿医療制度の改善策の円滑な実施について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <p>【主な内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(実施:21年4月～)</p> <p>21日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(一部を除き平成21年1月1日施行)</p> <p>【改正内容】 (1)次の場合、窓口負担を1割とする ①同じ世帯内に他の被保険者がいない ②同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満 (2)75歳到達月は、自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれを除く) 例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額:誕生月は44,400円→22,200円に変更</p>	
20. 12	<p>8日 都道府県ブロック会議 平成21年度からの保険料軽減のうち、所得割の軽減について、段階的な軽減は実施せず、一律5割とすることが示された。</p> <p>25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(公布日施行)</p> <p>【改正内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部改正を受け、</p> <p>(1)負担割合が3割から1割に変更した被保険者に変更後の被保険者証を送付[平成21年1月1日から適用]</p> <p>(2)負担割合が3割から1割に変更する可能性がある被保険者に基準収入額適用申請書等を送付</p> <p>(3)特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(平成21年4月からの特別徴収分について、口座振替への変更受付開始) ※(3)については、保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応</p>
21. 1	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令施行</p> <p>(1)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施) ○後期高齢者医療制度に加入したことによ</p>	

	<p>り、負担区分が3割から1割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。</p> <p>(2) 誕生月における自己負担限度額の見直し (平成21年1月実施)</p> <p>○ 誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。</p>	
21.3		<p>16日 広域連合長の選出(服部信明 茅ヶ崎市長)</p> <p>※任期は平成21年4月1日から</p> <p>27日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会</p> <p>○ 後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 後期高齢者医療に関する条例</p> <p>① 均等割額7割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下→9割軽減</p> <p>② 賦課のもととなる所得金額が58万円以下→所得割額を5割軽減</p> <p>③ 被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平成22年3月まで継続</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>① 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるために処分要件の追加</p> <p>② 条例の失効期日を平成22年3月31日から平成23年3月31日に延長</p> </div>

《平成21年度》		
21. 6		17日 神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 均等割額7割軽減⇒8.5割軽減(平成21年4月から平成22年4月まで継続)
21. 8		24日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例の一部改正(平成21年6月17日専決処分の報告・承認) ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 【改正内容】 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加
21. 9	9日 「三党連立政権合意書」 後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険は守る。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。	28日 平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 【補正理由】 高額療養費特別支給金の財源に充てるため
21. 11	30日 高齢者医療制度改革会議(第1回) 後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について、以下を基本として検討を行うことが示された。(廃止見込時期:平成25年3月) ①後期高齢者医療制度は廃止する ②マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する ③後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする ④市町村国保などの負担増に十分配慮する。 ⑤高齢者の保険料が急に増加したり、不公正なものにならないようにする ⑥市町村国保の広域化につながる見直しを行う	
22. 1		26日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療

		<p>に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】 平成22年度及び平成23年度の保険料率決定 均等割額:39,860円⇒39,260円(△600円) 所得割率:7.45%⇒7.42%(△0.03%)</p>
22.2	<p>3日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行)</p> <p>○被用者保険の被扶養者の保険料軽減 均等割額9割軽減を、当分の間継続</p>	
22.3		<p>29日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例、後期高齢者医療臨時特例基金条例の一部改正等</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1)後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>①均等割額7割軽減⇒8.5割軽減</p> <p>②被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策(均等割額9割軽減)</p> <p>(2)療養給付費等支払準備基金条例</p> <p>特定期間にとらわれることなく、実態に即して医療制度に係る保険給付等に要する費用に充てるため処分要件を変更</p> <p>(3)臨時特例基金条例</p> <p>「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加</p>

《平成22年度》		
22. 5	19日 「新たな高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～6月7日)	21日 広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～6月21日)
22. 8	7日 「高齢者医療制度についての意見交換会」の開催 20日 高齢者医療制度改革会議(第9回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(中間とりまとめ)」が示された。 【主な内容】 (1)75歳以上も国民健康保険か被用者保険に加入する。 (2)国民健康保険については、第一段階で高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る	30日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
22. 9	9日 「高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～19日)	
22. 10	5日 「新たな高齢者医療制度についての公聴会(関東・信越ブロック)」開催	
22. 11		26日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 【改正内容】 共通経費に係る市町村負担の変更 均等割 10%⇒5% 被保険者数割及び人口割 45%⇒47.5% (平成23年4月1日施行)
22. 12	20日 高齢者医療制度改革会議(第14回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(最終とりまとめ)」が示された。 【主な内容】 (1)後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する (2)国民健康保険については、第一段階で、高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る (3)第二段階に向けては、保険料の設定、費用	

	<p>負担のあり方、事務体制のあり方等について、第一段階の都道府県単位化の施行状況を見ながら判断する</p> <p>(4) 新たな制度への移行においては、被用者保険・国保組合に加入する以外は、自動的に国民健康保険に加入する</p> <p>(5) 被用者保険等への加入については手続きが必要なため、届出漏れが生じないように周知・広報を行う</p> <p>(6) 高齢者の健康診査は、各保険者の義務とする</p>	
23. 3	<p>11日 東日本大震災による被災者に対する特別措置が示された。</p> <p>○「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(事務連絡)</p> <p>被災に伴い被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、氏名等の申し立てにより受診できる取扱いとする。</p> <p>○「災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」(事務連絡)</p> <p>被災した被保険者等に係る一部負担金及び保険料について、その被害状況に応じて、減免等適切な措置を講じること。</p>	<p>14日 広域連合長の選出(阿部孝夫 川崎市長) ※任期は平成23年4月1日から</p> <p>24日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p>

《平成23年度》		
23. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
23. 6	<p>30日 社会保障・税一体改革成案決定（政府・与党社会保障改革検討本部）</p> <p>高齢者医療制度の見直し（高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど）</p>	<p>21日 神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正（専決処分）</p> <p>【改正内容】 条例附則に「東日本大震災に係る保険料減免の特例」を加える</p>
23. 8		29日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
23. 10		<p>3日 第2次広域計画案に対するパブリックコメント実施（～31日）</p> <p>【実施結果】</p> <p>(1)意見提出件数 51件（提出者は10人）</p> <p>(2)意見の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域計画、制度全般について 13件 ・保険料、資格、給付について 23件 ・議会、広報広聴について 12件 ・その他 3件
24. 1	<p>6日 社会保障・税一体改革素案決定（政府・与党社会保障改革本部）</p> <p>高齢者医療制度の見直し</p> <p>○ 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。</p> <p>○ 高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。</p> <p>☆ 具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。</p>	

<p>24. 2</p>	<p>17日 社会保障・税一体改革大綱を閣議決定</p> <p>高齢者医療制度の見直し</p> <p>○ 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。</p> <p>○ 高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。</p> <p>☆ 具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。</p>	<p>3日 平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>平成24年度及び平成25年度の保険料率決定均等割額：39,260円⇒<u>41,099円</u> (+1,839円)</p> <p>所得割率：7.42%⇒<u>8.01%</u> (+0.59%)</p> <p>賦課限度額：50万円⇒55万円</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成 ※詳細P127～P136</p> <p>【内容】</p> <p>対象期間：4年（平成24年度～27年度）</p> <p>項目：①はじめに</p> <p>②現状と課題</p> <p>③広域連合の基本方針と施策の方向性</p> <p>④広域連合及び市町村が行う業務に関すること</p> <p>⑤第2次広域計画の期間及び改定に関すること</p>
<p>24. 3</p>		<p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長</p> <p>【内容】</p> <p>○原発事故に伴う警戒区域等 平成25年2月28日まで延長</p> <p>○上記以外の被災地域 平成24年9月30日まで延長</p> <p>○入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日まで</p>

3 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要

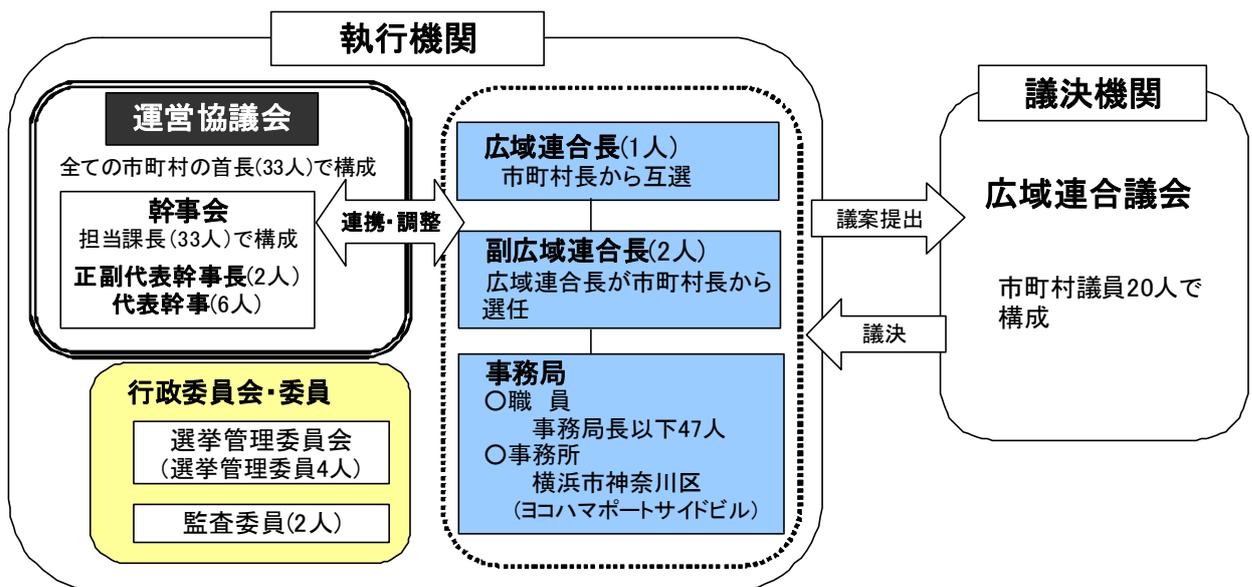
神奈川県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の運営主体として、後期高齢者医療事務の効率的な処理と、制度の安定的な運営を目的として、平成19年1月11日に神奈川県知事の許可を受け設立された。

広域連合は地方自治法に基づく特別地方公共団体であることから、議会、選挙管理委員会、監査委員の設置などが義務づけられており、広域連合議会は市町村議会から選挙された議員(定数20名)により構成され、審議、議決を行っている。

また、広域連合の構成団体である市町村がその運営に参画する仕組みとして、神奈川県独自に、構成市町村の首長で構成する「運営協議会」の設置を広域連合規約において定めており、広域連合の運営上の重要事項について、広域連合長と連携・調整を図っている。

さらに、運営協議会の下部機関として、市町村の後期高齢者医療制度を担当する課長をもって組織される幹事会を設置している。

広域連合の組織と構成市町村の関係図(平成24年度)

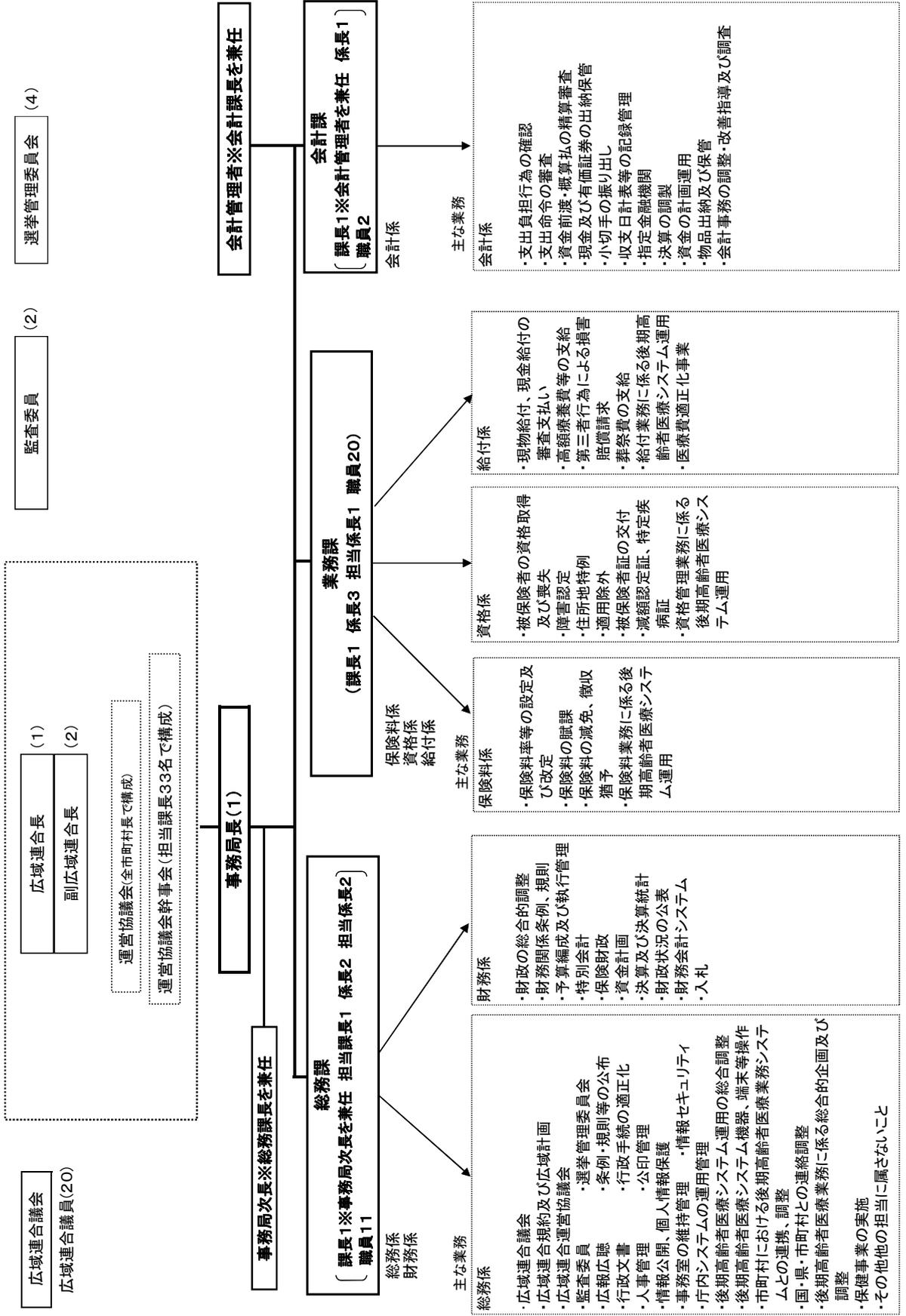


広域連合事務局では、後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の資格の管理や保険料の決定、医療の給付など制度の運営に関する事務等を行い、市町村は保険料徴収や申請・届出の受付や相談などの窓口業務を行うことが広域連合規約に定められている。

広域連合事務局は、当初の職員数50名を平成24年度までの間に47名に改め、3課6係体制で市町村と連携しながら業務を行っている。

3 広域連合の組織、事務分掌等

広域連合の組織と主な業務内容（平成24年度） 平成24年4月13日現在（ ）内は人数



4 一般会計収支状況

平成20年4月に後期高齢者医療制度が開始され、施行4年目となる平成23年度は、一般会計歳入歳出予算の総額を20億2,131万2千円と定め、事業の執行にあたった。

歳入では、国からの交付金の受け入れに伴う増額補正を行ったこと等から、平成23年度の歳入決算額は22億4,025万3,302円となった。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金18億5,150万7,000円（歳入全体の割合82.6%）、次いで国からの支出金1億8,499万1,548円（8.3%）となっている。

歳出では、事業費の増加に伴う市町村補助金の増額補正を行ったこと等から、歳出決算額は18億2,386万7,266円となり、歳入歳出差引残額は、4億1,638万6,036円となった。

歳出の状況を目的別に見ると、広域連合運営管理費、広域連合事業費負担金（県内各市からの派遣職員に係る人件費相当分負担金）、高齢者医療管理費、資格管理事業費、医療費適正化事業費、給付関係事業費、電算システム関係費等の総務費が歳出全体の99.8%を占めている。

性質別では、物件費が12億7,812万5,001円（歳出全体の割合70.1%）、補助費等（県内各市からの派遣職員に係る人件費相当分負担金、市町村補助金ほか）が5億4,154万2,441円（29.7%）、人件費（議員報酬・特別職報酬）が110万5,000円（0.1%）となっている。

平成23年度 一般会計歳入歳出 決算概要

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較	収入率
1.	分担金及び負担金	1,851,507,000	1,851,507,000	1,851,507,000	0	0	0	100.00%
	1. 負担金	1,851,507,000	1,851,507,000	1,851,507,000	0	0	0	100.00%
2.	国庫支出金	183,274,000	184,991,548	184,991,548	0	0	1,717,548	100.94%
	1. 国庫補助金	183,274,000	184,991,548	184,991,548	0	0	1,717,548	100.94%
3.	繰入金	2,765,000	2,775,000	2,775,000	0	0	10,000	100.36%
	1. 基金繰入金	2,765,000	2,775,000	2,775,000	0	0	10,000	100.36%
4.	繰越金	15,397,000	200,330,758	200,330,758	0	0	184,933,758	1301.10%
	1. 繰越金	15,397,000	200,330,758	200,330,758	0	0	184,933,758	1301.10%
5.	諸収入	101,000	648,996	648,996	0	0	547,996	642.57%
	1. 預金利子	100,000	128,979	128,979	0	0	28,979	128.98%
	2. 雑入	1,000	520,017	520,017	0	0	519,017	52001.70%
歳入合計		2,053,044,000	2,240,253,302	2,240,253,302	0	0	187,209,302	109.12%

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較	執行率
1.	議会費	1,510,000	881,390	0	628,610	628,610	58.37%
	1. 議会費	1,510,000	881,390	0	628,610	628,610	58.37%
2.	総務費	2,038,439,000	1,819,891,052	0	218,547,948	218,547,948	0.00%
	1. 総務管理費	2,038,089,000	1,819,573,624	0	218,515,376	218,515,376	89.28%
	2. 選挙費	49,000	34,500	0	14,500	14,500	70.41%
	3. 監査委員費	301,000	282,928	0	18,072	18,072	94.00%
3.	民生費	3,095,000	3,094,824	0	176	176	99.99%
	1. 社会福祉費	3,095,000	3,094,824	0	176	176	99.99%
4.	予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
	1. 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
歳出合計		2,053,044,000	1,823,867,266	0	229,176,734	229,176,734	88.84%

歳入歳出差引残額 416,386,036 円

5 特別会計収支状況

平成23年度後期高齢者医療特別会計は歳入歳出予算の総額を当初6,379億5,586万6千円と定めたが、東日本大震災に係る災害臨時特例補助金の受け入れや前年度繰越金の確定に伴う増額補正を行ったため、平成23年度の予算現額としては歳入歳出ともに6,412億2,501万2千円となった。

また、東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除及び保険料の減免措置を行った。

歳入では、前年度に比べて被保険者数が毎月平均3千人ずつ増加したこと、また療養給付費に係る一人当たり医療費も1.6%増加したことから、事業規模が拡大し、決算額は前年度比4.5%増の6,360億9,151万8,814円となった。

歳入の主なものは、市町村支出金1,222億3,409万960円（歳入全体の割合19.2%）、国庫支出金1,774億5,275万8,829円（同27.9%）、県支出金498億5,897万5,000円（同7.8%）、支払基金交付金2,771億3,932万2,152円（同43.6%）で全体の98.5%を占めている。

市町村支出金のうち保険料納付金は、滞納繰越分を含めて680億5,643万4,507円（同10.7%）であった。

歳出では、療養給付費等が各月とも前年に比べて平均約7.2%増加し、決算額は前年度比4.7%増の6,351億8,171万6,543円となった。歳出の主なものは保険給付費の6,265億2,553万2,267円で、歳出全体の約98.6%を占めている。

その結果、歳入歳出差引額は9億980万2,271円となり、療養給付費等支払準備基金残高を加えた29億5,813万1,271円を平成24・25年度の保険料率の上昇抑制等に活用する。

平成23年度 特別会計歳入歳出 決算概要

歳 入		(単位：円)						
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	収入率
1.	市町村支出金	124,002,880,000	122,234,090,960	122,234,090,960	0	0	△ 1,768,789,040	98.57%
	1. 市町村負担金	124,002,880,000	122,234,090,960	122,234,090,960	0	0	△ 1,768,789,040	98.57%
2.	国庫支出金	174,309,847,000	177,452,758,829	177,452,758,829	0	0	3,142,911,829	101.80%
	1. 国庫負担金	141,790,257,000	143,445,440,186	143,445,440,186	0	0	1,655,183,186	101.17%
	2. 国庫補助金	32,519,590,000	34,007,318,643	34,007,318,643	0	0	1,487,728,643	104.57%
3.	県支出金	49,380,621,000	49,858,975,000	49,858,975,000	0	0	478,354,000	100.97%
	1. 県負担金	49,380,620,000	49,858,975,000	49,858,975,000	0	0	478,355,000	100.97%
	2. 県政安定化基金交付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000	0.00%
4.	支払基金交付金	284,652,326,000	277,139,322,152	277,139,322,152	0	0	△ 7,513,003,848	97.36%
	1. 支払基金交付金	284,652,326,000	277,139,322,152	277,139,322,152	0	0	△ 7,513,003,848	97.36%
5.	特別高額医療費共同事業交付金	140,093,000	131,819,537	131,819,537	0	0	△ 8,273,463	94.09%
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	140,093,000	131,819,537	131,819,537	0	0	△ 8,273,463	94.09%
6.	財産収入	1,511,000	702,991	702,991	0	0	△ 808,009	46.52%
	1. 財産運用収入	1,511,000	702,991	702,991	0	0	△ 808,009	46.52%
7.	繰入金	6,386,322,000	6,696,668,962	6,696,668,962	0	0	310,346,962	104.86%
	1. 基金繰入金	6,383,227,000	6,693,574,138	6,693,574,138	0	0	310,347,138	104.86%
	2. 他会計繰入金	3,095,000	3,094,824	3,094,824	0	0	△ 176	99.99%
8.	繰越金	2,045,236,000	2,045,236,163	2,045,236,163	0	0	163	100.00%
	1. 繰越金	2,045,236,000	2,045,236,163	2,045,236,163	0	0	163	100.00%
9.	県政安定化基金借入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000	0.00%
	1. 県政安定化基金借入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000	0.00%
10.	諸収入	306,175,000	532,066,879	531,944,220	80,140	42,519	225,769,220	173.74%
	1. 返還金、加算金及び滞料	10,001,000	15,631,240	15,631,240	0	0	5,630,240	156.30%
	2. 預金利子	10,000,000	11,644,687	11,644,687	0	0	1,644,687	116.45%
	3. 雑入	286,174,000	504,790,952	504,668,293	80,140	42,519	218,494,293	176.35%
歳入合計		641,225,012,000	636,091,641,473	636,091,518,814	80,140	42,519	△ 5,133,493,186	99.20%

歳 出		(単位：円)					
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	執行率
1.	保険給付費	632,185,667,000	626,525,532,267	0	5,660,134,733	5,660,134,733	99.10%
	1. 保険給付費	632,185,667,000	626,525,532,267	0	5,660,134,733	5,660,134,733	99.10%
2.	県政安定化基金拠出金	544,160,000	524,266,000	0	19,894,000	19,894,000	96.34%
	1. 県政安定化基金拠出金	544,160,000	524,266,000	0	19,894,000	19,894,000	96.34%
3.	特別高額医療費共同事業拠出金	133,546,000	114,215,451	0	19,330,549	19,330,549	85.53%
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	133,546,000	114,215,451	0	19,330,549	19,330,549	85.53%
4.	保健事業費	1,895,000,000	1,688,519,666	0	206,480,334	206,480,334	89.10%
	1. 健康保持増進事業費	1,895,000,000	1,688,519,666	0	206,480,334	206,480,334	89.10%
5.	基金積立金	6,161,638,000	6,160,829,991	0	808,009	808,009	99.99%
	1. 基金積立金	6,161,638,000	6,160,829,991	0	808,009	808,009	99.99%
6.	公債費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
	1. 利子	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
7.	諸支出金	295,001,000	168,353,168	0	126,647,832	126,647,832	57.07%
	1. 償還金及び滞り加算金	295,001,000	168,353,168	0	126,647,832	126,647,832	57.07%
歳出合計		641,225,012,000	635,181,716,543	0	6,043,295,457	6,043,295,457	99.06%

歳入歳出別残額

909,802,271 円

6 概況

6-1 被保険者

6-1-1 被保険者の傾向

被保険者数は、平成23年3月末が785,970人、平成24年3月末現在では、821,574人となり、1年間で35,604人、4.53%増加している。

被保険者全体の821,574人のうち、75歳以上は、813,553人であり、全体の99.02%を占めている。また、65歳以上75歳未満で障害認定を受けた者（法第50条第2号による者。以下同じ。）は、8,021人であり、全体の0.98%となっている。

6-1-2 障害認定者数

障害認定者数は、平成23年3月末が9,116人、平成24年3月末は、8,021人となっている。被保険者全体に占める割合は、1.16%から0.98%に減少している。

6-1-3 被保険者数の多い市町村・少ない市町村

県内の被保険者数をみると、もっとも多いところは横浜市の337,697人、川崎市の105,802人の順であり、少ないところは清川村の343人、中井町の1,029人の順である。

また、人口に対する被保険者数の割合の高いところは真鶴町の16.99%、山北町の16.27%、の順であり、低いところは厚木市の7.23%、海老名市の7.38%の順である。

表1：被保険者数の多い市町村、少ない市町村

被保険者数の多い市町村	被保険者数の少ない市町村
1. 横浜市（337,697人）	1. 清川村（343人）
2. 川崎市（105,802人）	2. 中井町（1,029人）
3. 相模原市（56,074人）	3. 真鶴町（1,352人）

表2：人口に対する被保険者数割合の高い市町村、低い市町村

被保険者割合の高い市町村	被保険者割合の低い市町村
1. 真鶴町（16.99%）	1. 厚木市（7.23%）
2. 山北町（16.27%）	2. 海老名市（7.38%）
3. 湯河原町（14.98%）	3. 川崎市（7.39%）

※全市町村の状況については、P61、P62参照

6-1-4 被保険者の伸び率

神奈川県全体での被保険者数の平成23年度の伸び率は4.53%である。なお、もっとも伸び率の高い市町村は、綾瀬市の7.88%、座間市の7.26%の順であり、低い市町村は清川村の0.29%、山北町の1.25%の順である。

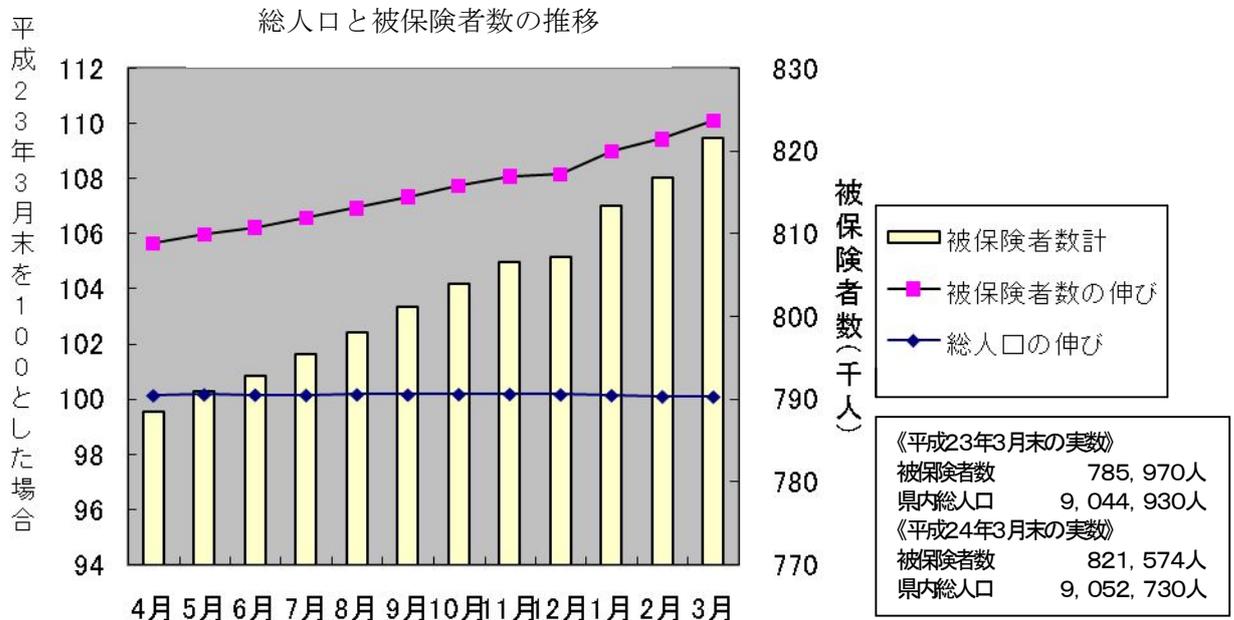
表3：伸び率の高い市町村、低い市町村

伸び率の高い市町村	伸び率の低い市町村
1. 綾瀬市 (7.88%)	1. 清川村 (0.29%)
2. 座間市 (7.26%)	2. 山北町 (1.25%)
3. 海老名市 (7.10%)	3. 真鶴町 (1.27%)

※全市町村の状況については、P65参照

6-1-5 神奈川県の総人口と被保険者数の推移

神奈川県の総人口が平成23年3月末から平成24年3月末までの間に、7,800人(0.09%)増加したのに対し、被保険者数は35,634人(4.53%)増加しており、神奈川県の総人口に対する被保険者数の割合は23年3月末では8.69%、24年3月末は9.08%に増加している。



6-2 保険料

6-2-1 賦課状況

平成22年度及び平成23年度の神奈川県内における均一の保険料率は、均等割額が39,260円(年額)、所得割率が7.42%であり、平成22・23年度保険料試算時の神奈川県の一人当たり平均額は85,724円となっている。

これに対し、全国平均では、均等割額が41,700円(年額)、所得割率が7.88%、一人当たり平均額は約63,300円となっている。

神奈川県の全国における順位は、47都道府県のうち数値の高い順に均等割額が第34位、所得割率が第30位となり、一人当たり平均額は第2位となる。

上記の神奈川県内における均一の保険料率を前提とした平成23年度の賦課総額については854億9,244万119円である。

保険料額の軽減状況としては、軽減総額は120億7,385万7,298円となり、その内訳としては次のとおり。

所得に応じた軽減	所得割額軽減	5割軽減	652,783,699円
	均等割額軽減	9割軽減	5,918,727,672円
		8.5割軽減	2,843,175,829円
		5割軽減	228,532,460円
		2割軽減	369,711,420円
被用者保険の被扶養者の均等割額軽減			2,060,926,218円

6-2-2 収納状況

平成23年度の県内全体の収納状況は次のとおり。

【現年度分】

調定総額	収納総額	収納率
68,100,152,920円	67,526,378,516円	99.15%

※ 保険料率算定時における平成23年度の予定収納率(98.76%)

【滞納繰越分】

調定総額	収納総額	収納率
1,011,360,152円	282,820,976円	27.96%

※ 県内全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して、小数点第3位以下を切り捨てて算出。

平成23年度の減免状況については、申請件数362件のうち、減免決定は351件、減免額は約1,188万円となっている。内訳については次表のとおり。

申請 件数	決定件数			却下 件数	減免額
	災害に よる減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免		
362 (259)	333 (257)	10 (0)	8 (0)	11 (2)	11,880,290円 (8,427,500円)

※（ ）は、内数で東日本大震災に係る減免

6-2-3 特別徴収・普通徴収状況

平成23年度の県内全体の特別徴収・普通徴収状況は次のとおり。

特別徴収	調定額	39,339,586,980円
	収納額	39,339,586,980円
	収納率	100.00%
普通徴収	調定額	28,760,565,940円
	収納額	28,186,791,536円
	収納率	98.00%
全 体	調定額	68,100,152,920円
	収納額	67,526,378,516円
	収納率	99.15%

6-2-4 口座振替の割合

平成23年度の県内全体の普通徴収対象者数、口座振替納付者数及び口座振替納付者の割合は次のとおり。

普通徴収対象者数(A)	245,372 人
普通徴収対象者のうち口座振替納付者数(B)	134,415 人
口座振替納付者のうち特別徴収から変更した者の数(C)	51,024 人
口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を含む) (B/A)×100	54.78 %
口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を除く) ((B-C)/A)×100	33.99 %

※対象者数等は、平成24年3月期徴収分における全市町村の合計数値

6-3 保険給付

6-3-1 医療費の状況（現物給付+現金給付）

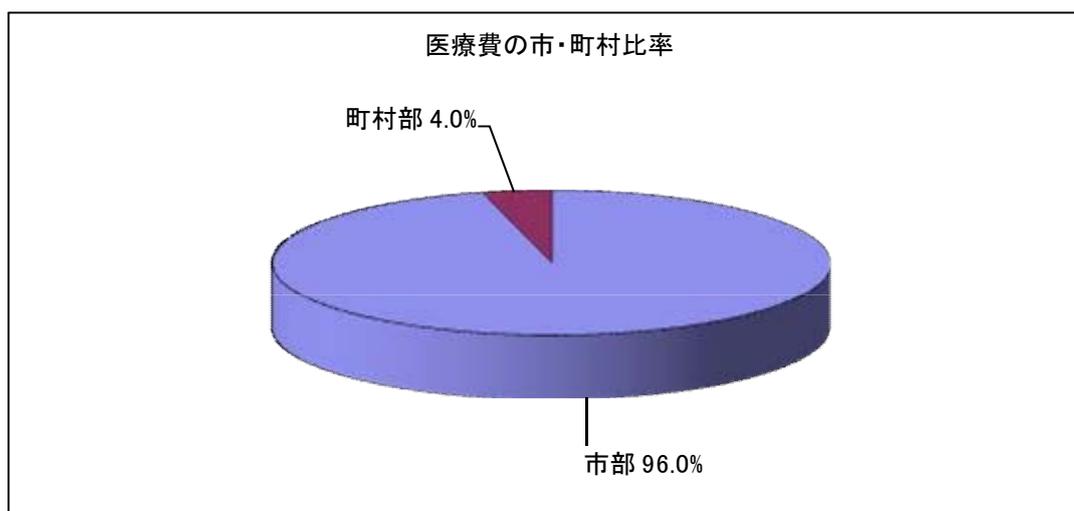
平成23年度の医療費については、3月診療（4月審査）～2月診療（3月審査）分の12ヶ月間となる。従って、被保険者数と給付費の関係をみる場合は、12ヶ月ベースで算出となる。

県全体は、医療費6,832億79万625円、1人あたり医療費853,941円（※）である。

内訳は、市部については、医療費6,557億3,248万4,105円（全体の96%）、1人あたり医療費855,782円、町村部については、医療費274億6,830万6,520円（全体の4%）、1人あたり医療費812,191円である。

※現物給付（療養給付費）の1人あたり医療費は、837,831円。

	医療費	1人あたり医療費
県 合計	683,200,790,625円	853,941円
市部 計	655,732,484,105円	855,782円
町村部 計	27,468,306,520円	812,191円



<医療費が多い市町村・少ない市町村>

県全体の医療費のうち、もっとも多いところは横浜市、次いで川崎市、相模原市である。もっとも少ないところは清川村、次いで中井町、大井町である。

医療費の多い市町村	医療費の少ない市町村
1. 横浜市 (284,658,594,573円)	1. 清川村 (280,193,947円)
2. 川崎市 (95,375,672,300円)	2. 中井町 (782,901,023円)
3. 相模原市 (44,575,452,709円)	3. 大井町 (1,067,458,495円)

※全市町村の状況については、P73参照

< 1人あたり医療費が多い市町村・少ない市町村 >

県全体の1人あたり医療費のうち、もっとも多いところは川崎市、次いで小田原市、横浜市である。もっとも少ないところは大井町、次いで愛川町、中井町である。

1人あたり医療費が多い市町村		1人あたり医療費が少ない市町村	
1. 川崎市	(924,272円)	1. 大井町	(708,333円)
2. 小田原市	(866,089円)	2. 愛川町	(749,558円)
3. 横浜市	(865,355円)	3. 中井町	(775,149円)

※全市町村の状況については、P73参照

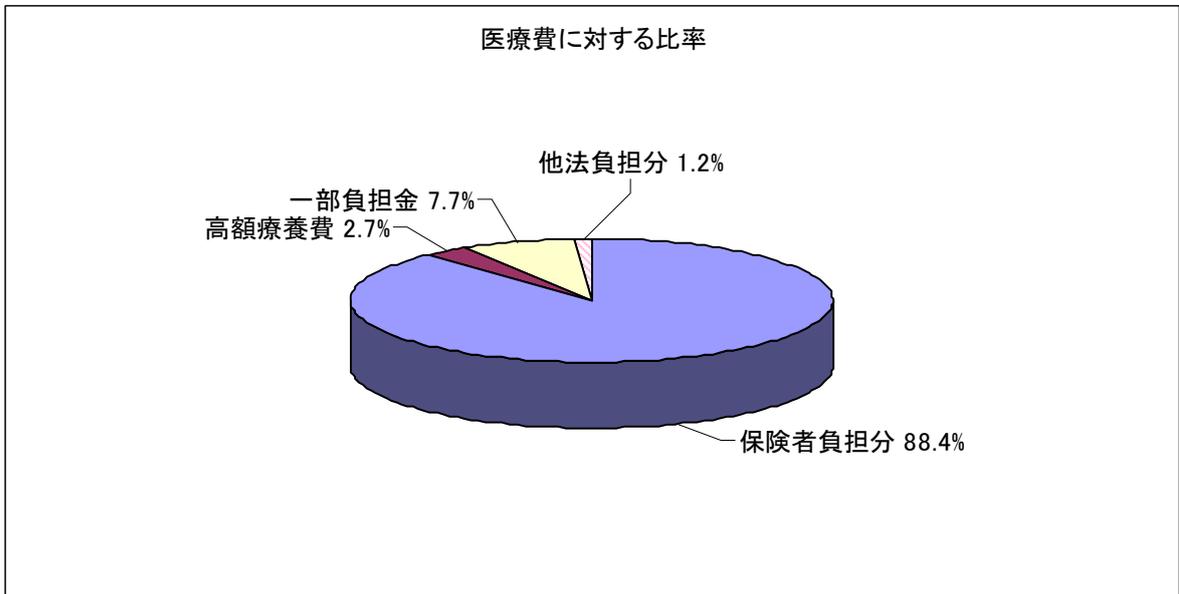
< 医療費の内訳 >

医療費を構成する内訳は、保険者負担分・高額療養費・一部負担金・他法負担分である。

各内訳の金額は保険者負担分6,039億8,525万8,272円、高額療養費184億8,698万2,572円、一部負担金526億9,182万9,460円、他法負担分80億3,672万321円になる。

広域連合の保険者負担分は88.4%、高額療養費は2.7%を占め、医療費の91.1%を占める。

保険者負担分 (高額療養費を除く)	高額療養費	一部負担金	他法負担分
603,985,258,272円	18,486,982,572円	52,691,829,460円	8,036,720,321円

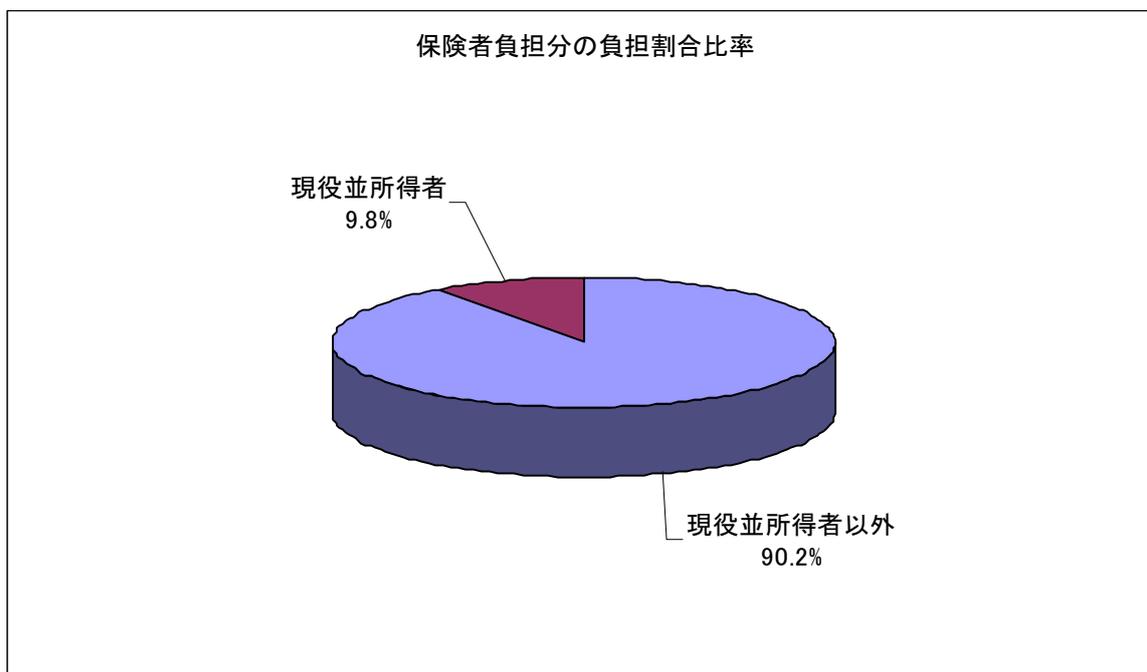


<保険者負担分の負担割合別内訳>

保険者負担分(※) 6,224億7,224万844円のうち、現役並み所得者の保険者負担分は、610億4,821万3,293円(全体の9.8%)。現役並み所得者以外の保険者負担分は、5,614億2,402万7,551円(全体の90.2%)である。

保険者負担分(※)	現役並み所得者	現役並み所得者以外
622,472,240,844円	61,048,213,293円	561,424,027,551円

※高額療養費を含めた現物給付と現金給付の合計。



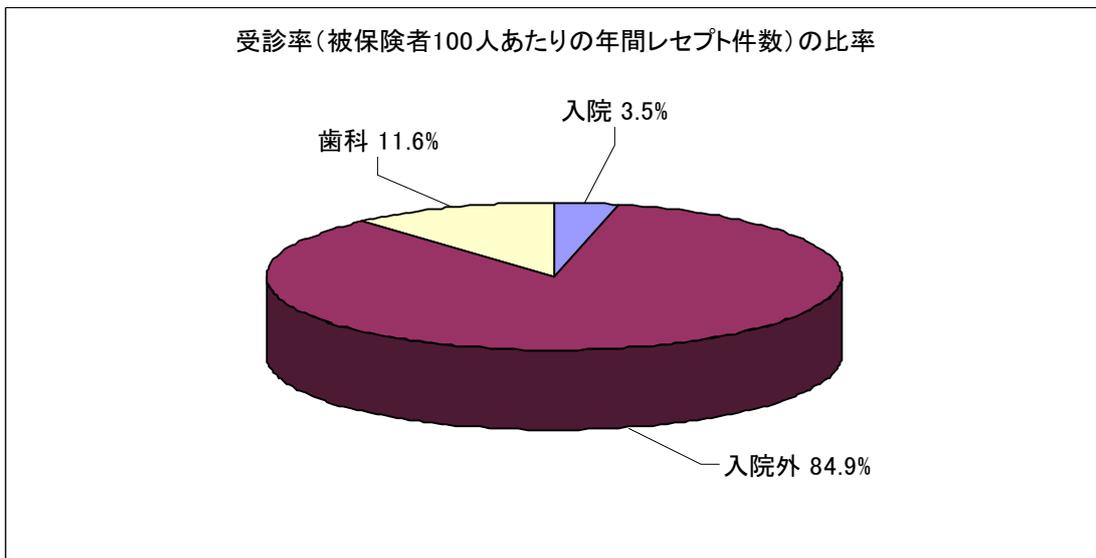
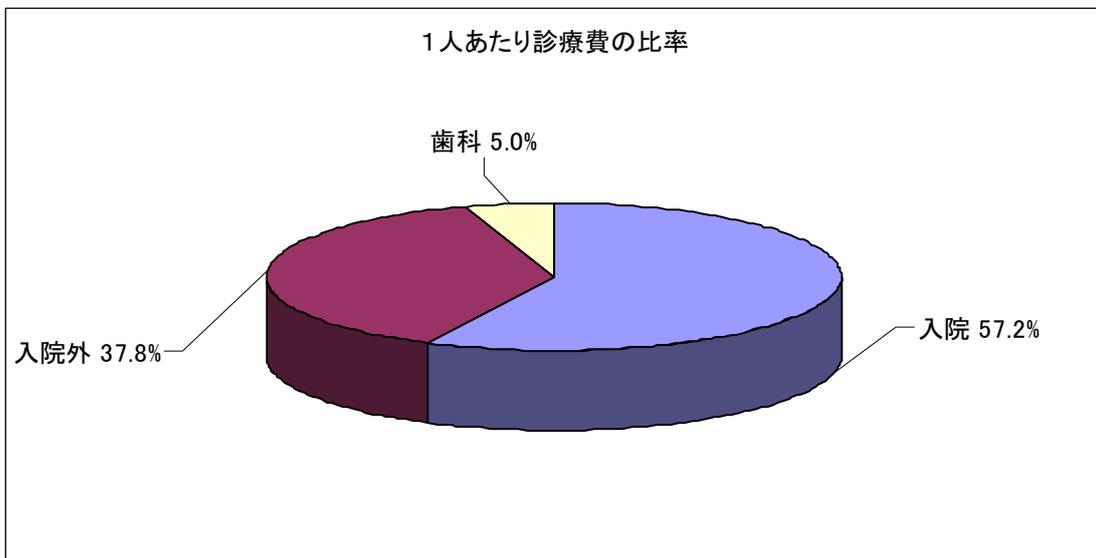
6-3-2 現物給付

< 1人あたり診療費の状況 >

「入院」・「入院外」・「歯科」の1人あたりの年計の診療費の状況については次のとおりとなる。

	1人あたり診療費	受診率(※)	1件あたり日数	1日あたり診療費
入院	379,158円	69.04	16.66日	32,969円
入院外	250,944円	1,659.97	1.98日	7,644円
歯科	33,158円	226.44	2.18日	6,711円
合計	663,260円	1,955.45	2.52日	13,461円

※被保険者100人あたりの年間レセプト件数。



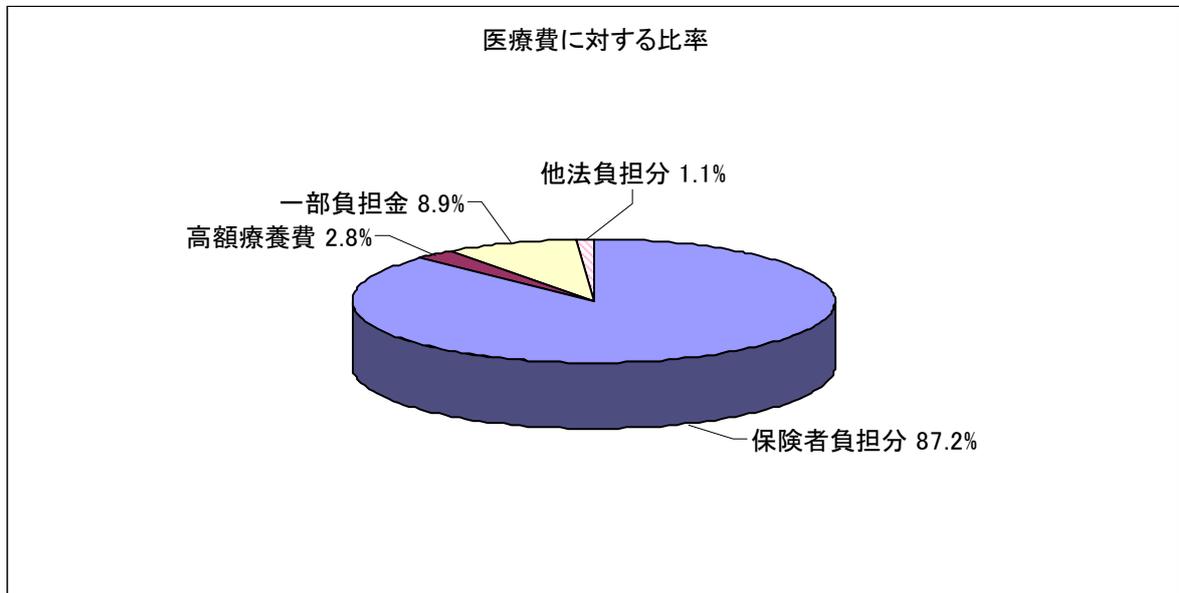
<現物給付（療養の給付費）の内訳>

現物給付を構成する内訳は、保険者負担分・高額療養費・一部負担金・他法負担分がある。

各内訳の金額は保険者負担分5,845億9,741万9,665円、高額療養費184億8,683万5,291円、一部負担金593億2,442万70円、他法負担分79億332万1,150円になる。

広域連合の保険者負担分は87.2%、高額療養費は2.8%を占め、現物給付の90%を占める。

保険者負担分 (高額療養費を除く)	高額療養費	一部負担金	他法負担分
584,597,419,665円	18,486,835,291円	59,324,420,070円	7,903,321,150円



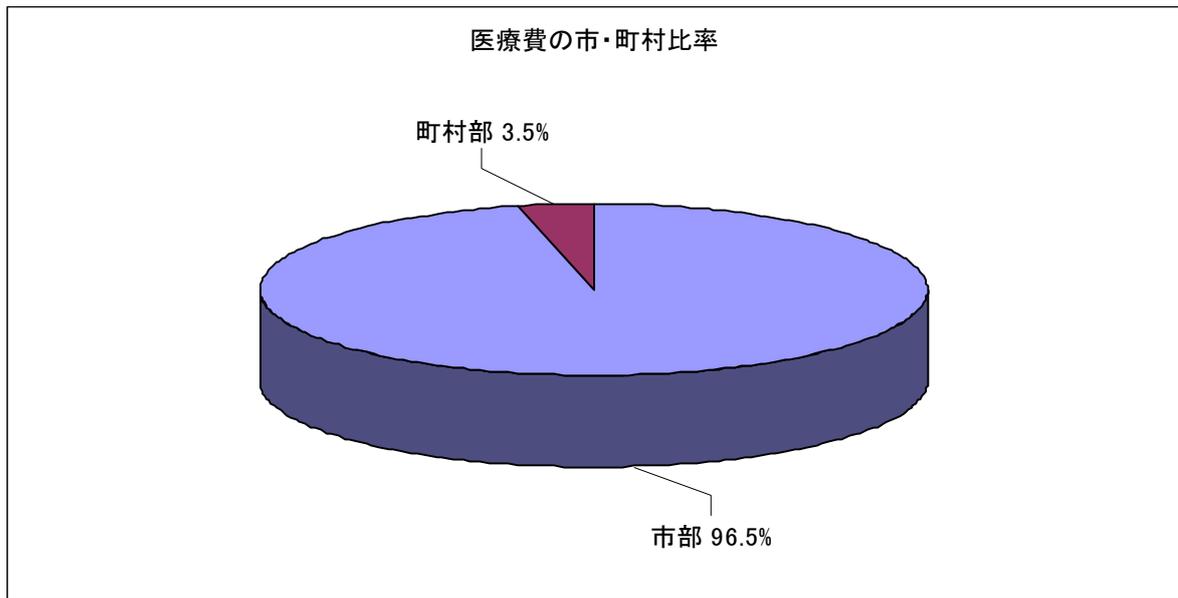
6-3-3 現金給付

<現金給付（療養費等）の状況>

現金給付については、193億8,798万5,888円となる。

内訳は市部については、187億1,668万7,874円（全体の96.5%）、町村部については、6億7,129万8,014円（全体の3.5%）である。

県全体	市部	町村部
19,387,985,888円	18,716,687,874円	671,298,014円



1人あたり現金給付の多い市町村	1人あたり現金給付の少ない市町村
1. 川崎市 (29,948円)	1. 箱根町 (12,986円)
2. 横浜市 (25,138円)	2. 開成町 (14,836円)
3. 葉山町 (24,974円)	3. 山北町 (14,898円)

※全市町村の状況については、P73参照

1人あたり現金給付のうち、もっとも多い市町村は川崎市、次いで横浜市、葉山町である。もっとも少ない市町村は箱根町、次いで開成町、山北町である。

6-4 保健事業

6-4-1 基本的な検査項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）においてすべての対象者が受診する健診項目と同様で（腹囲を除く）、次の9項目からなる。

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、各市町村が実施する健康診査事業に対し補助金を交付しているが、基本的な検査項目である9項目（広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定）を実施していることを交付の必須条件としている。

基本的な検査項目

- (1) 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- (2) 自覚症状及び多覚症状の有無の検査
- (3) 身長及び体重の検査
- (4) BMIの測定（ $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$ ）
- (5) 血圧の測定
- (6) GOT、GPT及び γ -GTPの検査
- (7) 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールの量の検査
- (8) 血糖検査
- (9) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

6-4-2 受診人数と被保険者に占める割合

平成23年度の受診人数は179,995人となっている。

また、平成23年4月1日現在の被保険者数は、785,970人で、受診率は22.90%となっている。

受診者数の多い市町村は、川崎市32,123人、横浜市31,317人、藤沢市20,465人の順である。

受診率の高い市町村は、藤沢市56.19%、茅ヶ崎市52.56%、綾瀬市51.22%の順である。

6-5 医療費適正化

6-5-1 過誤調整

神奈川県後期高齢者医療広域連合では、厚生労働省の医療費適正化事業に基づき、資格過誤点検業務、診療報酬明細書内容点検業務をおこなってきた。

平成23年度の過誤調整の傾向

昨年度と同様に被保険者証年次更新以降から過誤件数が増加している。

また、平成22年2月から資格過誤点検を柔道整復師の施術についても実施しているため、件数は増加している。

平成23年度実績

返戻件数	92,548枚	過誤調整額	3,314,694,000円
------	---------	-------	----------------

平成23年度再審査実績

申出件数	127,381件	査定件数	46,721件	査定額	1,314,045,117円
------	----------	------	---------	-----	----------------

6-5-2 第三者行為の求償概要

第三者行為の求償とは交通事故等、第三者の不法行為によって生じた保険給付について、加害者（損害賠償責任者）に対して損害賠償請求をすることである。

第三者行為による事故は大半が交通事故によるものであることからこれが主となっている。その他として傷病事件などがある。

高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項の損害賠償請求権に基づいて求償している。

平成23年度実績

求償事務処理件数	求償額
2,727件	388,662,944円

6-5-3 医療費通知

被保険者に対し、健康に対する意識を高めていただき、ひいては、後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的として、年2回発送した。

1回目 平成23年9月27日（平成23年1月～6月診療分）

2回目 平成24年3月21日（平成23年7月～12月診療分）

市町村名	被保険者数 (23年6月)	1回目		被保険者数 (23年12月)	2回目	
		発送対象者数	発送率		発送対象者数	発送率
横須賀市	49,226	46,257	93.97%	49,926	46,942	94.02%
平塚市	24,169	22,634	93.65%	24,562	23,028	93.75%
鎌倉市	24,319	22,999	94.57%	24,597	23,305	94.75%
小田原市	21,830	20,389	93.40%	22,099	20,629	93.35%
逗子市	8,368	7,904	94.46%	8,473	7,983	94.22%
三浦市	6,767	6,354	93.90%	6,811	6,411	94.13%
秦野市	14,068	13,087	93.03%	14,314	13,367	93.38%
大和市	16,873	15,812	93.71%	17,256	16,254	94.19%
伊勢原市	8,157	7,655	93.85%	8,343	7,853	94.13%
海老名市	8,972	8,407	93.70%	9,231	8,651	93.72%
座間市	9,451	8,820	93.32%	9,772	9,172	93.86%
南足柄市	4,738	4,410	93.08%	4,851	4,519	93.16%
葉山町	4,260	3,988	93.62%	4,319	4,061	94.03%
寒川町	3,663	3,406	92.98%	3,746	3,499	93.41%
大磯町	4,116	3,848	93.49%	4,154	3,897	93.81%
二宮町	3,707	3,477	93.80%	3,746	3,536	94.39%
中井町	1,006	940	93.44%	1,012	938	92.69%
大井町	1,488	1,395	93.75%	1,523	1,431	93.96%
松田町	1,500	1,409	93.93%	1,538	1,445	93.95%
山北町	1,847	1,726	93.45%	1,853	1,730	93.36%
開成町	1,381	1,276	92.40%	1,408	1,305	92.68%
箱根町	1,753	1,633	93.15%	1,766	1,681	95.19%
真鶴町	1,336	1,248	93.41%	1,343	1,260	93.82%
湯河原町	3,892	3,609	92.73%	3,923	3,669	93.53%
愛川町	3,310	3,039	91.81%	3,362	3,111	92.53%
清川村	346	331	95.66%	343	330	96.21%
合計	230,543	216,053	93.71%	234,271	220,007	93.91%

統計

【このページは空白です】

表7-1-1 被保険者数内訳

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 浜 市	333,603	4,094	337,697
横 浜 市 鶴 見 区	22,400	255	22,655
横 浜 市 神 奈 川 区	20,921	207	21,128
横 浜 市 西 区	8,837	101	8,938
横 浜 市 中 区	13,046	129	13,175
横 浜 市 南 区	21,264	265	21,529
横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区	21,351	298	21,649
横 浜 市 磯 子 区	17,943	218	18,161
横 浜 市 金 沢 区	21,511	234	21,745
横 浜 市 港 北 区	25,825	280	26,105
横 浜 市 戸 塚 区	24,090	339	24,429
横 浜 市 港 南 区	22,071	257	22,328
横 浜 市 旭 区	27,506	395	27,901
横 浜 市 緑 区	14,323	190	14,513
横 浜 市 瀬 谷 区	12,879	155	13,034
横 浜 市 栄 区	12,701	161	12,862
横 浜 市 泉 区	14,737	248	14,985
横 浜 市 青 葉 区	21,028	204	21,232
横 浜 市 都 筑 区	11,170	158	11,328
川 崎 市	105,198	604	105,802
川 崎 市 川 崎 区	18,923	92	19,015
川 崎 市 幸 区	13,447	99	13,546
川 崎 市 中 原 区	15,418	106	15,524
川 崎 市 高 津 区	14,006	113	14,119
川 崎 市 多 摩 区	14,872	53	14,925
川 崎 市 宮 前 区	14,248	82	14,330
川 崎 市 麻 生 区	14,284	59	14,343
相 模 原 市	55,630	444	56,074
相 模 原 市 緑 区	13,287	118	13,405
相 模 原 市 中 央 区	18,981	174	19,155
相 模 原 市 南 区	23,362	152	23,514

【平成24年3月】

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 須 賀 市	50,034	586	50,620
平 塚 市	24,495	506	25,001
鎌 倉 市	24,774	162	24,936
藤 沢 市	37,736	390	38,126
小 田 原 市	22,121	271	22,392
茅 ヶ 崎 市	22,907	124	23,031
逗 子 市	8,560	14	8,574
三 浦 市	6,775	101	6,876
秦 野 市	14,361	218	14,579
厚 木 市	16,117	84	16,201
大 和 市	17,679	40	17,719
伊 勢 原 市	8,525	13	8,538
海 老 名 市	9,380	81	9,461
座 間 市	9,991	12	10,003
南 足 柄 市	4,904	42	4,946
綾 瀬 市	6,414	20	6,434
葉 山 町	4,359	11	4,370
寒 川 町	3,829	12	3,841
大 磯 町	4,205	27	4,232
二 宮 町	3,811	7	3,818
中 井 町	1,027	2	1,029
大 井 町	1,550	3	1,553
松 田 町	1,554	4	1,558
山 北 町	1,842	14	1,856
開 成 町	1,425	13	1,438
箱 根 町	1,765	24	1,789
真 鶴 町	1,319	33	1,352
湯 河 原 町	3,908	59	3,967
愛 川 町	3,412	6	3,418
清 川 村	343	0	343
県 合 計	813,553	8,021	821,574
割	99.02%	0.98%	100.00%

※1 75歳以上の者

※2 65歳以上75歳未満の者であって、政令で定める程度の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

表7-1-2 被保険者割合の高い市町村順一覧

【平成24年3月】

		割 合	人 口	被保険者数
1	真 鶴 町	16.99%	7,957	1,352
2	山 北 町	16.27%	11,410	1,856
3	湯 河 原 町	14.98%	26,488	3,967
4	逗 子 市	14.73%	58,207	8,574
5	三 浦 市	14.50%	47,405	6,876
6	鎌 倉 市	14.32%	174,161	24,936
7	松 田 町	13.42%	11,610	1,558
8	箱 根 町	13.34%	13,410	1,789
9	葉 山 町	13.33%	32,777	4,370
10	二 宮 町	13.02%	29,325	3,818
11	大 磯 町	12.89%	32,827	4,232
12	横 須 賀 市	12.24%	413,401	50,620
13	小 田 原 市	11.37%	196,926	22,392
14	南 足 柄 市	11.31%	43,746	4,946
15	中 井 町	10.40%	9,896	1,029
16	清 川 村	10.26%	3,343	343
17	茅 ヶ 崎 市	9.76%	235,903	23,031
18	平 塚 市	9.63%	259,682	25,001
19	藤 沢 市	9.18%	415,211	38,126
20	横 浜 市	9.16%	3,688,624	337,697
21	大 井 町	8.85%	17,554	1,553
22	開 成 町	8.71%	16,515	1,438
23	秦 野 市	8.58%	169,974	14,579
24	伊 勢 原 市	8.45%	101,033	8,538
25	愛 川 町	8.24%	41,460	3,418
26	寒 川 町	8.10%	47,446	3,841
27	相 模 原 市	7.80%	718,695	56,074
28	座 間 市	7.73%	129,370	10,003
29	綾 瀬 市	7.72%	83,366	6,434
30	大 和 市	7.69%	230,439	17,719
31	川 崎 市	7.39%	1,432,374	105,802
32	海 老 名 市	7.38%	128,157	9,461
33	厚 木 市	7.23%	224,038	16,201

表7-1-3 被保険者数の推移

【平成23年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
横浜 市	324,131	325,151	325,979	327,110	328,201	329,435	330,491	331,607	331,905	334,418	335,842	337,697
川崎 市	101,894	102,116	102,236	102,563	102,914	103,293	103,702	104,001	104,069	104,790	105,161	105,802
相模原 市	53,106	53,323	53,497	53,757	53,987	54,282	54,533	54,771	54,828	55,317	55,609	56,074
横須賀 市	49,056	49,184	49,226	49,360	49,461	49,627	49,774	49,918	49,926	50,251	50,389	50,620
平塚 市	24,078	24,143	24,169	24,238	24,321	24,408	24,471	24,547	24,562	24,754	24,837	25,001
鎌倉 市	24,233	24,284	24,319	24,376	24,429	24,483	24,533	24,570	24,597	24,752	24,792	24,936
藤沢 市	36,548	36,603	36,688	36,808	36,935	37,085	37,247	37,384	37,413	37,747	37,890	38,126
小田原 市	21,742	21,774	21,830	21,871	21,931	21,987	22,046	22,089	22,099	22,247	22,310	22,392
茅ヶ崎 市	22,054	22,152	22,208	22,279	22,348	22,447	22,534	22,589	22,597	22,802	22,907	23,031
逗子 市	8,323	8,345	8,368	8,389	8,405	8,418	8,451	8,471	8,473	8,518	8,537	8,574
三浦 市	6,723	6,747	6,767	6,784	6,793	6,807	6,813	6,830	6,811	6,843	6,861	6,876
秦野 市	13,997	14,038	14,068	14,098	14,156	14,234	14,281	14,324	14,314	14,428	14,491	14,579
厚木 市	15,445	15,493	15,556	15,639	15,703	15,763	15,821	15,882	15,900	16,011	16,089	16,201
大和市	16,761	16,820	16,873	16,937	17,016	17,098	17,184	17,264	17,256	17,432	17,542	17,719
伊勢原 市	8,114	8,155	8,157	8,193	8,200	8,230	8,290	8,325	8,343	8,436	8,480	8,538
海老名 市	8,873	8,921	8,972	9,014	9,066	9,110	9,153	9,213	9,231	9,311	9,367	9,461
座間 市	9,386	9,428	9,451	9,502	9,556	9,626	9,695	9,748	9,772	9,880	9,924	10,003
南足柄 市	4,699	4,724	4,738	4,759	4,762	4,800	4,818	4,848	4,851	4,896	4,908	4,946
綾瀬 市	5,978	6,021	6,046	6,061	6,095	6,136	6,175	6,218	6,233	6,314	6,372	6,434
葉山 町	4,234	4,245	4,260	4,278	4,292	4,292	4,296	4,320	4,319	4,339	4,345	4,370
寒川 町	3,630	3,650	3,663	3,680	3,698	3,706	3,727	3,733	3,746	3,787	3,812	3,841
大磯 町	4,098	4,108	4,116	4,128	4,130	4,138	4,144	4,155	4,154	4,172	4,192	4,232
二宮 町	3,675	3,690	3,707	3,714	3,724	3,725	3,735	3,738	3,746	3,776	3,793	3,818
中井 町	1,004	1,005	1,006	1,005	1,004	1,011	1,007	1,009	1,012	1,020	1,023	1,029
大井 町	1,475	1,487	1,488	1,496	1,506	1,511	1,521	1,523	1,523	1,541	1,544	1,553
松田 町	1,507	1,504	1,500	1,506	1,519	1,522	1,529	1,532	1,538	1,550	1,553	1,558
山北 町	1,840	1,842	1,847	1,844	1,842	1,853	1,850	1,855	1,853	1,851	1,854	1,856
開成 町	1,367	1,376	1,381	1,381	1,389	1,391	1,397	1,405	1,408	1,408	1,417	1,438
箱根 町	1,745	1,751	1,753	1,757	1,762	1,765	1,772	1,768	1,766	1,787	1,792	1,789
真鶴 町	1,330	1,334	1,336	1,336	1,340	1,340	1,339	1,340	1,343	1,349	1,352	1,352
湯河原 町	3,886	3,884	3,892	3,889	3,889	3,892	3,909	3,919	3,923	3,941	3,949	3,967
愛川 町	3,298	3,298	3,310	3,327	3,345	3,348	3,363	3,370	3,362	3,382	3,406	3,418
漕川 村	339	347	346	345	343	344	343	344	343	343	343	343
県合計	788,569	790,943	792,753	795,424	798,062	801,107	803,944	806,610	807,216	813,393	816,683	821,574
前月比		100.30%	100.23%	100.34%	100.33%	100.38%	100.35%	100.33%	100.08%	100.77%	100.40%	100.60%

表7-1-4 月別被保険者異動状況

【平成23年度】

	増加事由					減少事由				
	転入	生保 廃止	年齢 到達	その他	合計	転出	生保 開始	死亡	その他	合計
平成23年 4月	534	74	6,288	130	7,026	407	73	3,570	172	4,222
平成23年 5月	522	44	5,966	122	6,654	342	94	3,417	128	3,981
平成23年 6月	416	66	5,226	180	5,888	309	98	3,304	120	3,831
平成23年 7月	438	64	6,063	148	6,713	294	129	3,256	166	3,845
平成23年 8月	386	68	6,406	125	6,985	275	99	3,520	173	4,067
平成23年 9月	391	35	6,438	118	6,982	284	101	3,205	147	3,737
平成23年 10月	442	50	6,511	147	7,150	314	83	3,554	180	4,131
平成23年 11月	435	53	6,587	117	7,192	298	120	3,670	162	4,250
平成23年 12月	419	60	4,943	108	5,530	288	84	4,170	150	4,692
平成24年 1月	298	44	10,988	108	11,438	239	138	4,390	198	4,965
平成24年 2月	335	44	7,889	116	8,384	251	141	4,267	186	4,845
平成24年 3月	500	57	9,130	124	9,811	346	156	3,962	226	4,690

表7-1-5 被保険者数伸び率の高い市町村順一覧

【平成23年度】

		平成23年3月末	平成24年3月末	伸び率
1	綾 瀬 市	5,964	6,434	7.88%
2	座 間 市	9,326	10,003	7.26%
3	海 老 名 市	8,834	9,461	7.10%
4	大 和 市	16,672	17,719	6.28%
5	寒 川 町	3,616	3,841	6.22%
6	相 模 原 市	52,842	56,074	6.12%
7	南 足 柄 市	4,675	4,946	5.80%
8	開 成 町	1,362	1,438	5.58%
9	伊 勢 原 市	8,090	8,538	5.54%
10	大 井 町	1,472	1,553	5.50%
11	厚 木 市	15,371	16,201	5.40%
12	茅 ヶ 崎 市	21,971	23,031	4.82%
13	藤 沢 市	36,421	38,126	4.68%
14	秦 野 市	13,941	14,579	4.58%
15	横 浜 市	323,131	337,697	4.51%
16	川 崎 市	101,537	105,802	4.20%
17	平 塚 市	23,998	25,001	4.18%
18	二 宮 町	3,666	3,818	4.15%
19	愛 川 町	3,285	3,418	4.05%
20	葉 山 町	4,221	4,370	3.53%
21	松 田 町	1,505	1,558	3.52%
22	横 須 賀 市	48,908	50,620	3.50%
23	大 磯 町	4,097	4,232	3.30%
24	小 田 原 市	21,703	22,392	3.17%
25	鎌 倉 市	24,179	24,936	3.13%
26	逗 子 市	8,318	8,574	3.08%
27	三 浦 市	6,713	6,876	2.43%
28	箱 根 町	1,748	1,789	2.35%
29	湯 河 原 町	3,886	3,967	2.08%
30	中 井 町	1,008	1,029	2.08%
31	真 鶴 町	1,335	1,352	1.27%
32	山 北 町	1,833	1,856	1.25%
33	清 川 村	342	343	0.29%

表7-1-6 年齢階層別被保険者内訳

【平成24年3月】

	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳以上	合 計
横 浜 市	1,056	3,038	149,549	99,674	54,737	22,238	6,355	1,050	337,697
川 崎 市	116	488	46,904	31,392	17,327	7,167	2,095	313	105,802
相 模 原 市	69	375	26,413	15,955	8,617	3,475	1,034	136	56,074
横 須 賀 市	158	428	21,976	14,954	8,367	3,517	1,074	146	50,620
平 塚 市	107	399	10,774	7,240	4,104	1,767	530	80	25,001
鎌 倉 市	42	120	10,225	7,576	4,358	1,874	629	112	24,936
藤 沢 市	82	308	16,866	11,042	6,259	2,610	824	135	38,126
小 田 原 市	45	226	9,497	6,641	3,879	1,566	469	69	22,392
茅 ヶ 崎 市	19	105	10,282	6,755	3,759	1,590	455	66	23,031
逗 子 市	2	12	3,543	2,636	1,530	643	176	32	8,574
三 浦 市	37	64	2,858	2,049	1,195	518	130	25	6,876
秦 野 市	59	159	6,262	4,216	2,515	1,034	297	37	14,579
厚 木 市	35	49	7,566	4,592	2,521	1,062	325	51	16,201
大 和 市	9	31	8,387	5,017	2,691	1,156	366	62	17,719
伊 勢 原 市	5	8	3,798	2,387	1,476	649	185	30	8,538
海 老 名 市	23	58	4,537	2,665	1,402	583	167	26	9,461
座 間 市	4	8	4,931	2,752	1,450	633	201	24	10,003
南 足 柄 市	5	37	2,267	1,437	731	346	114	9	4,946
綾 瀬 市	4	16	3,264	1,740	891	385	114	20	6,434
葉 山 町	0	11	1,797	1,269	807	356	116	14	4,370
寒 川 町	5	7	1,836	1,081	576	243	80	13	3,841
大 磯 町	4	23	1,749	1,261	723	344	111	17	4,232
二 宮 町	0	7	1,649	1,164	635	277	75	11	3,818
中 井 町	1	1	435	293	196	75	27	1	1,029
大 井 町	0	3	714	421	263	114	29	9	1,553
松 田 町	0	4	664	463	274	108	41	4	1,558
山 北 町	1	13	713	570	365	138	52	4	1,856
開 成 町	2	11	657	394	243	96	28	7	1,438
箱 根 町	4	20	734	534	316	122	54	5	1,789
真 鶴 町	1	32	546	413	233	90	33	4	1,352
湯 河 原 町	7	52	1,647	1,165	677	298	109	12	3,967
愛 川 町	0	6	1,600	952	567	231	52	10	3,418
清 川 村	0	0	138	112	64	24	5	0	343
県 合 計	1,902	6,119	364,778	240,812	133,748	55,329	16,352	2,534	821,574
割 合	0.23%	0.74%	44.41%	29.31%	16.28%	6.73%	1.99%	0.31%	100.00%

表7-1-7 負担区分別被保険者内訳

【平成24年3月】

	現役並み所得	一 般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	合 計
横 浜 市	44,129	178,863	48,637	66,068	337,697
川 崎 市	14,840	55,271	17,169	18,522	105,802
相 模 原 市	5,395	32,912	8,452	9,315	56,074
横 須 賀 市	3,986	30,086	7,216	9,332	50,620
平 塚 市	2,319	14,529	3,844	4,309	25,001
鎌 倉 市	4,719	12,377	3,134	4,706	24,936
藤 沢 市	5,481	20,502	5,158	6,985	38,126
小 田 原 市	2,138	13,263	3,545	3,446	22,392
茅 ヶ 崎 市	2,707	13,181	2,931	4,212	23,031
逗 子 市	1,331	4,558	1,086	1,599	8,574
三 浦 市	488	3,927	1,117	1,344	6,876
秦 野 市	1,336	8,630	2,171	2,442	14,579
厚 木 市	1,915	9,261	2,515	2,510	16,201
大 和 市	2,056	9,879	2,668	3,116	17,719
伊 勢 原 市	953	5,091	1,099	1,395	8,538
海 老 名 市	1,007	5,799	1,118	1,537	9,461
座 間 市	981	5,669	1,608	1,745	10,003
南 足 柄 市	427	3,259	661	599	4,946
綾 瀬 市	590	3,926	835	1,083	6,434
葉 山 町	651	2,358	552	809	4,370
寒 川 町	363	2,317	534	627	3,841
大 磯 町	466	2,468	528	770	4,232
二 宮 町	373	2,346	523	576	3,818
中 井 町	79	691	131	128	1,029
大 井 町	173	1,042	182	156	1,553
松 田 町	143	1,000	231	184	1,558
山 北 町	130	1,292	209	225	1,856
開 成 町	106	1,023	140	169	1,438
箱 根 町	170	877	404	338	1,789
真 鶴 町	71	792	237	252	1,352
湯 河 原 町	257	2,081	892	737	3,967
愛 川 町	280	2,141	482	515	3,418
清 川 村	29	235	50	29	343
市 計	96,798	430,983	114,964	144,265	787,010
町 村 計	3,291	20,663	5,095	5,515	34,564
県 合 計	100,089	451,646	120,059	149,780	821,574
全体に対する割合	12.29%	55.44%	14.02%	18.25%	100.00%

表7-1-8 限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況

【平成24年8月】

	区分Ⅰ	区分Ⅱ	長期入院	合 計
横 浜 市	7,543	4,492	464	12,035
川 崎 市	2,035	1,834	193	3,869
相 模 原 市	1,091	741	31	1,832
横 須 賀 市	930	570	49	1,500
平 塚 市	1,207	765	63	1,972
鎌 倉 市	428	291	46	719
藤 沢 市	1,318	911	0	2,229
小 田 原 市	472	448	69	920
茅 ヶ 崎 市	447	280	32	727
逗 子 市	173	91	13	264
三 浦 市	576	363	20	939
秦 野 市	281	236	55	517
厚 木 市	546	439	13	985
大 和 市	1,406	861	40	2,267
伊 勢 原 市	225	135	17	360
海 老 名 市	158	95	19	253
座 間 市	215	142	20	357
南 足 柄 市	56	44	9	100
綾 瀬 市	109	81	2	190
葉 山 町	54	34	0	88
寒 川 町	113	63	10	176
大 磯 町	83	33	0	116
二 宮 町	51	27	6	78
中 井 町	13	6	0	19
大 井 町	10	8	0	18
松 田 町	15	11	3	26
山 北 町	36	19	3	55
開 成 町	14	11	1	25
箱 根 町	76	52	1	128
真 鶴 町	42	33	3	75
湯 河 原 町	54	55	0	109
愛 川 町	202	133	15	335
清 川 村	0	2	0	2
合 計	19,979	13,306	1,197	33,285

長期入院…申請月以前1年以内の入院期間が90日を超えたもの

表7-2-1 賦課・軽減状況

市町村	賦課状況										軽減状況															
	旧たし 書所得 (円)	所得割額 (円)	被保険者 数 (人)	均等割額 (円)	算出額 (円)	限度超過額 (円)	職課総額 (円)	軽減総額 (円)	軽減総額 (円)	軽減率 (%)	所得に占むる軽減 (均等割額5割軽減)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	所得に占むる軽減 (均等割額5割軽減)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	所得に占むる軽減 (均等割額7割軽減)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	所得に占むる軽減 (均等割額5割軽減)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	所得に占むる軽減 (均等割額5割軽減)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	
	所得	軽減	人数	均等	算出	超過	課税	総額	率	所得	軽減	人数	所得	軽減	人数	所得	軽減	人数	所得	軽減	人数	所得	軽減	人数	所得	軽減
横浜 市	399,282,516,821	29,626,683,559	354,958	13,935,651,080	43,562,334,639	7,402,766,114	36,159,568,525	174,438	4,944,222,423	23,889	2,489,839,444	34,603	1,154,736,713	71,843	1,974,389,326	564,111,236	4,399	86,352,370	21,943	775,333,962	17,761	139,459,372	17,761	139,459,372	17,761	139,459,372
川崎 市	135,250,171,240	10,035,538,432	111,660	4,383,771,600	14,419,310,032	2,970,379,186	11,448,930,846	56,668	1,573,829,293	8,457	89,961,129	11,848	395,379,608	21,333	586,273,506	167,506,716	1,592	31,250,960	7,239	255,782,826	6,199	48,674,548	6,199	48,674,548		
相模原 市	53,296,364,970	3,954,577,657	58,892	2,312,099,920	6,266,677,577	807,865,086	5,458,812,491	30,148	823,874,126	4,530	47,692,148	6,020	200,893,420	10,445	287,049,490	82,014,140	954	18,727,020	4,480	158,296,320	3,719	29,201,588	3,719	29,201,588		
横浜 市	39,916,936,622	2,961,825,061	53,315	2,093,146,900	5,054,971,961	273,116,554	4,781,855,407	26,422	734,417,636	3,916	41,219,520	5,056	168,056,356	10,548	289,880,136	82,822,896	698	13,701,740	3,270	115,542,180	2,954	23,194,808	2,954	23,194,808		
平塚 市	22,029,076,214	1,634,552,063	26,311	1,032,969,860	2,667,521,923	306,573,255	2,360,948,668	13,926	383,255,644	2,080	22,392,195	2,625	87,598,875	4,997	137,327,554	39,236,444	440	8,637,200	2,144	75,756,096	1,640	12,877,280	1,640	12,877,280		
鎌倉 市	34,264,608,625	2,542,927,888	26,226	1,029,632,760	3,572,060,648	554,276,594	3,017,784,054	11,646	335,664,305	1,546	16,062,386	2,147	71,647,537	5,338	146,424,096	41,835,456	201	3,945,630	1,336	47,206,224	1,088	8,542,976	1,088	8,542,976		
藤沢 市	49,626,525,187	3,682,279,138	40,111	1,574,757,860	5,257,036,998	1,035,017,995	4,222,019,003	18,905	531,706,473	2,697	28,036,007	3,548	118,400,308	7,650	210,237,300	60,067,800	471	9,245,730	2,550	90,101,700	1,989	15,617,628	1,989	15,617,628		
小田原 市	19,639,503,047	1,457,246,303	23,608	926,850,080	2,384,096,383	276,937,332	2,107,159,051	12,845	349,246,634	2,052	12,655,305	2,619	87,398,649	4,064	111,686,848	31,910,528	447	8,774,610	2,149	75,932,766	1,514	11,887,928	1,514	11,887,928		
茅ヶ崎 市	25,282,255,140	1,875,938,009	24,250	932,055,000	2,827,993,009	440,239,552	2,387,753,457	11,611	329,143,303	1,562	16,519,849	2,062	68,811,002	4,822	132,518,204	37,862,344	284	5,574,920	1,646	58,159,764	1,235	9,697,220	1,235	9,697,220		
逗子 市	10,289,419,664	763,472,840	9,029	354,478,540	1,117,951,380	152,402,880	965,548,500	4,135	116,917,453	583	5,801,838	769	25,662,299	1,871	51,418,822	14,691,092	73	1,432,990	412	14,557,608	427	3,352,804	427	3,352,804		
三浦 市	4,895,748,022	363,263,124	7,292	286,283,920	649,547,044	61,656,052	587,890,992	4,483	121,918,932	724	7,499,588	912	30,434,352	1,614	44,355,948	12,673,128	132	2,591,160	572	20,211,048	529	4,153,708	529	4,153,708		
秦野 市	12,422,198,253	921,723,852	15,313	601,188,380	1,522,912,232	157,313,274	1,365,598,958	8,299	226,209,675	1,328	14,093,784	1,557	51,958,647	2,808	77,169,456	22,048,416	219	4,298,970	1,379	48,725,586	1,008	7,914,816	1,008	7,914,816		
厚木 市	17,254,026,461	1,280,245,042	17,070	770,168,200	1,950,413,242	295,234,827	1,655,178,415	8,803	238,594,943	1,397	14,657,866	1,783	59,500,493	2,908	79,917,656	22,833,616	268	5,260,840	1,354	47,842,236	1,093	8,582,236	1,093	8,582,236		
大和市	19,501,038,327	1,446,972,903	18,595	730,039,700	2,177,012,603	349,281,702	1,827,730,901	9,266	256,084,179	1,363	14,525,251	1,864	62,203,544	3,442	94,593,044	27,026,584	233	4,573,790	1,259	44,485,506	1,105	8,676,460	1,105	8,676,460		
伊勢原 市	8,412,709,786	624,221,139	8,956	351,612,560	975,833,699	122,596,031	853,237,668	4,568	124,929,447	719	7,569,529	854	28,498,834	1,572	43,201,704	12,343,344	151	2,964,130	741	26,182,494	531	4,169,412	531	4,169,412		
海老名 市	9,801,970,497	727,303,988	9,895	388,477,700	1,115,781,688	149,955,656	965,826,032	4,542	126,516,466	643	6,638,019	835	27,864,785	1,679	46,142,278	13,183,508	109	2,139,670	747	26,394,498	529	4,153,708	529	4,153,708		
鹿間 市	9,180,625,569	681,200,118	10,519	412,975,940	1,094,176,058	117,562,421	976,613,637	5,547	153,140,278	814	8,610,477	1,159	38,676,989	2,046	56,228,172	16,065,192	111	2,178,930	737	26,041,158	680	5,339,360	680	5,339,360		
南足柄 市	3,993,932,449	296,348,708	5,159	202,542,340	498,891,048	38,355,961	460,535,087	2,548	69,594,965	408	4,309,511	480	16,018,080	747	20,529,054	5,865,444	92	1,805,960	532	18,797,688	289	2,269,228	289	2,269,228		
綾瀬 市	6,605,413,031	490,120,157	6,741	264,651,660	754,771,817	118,641,193	636,130,624	3,312	92,165,456	455	4,937,588	614	20,489,794	1,257	34,544,874	9,869,964	97	1,904,110	489	17,278,326	400	3,140,800	400	3,140,800		
葉山 町	5,567,878,457	413,135,513	4,624	181,538,240	594,673,753	98,924,677	495,749,076	2,095	60,867,686	276	2,874,777	369	12,313,899	911	25,036,102	7,153,172	44	863,720	318	11,236,212	177	1,389,804	177	1,389,804		
寒川 町	3,300,080,010	248,575,060	4,032	158,296,320	406,871,380	36,225,746	370,645,634	2,088	56,563,651	308	3,132,754	407	13,581,997	732	20,116,824	5,747,664	67	1,315,210	297	10,494,198	277	2,175,004	277	2,175,004		
大磯 町	4,193,451,370	311,153,150	4,463	175,217,380	486,370,530	63,554,557	422,815,973	2,292	64,587,758	305	3,224,378	402	13,415,142	916	25,173,512	7,192,432	58	1,138,540	351	12,402,234	260	2,041,520	260	2,041,520		
二宮 町	3,579,886,056	265,626,636	3,994	156,804,440	422,431,076	42,167,341	380,263,735	1,869	51,962,365	281	2,922,699	350	11,679,850	684	18,797,688	5,370,768	60	1,177,800	296	10,458,864	198	1,554,696	198	1,554,696		
中井 町	705,253,424	52,229,592	1,102	43,264,520	95,594,112	7,008,427	88,585,685	656	17,033,554	107	1,121,476	106	3,537,326	158	4,342,156	1,240,616	39	765,570	149	5,264,766	97	761,644	97	761,644		
大井 町	1,305,431,919	96,862,712	1,619	63,561,940	160,424,652	16,540,885	143,883,767	828	21,591,960	156	1,773,512	150	5,005,650	199	5,468,918	1,562,548	37	726,310	175	6,183,450	111	871,572	111	871,572		
松田 町	1,188,439,158	88,181,829	1,659	64,347,140	152,528,969	9,414,748	143,114,221	856	22,809,860	142	1,438,679	171	5,706,441	238	6,540,716	1,868,776	30	588,900	164	5,794,776	111	871,572	111	871,572		
山北 町	1,133,029,723	84,070,432	1,962	77,028,120	161,098,552	3,150,644	157,947,908	1,003	26,690,517	160	1,738,824	179	5,973,409	274	7,530,068	2,151,448	30	588,900	214	7,561,476	146	1,146,392	146	1,146,392		
開成 町	1,179,180,964	87,494,888	1,498	58,811,480	146,306,368	10,469,035	135,837,333	658	17,012,577	113	1,159,389	80	2,669,680	199	5,468,918	1,562,548	23	451,490	138	4,876,092	105	824,460	105	824,460		
箱根 町	2,003,858,985	148,685,986	1,911	75,025,860	229,032,837	3,176,683	105,856,154	1,300	34,631,219	213	2,131,791	324	10,812,204	381	10,470,642	2,991,612	47	922,610	170	6,006,780	165	1,295,580	165	1,295,580		
真鶴 町	708,058,777	52,537,697	1,439	56,495,140	109,032,837	3,176,683	105,856,154	975	26,497,443	150	1,645,863	178	5,940,038	316	8,684,312	2,481,232	45	883,350	168	5,936,112	118	926,536	118	926,536		
湯河原 町	2,680,474,268	198,890,445	4,214	165,441,640	364,332,085	38,650,356	325,681,729	2,863	78,248,905	450	4,402,808	701	23,393,071	885	24,321,570	6,949,020	102	2,002,260	418	14,769,612	307	2,217,820	307	2,217,820		
愛川 町	2,240,853,145	166,270,628	3,609	141,689,340	307,959,968	18,909,646	289,050,322	2,154	57,302,147	360	3,775,063	402	13,415,142	593	16,296,826	4,656,236	79	1,550,770	435	15,370,290	285	2,237,820	285	2,237,820		
清川 村	219,049,554	16,253,412	367	14,408,420	30,661,832	652,056	30,009,776	234	6,056,025	38	420,252	45	1,501,695	48	1,319,136	376,896	48	196,300	55	1,943,370	38	298,376	38	298,376		
合 計	910,999,965,735	67,596,007,961	864,373	33,935,283,980	101,531,291,941	16,038,851,822	85,492,440,119	431,983	12,073,857,298	62,222	652,733,699	85,199	2,843,175,829	1,675,508	4,603,454,856	13,152,722,816	11,642	228,532,460	58,327	2,060,926,218	47,085	369,711,420	47,085	369,711,420		

※ 月次調査集計表(平成24年4月6日現在)による
被保険者資格の同月取得・喪失などに係るシステム処理により被保険者数などは異なる

表7-2-2 保険料に係る減免状況

【平成24年7月時点】

	申請 (件数)	決定 (件数)			却下 (件数)	減免額 (円)	災害による減免 (再掲)東日本大震災分)	
		災害による 減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免			決定 件数	減免額 (円)
横浜市	165	155	7	1	2	5,662,020	116	3,856,020
川崎市	74	59	1	6	8	2,346,230	40	1,421,910
相模原市	19	18	0	1	0	378,510	17	311,060
横須賀市	10	10	0	0	0	388,780	8	386,820
平塚市	6	6	0	0	0	62,990	5	60,050
鎌倉市	9	8	1	0	0	441,380	5	114,580
藤沢市	16	16	0	0	0	558,060	16	558,060
小田原市	9	8	1	0	0	398,190	8	397,870
茅ヶ崎市	2	2	0	0	0	7,510	2	7,510
逗子市	1	1	0	0	0	14,810	1	14,810
三浦市	4	4	0	0	0	119,750	3	119,100
秦野市	7	7	0	0	0	181,360	5	128,240
厚木市	8	8	0	0	0	348,650	6	227,280
大和市	7	7	0	0	0	255,190	7	255,190
伊勢原市	2	1	0	0	1	156,140	1	156,140
海老名市	6	6	0	0	0	145,650	4	46,760
座間市	4	4	0	0	0	53,970	4	53,970
南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	2	2	0	0	0	59,910	1	17,220
葉山町	5	5	0	0	0	256,110	3	255,130
寒川町	2	2	0	0	0	6,100	2	6,100
大磯町	1	1	0	0	0	3,920	1	3,920
二宮町	1	1	0	0	0	26,170	1	26,170
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	0	0
松田町	0	0	0	0	0	0	0	0
山北町	1	1	0	0	0	3,590	1	3,590
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	1	1	0	0	0	5,300	0	0
愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	362	333	10	8	11	11,880,290	257	8,427,500

※平成24年7月、平成23年度保険料にかかる減免情報の最終集計処理による

表7-2-3 所得階層別被保険者状況

【平成23年10月時点】

	被保険者数(人)	割合
所得なし	438,390	55.77%
1 ～ 50万円未満	47,968	6.10%
50 ～ 100万円未満	52,427	6.67%
100 ～ 150万円未満	75,270	9.58%
150 ～ 200万円未満	76,279	9.71%
200 ～ 300万円未満	47,132	6.00%
300 ～ 400万円未満	17,287	2.20%
400 ～ 500万円未満	8,101	1.03%
500 ～ 600万円未満	4,798	0.61%
600 ～ 700万円未満	3,217	0.41%
700 ～ 800万円未満	2,304	0.29%
800 ～ 900万円未満	1,787	0.23%
900 ～ 1,000万円未満	1,444	0.18%
1,000万円以上	9,600	1.22%
合計	786,004	100.00%

※「平成23年度調整交付金算定にかかる基礎数値等の報告」(平成23年10月、国への提出資料より)

表7-2-4 保険料収納率集計状況

【平成24年7月】

	現年度分								滞納繰越分			
	特別徴収		普通徴収		全 体		不納 欠損額	収納率	全 体		不納 欠損額	収納率
	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額			調定額	収納額		
横浜市	17,406,574,640	17,406,574,640	11,579,924,850	11,346,805,320	28,986,499,490	28,753,379,960	0	99.19%	434,628,495	121,803,680	164,134,640	28.02%
川崎市	4,789,195,160	4,789,195,160	4,369,395,040	4,284,220,020	9,158,590,200	9,073,415,180	0	99.06%	190,800,700	43,370,730	54,608,105	22.73%
相模原市	2,560,237,120	2,560,237,120	1,714,512,700	1,663,912,520	4,274,749,820	4,224,149,640	0	98.81%	54,049,970	9,757,900	34,234,420	18.05%
横須賀市	2,310,213,200	2,310,213,200	1,454,596,010	1,424,943,380	3,764,809,210	3,735,156,580	0	99.21%	50,282,680	15,243,120	22,670,770	30.31%
平塚市	1,093,810,530	1,093,810,530	743,327,280	728,571,190	1,837,137,810	1,822,381,720	0	99.19%	15,855,690	5,359,120	8,259,220	33.79%
鎌倉市	1,393,278,275	1,393,278,275	1,110,830,605	1,092,204,025	2,504,108,880	2,485,482,300	0	99.25%	21,922,205	5,490,350	11,585,320	25.04%
藤沢市	1,728,576,380	1,728,576,380	1,681,275,810	1,652,121,670	3,409,852,190	3,380,698,050	0	99.14%	64,434,800	18,546,070	8,274,880	28.78%
小田原市	1,012,405,610	1,012,405,610	632,193,900	617,266,143	1,644,599,510	1,629,671,753	0	99.09%	28,037,650	5,054,100	9,504,590	18.02%
茅ヶ崎市	1,120,170,690	1,120,170,690	786,054,400	772,734,860	1,906,225,090	1,892,905,550	0	99.30%	20,617,170	8,620,830	6,459,240	41.81%
逗子市	491,321,500	491,321,500	302,667,130	297,011,550	793,988,630	788,333,050	0	99.28%	11,057,710	3,030,590	4,383,555	27.40%
三浦市	259,340,080	259,340,080	173,352,120	168,263,840	432,692,200	427,603,920	0	98.82%	11,121,270	4,792,220	586,150	43.09%
秦野市	471,315,470	471,315,470	588,375,900	580,411,120	1,059,691,370	1,051,726,590	0	99.24%	14,306,000	6,519,185	2,155,080	45.56%
厚木市	747,274,490	747,274,490	568,981,940	559,397,820	1,316,256,430	1,306,672,310	0	99.27%	13,826,540	6,635,860	4,169,380	47.99%
大和市	808,811,130	808,811,130	633,689,210	620,728,540	1,442,500,340	1,429,539,670	0	99.10%	17,752,310	5,161,480	9,222,550	29.07%
伊勢原市	401,358,030	401,358,030	267,575,050	262,644,640	668,933,080	664,002,670	0	99.26%	5,430,530	1,629,660	4,524,710	30.00%
海老名市	437,563,840	437,563,840	335,233,440	329,725,550	772,797,280	767,289,390	0	99.28%	7,747,380	3,340,150	3,097,380	43.11%
座間市	476,664,905	476,664,905	279,578,435	271,263,540	756,243,340	747,928,445	0	98.90%	10,226,055	3,785,800	7,643,010	37.02%
南足柄市	177,971,270	177,971,270	186,644,460	184,564,290	364,615,730	362,535,560	0	99.42%	2,331,040	1,395,760	2,378,340	59.87%
綾瀬市	241,336,490	241,336,490	252,973,470	251,563,100	494,309,960	492,899,590	0	99.71%	2,258,710	1,458,820	592,310	64.58%
葉山町	176,149,000	176,149,000	225,324,650	223,302,700	401,473,650	399,451,700	0	99.49%	3,351,310	1,422,140	1,814,350	42.43%
寒川町	132,608,280	132,608,280	154,141,630	153,019,010	286,749,910	285,627,290	0	99.60%	1,655,590	551,000	718,600	33.28%
大磯町	192,563,140	192,563,140	136,015,430	132,729,090	328,578,570	325,292,230	0	98.99%	5,655,210	2,314,188	1,563,780	40.92%
二宮町	190,974,110	190,974,110	116,152,450	114,121,448	307,126,560	305,095,558	0	99.33%	2,572,850	921,910	989,450	35.83%
中井町	37,070,320	37,070,320	28,715,090	28,715,090	65,785,410	65,785,410	0	100.00%	0	0	0	—
大井町	64,873,890	64,873,890	49,714,240	49,116,920	114,588,130	113,990,810	0	99.47%	1,181,230	526,710	0	44.58%
松田町	68,803,440	68,803,440	42,996,260	42,516,200	111,799,700	111,319,640	0	99.57%	326,690	243,740	75,950	74.60%
山北町	81,685,670	81,685,670	42,407,900	41,645,600	124,093,570	123,331,270	0	99.38%	1,750,170	533,850	17,670	30.50%
開成町	73,241,490	73,241,490	37,184,630	36,625,450	110,426,120	109,866,940	0	99.49%	687,240	368,660	35,460	53.64%
箱根町	62,873,670	62,873,670	57,579,300	53,760,290	120,452,970	116,633,960	0	96.82%	5,924,997	2,161,676	1,606,150	36.48%
真鶴町	51,344,590	51,344,590	21,708,830	20,723,880	73,053,420	72,068,470	0	98.65%	2,546,810	1,055,480	729,900	41.44%
湯河原町	136,631,750	136,631,750	92,879,060	90,120,040	229,510,810	226,751,790	0	98.79%	6,092,300	1,275,267	371,310	20.93%
愛川町	133,489,360	133,489,360	81,568,470	79,078,830	215,057,830	212,568,190	0	98.84%	2,670,520	354,030	788,650	13.25%
清川村	9,859,460	9,859,460	12,996,250	12,963,870	22,855,710	22,823,330	0	99.85%	258,330	96,900	0	37.51%
政令市	24,756,006,920	24,756,006,920	17,663,832,590	17,294,937,860	42,419,839,510	42,050,944,780	0	99.13%	679,479,165	174,932,310	252,977,165	25.74%
市 部	13,171,411,890	13,171,411,890	9,997,349,160	9,813,415,258	23,168,761,050	22,984,827,148	0	99.20%	297,207,740	96,063,115	105,506,485	32.32%
町 村 部	1,412,168,170	1,412,168,170	1,099,384,190	1,078,438,418	2,511,552,360	2,490,606,588	0	99.16%	34,673,247	11,825,551	8,711,270	34.10%
全 体	39,339,586,980	39,339,586,980	28,760,565,940	28,186,791,536	68,100,152,920	67,526,378,516	0	99.15%	1,011,360,152	282,820,976	367,194,920	27.96%

※ 集計条件 特別徴収については、4月～2月の調定額及び収納額を集計
普通徴収については、7月(1期)～3月(9期)の調定額及び収納額を集計
調査時点で把握できる収納額の縮め及び不納欠損額の処理は全市町村で統一されていないこと
一部の市町村の数値には徴収過分を含むところあり
全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して小数点第3位以下を切り捨てて算出

表7-3-1 後期高齢者医療費の状況(現物給付+現金給付)

	【平成23年度】					対前年度比					費用額の内訳					費用額に対する比率					【前年度】	
	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)	被保険者数	費用額	1人あたり 医療費	保険者負担分 (円)	高額療養費 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)	
																						対前年度比
横浜 市	328,950	284,658,594,573	865,355	105.1%	106.8%	251,586,728,812	7,799,902,361	22,057,848,761	3,214,114,639	88.4%	2.7%	7.7%	1.1%	312,920	266,529,390,730	851,749						
川崎 市	103,190	95,375,672,300	924,272	104.8%	107.6%	84,075,402,218	2,778,413,087	7,513,445,812	1,008,411,183	88.2%	2.9%	7.9%	1.1%	98,426	88,609,301,580	900,263						
相模原 市	54,154	44,575,452,709	823,123	106.4%	107.3%	39,489,424,370	1,126,169,728	3,466,019,244	493,839,367	88.6%	2.5%	7.8%	1.1%	50,900	41,549,420,741	816,295						
横須賀 市	49,590	40,598,233,768	818,677	103.9%	105.9%	36,226,331,888	915,776,037	2,981,105,183	475,020,660	89.2%	2.3%	7.3%	1.2%	47,745	38,318,331,544	802,562						
平塚 市	24,377	20,580,331,549	844,252	104.5%	105.3%	18,266,398,084	598,909,329	1,382,632,090	332,392,046	88.8%	2.9%	6.7%	1.6%	23,326	19,551,838,820	838,199						
鎌倉 市	24,462	20,654,168,382	844,336	103.6%	105.2%	18,027,748,818	606,390,764	1,729,859,044	290,169,756	87.3%	2.9%	8.4%	1.4%	23,608	19,627,281,240	831,382						
藤沢 市	37,064	31,175,308,592	841,120	105.3%	105.8%	27,435,819,724	841,698,201	2,321,461,222	576,329,445	88.0%	2.7%	7.4%	1.8%	35,206	29,455,478,304	836,660						
小田原 市	21,969	19,027,125,729	866,089	103.6%	107.0%	16,843,799,142	513,513,339	1,440,172,311	229,640,937	88.5%	2.7%	7.6%	1.2%	21,210	17,789,477,183	838,730						
茅ヶ崎 市	22,407	18,208,587,218	812,629	105.8%	110.1%	16,078,466,126	509,086,948	1,404,005,582	217,028,562	88.3%	2.8%	7.7%	1.2%	21,187	16,542,002,892	780,761						
逗子 市	8,418	6,849,939,468	813,725	103.5%	102.0%	6,025,361,449	172,536,555	577,950,207	74,091,257	88.0%	2.5%	8.4%	1.1%	8,131	6,718,213,994	826,246						
三浦 市	6,791	5,457,885,945	803,693	103.4%	104.5%	4,872,684,586	130,926,849	394,621,907	59,652,603	89.3%	2.4%	7.2%	1.1%	6,568	5,225,074,390	795,535						
秦野 市	14,198	11,617,169,151	818,225	104.5%	104.2%	10,312,264,149	302,810,497	860,394,264	141,700,241	88.8%	2.6%	7.4%	1.2%	13,593	11,151,062,148	820,353						
厚木 市	15,723	12,718,929,558	808,937	106.3%	106.2%	11,231,068,211	327,166,558	1,024,200,781	136,494,008	88.3%	2.6%	8.1%	1.1%	14,792	11,981,435,765	809,994						
大和市	17,071	13,772,545,322	806,780	106.9%	107.0%	12,178,927,945	365,261,437	1,105,772,247	122,583,693	88.4%	2.7%	8.0%	0.9%	15,975	12,873,127,613	805,829						
伊勢原 市	8,251	7,084,285,355	858,597	106.0%	111.4%	6,264,154,545	218,771,220	522,354,029	79,005,561	88.4%	3.1%	7.4%	1.1%	7,781	6,359,286,783	817,283						
海老名 市	9,089	7,067,681,926	777,608	107.2%	109.0%	6,255,119,256	176,702,152	545,569,291	90,291,227	88.5%	2.5%	7.7%	1.3%	8,476	6,483,456,408	764,919						
座間 市	9,608	7,748,556,664	806,469	107.5%	107.6%	6,876,371,795	199,093,380	591,907,406	81,184,083	88.7%	2.6%	7.6%	1.0%	8,934	7,203,599,642	806,312						
南足柄 市	4,790	3,781,253,560	789,405	105.9%	108.2%	3,354,560,262	81,849,627	302,080,023	42,763,648	88.7%	2.2%	8.0%	1.1%	4,523	3,493,871,247	772,467						
綾瀬 市	6,134	4,780,762,336	779,387	107.9%	114.2%	4,235,201,025	116,415,052	378,877,601	50,268,658	88.6%	2.4%	7.9%	1.1%	5,686	4,186,535,878	736,288						
葉山 町	4,287	3,372,162,435	786,601	104.5%	111.3%	2,967,414,905	100,895,095	269,923,554	33,928,881	88.0%	3.0%	8.0%	1.0%	4,101	3,029,105,752	738,626						
寒川 町	3,704	3,032,351,222	818,669	106.2%	107.7%	2,689,854,234	78,498,742	223,110,774	40,887,472	88.7%	2.6%	7.4%	1.3%	3,488	2,816,294,400	807,423						
大磯 町	4,136	3,422,711,370	827,541	103.8%	103.8%	3,035,460,752	93,598,807	232,284,264	61,367,547	88.7%	2.7%	6.8%	1.8%	3,983	3,297,164,183	827,809						
二宮 町	3,724	3,101,291,349	832,785	104.4%	106.2%	2,754,600,444	82,340,274	233,702,446	30,648,185	88.8%	2.7%	7.5%	1.0%	3,568	2,920,437,741	818,508						
中井 町	1,010	782,901,023	775,149	101.8%	107.7%	693,443,715	20,967,085	61,059,763	7,430,460	88.6%	2.7%	7.8%	0.9%	992	727,211,659	733,076						
大井 町	1,507	1,067,458,495	708,333	103.9%	99.3%	941,730,741	20,462,120	94,161,984	11,103,650	88.2%	1.9%	8.8%	1.0%	1,450	1,074,971,536	741,359						
松田 町	1,522	1,228,309,687	807,036	103.3%	102.7%	1,089,587,183	26,213,417	99,059,779	13,449,308	88.7%	2.1%	8.1%	1.1%	1,473	1,196,455,601	812,257						
山北 町	1,847	1,595,927,185	864,064	102.2%	102.3%	1,419,060,728	30,234,121	133,095,444	13,536,892	88.9%	1.9%	8.3%	0.8%	1,808	1,559,522,948	862,568						
開成 町	1,390	1,152,851,759	829,389	105.5%	113.4%	1,021,580,239	29,116,358	89,488,784	12,666,378	88.6%	2.5%	7.8%	1.1%	1,318	1,017,064,908	771,672						
箱根 町	1,764	1,520,980,684	862,233	103.2%	107.7%	1,342,761,867	43,411,583	120,068,998	14,738,236	88.3%	2.9%	7.9%	1.0%	1,710	1,411,628,697	825,513						
真鶴 町	1,340	1,147,830,802	856,590	101.7%	96.0%	1,021,932,459	31,075,980	83,661,327	11,161,036	89.0%	2.7%	7.3%	1.0%	1,318	1,195,334,548	906,930						
湯河原 町	3,905	3,259,061,769	834,586	102.4%	99.2%	2,901,225,855	81,027,646	245,607,416	31,200,852	89.0%	2.5%	7.5%	1.0%	3,813	3,284,269,562	861,334						
愛川 町	3,341	2,504,274,793	749,558	105.6%	104.3%	2,223,742,896	60,934,135	186,032,322	33,565,440	88.8%	2.4%	7.4%	1.3%	3,164	2,399,991,682	758,530						
清川 村	344	280,193,947	814,517	104.9%	99.4%	247,029,849	6,814,088	20,295,600	6,054,410	88.2%	2.4%	7.2%	2.2%	328	281,879,453	859,388						
県合 計	800,056	683,200,790,625	853,941	105.1%	106.8%	603,985,258,272	18,486,982,572	52,691,829,460	8,036,720,321	88.4%	2.7%	7.7%	1.2%	761,501	639,859,519,572	840,260						
市 計	766,237	655,732,484,105	855,782	105.1%	106.9%	579,635,833,405	17,781,393,121	50,600,277,005	7,714,981,574	88.4%	2.7%	7.7%	1.2%	728,987	613,648,186,902	841,782						
町 村 計	33,820	27,468,306,520	812,191	104.0%	104.8%	24,349,425,867	705,589,451	2,091,552,455	321,738,747	88.6%	2.6%	7.6%	1.2%	32,514	26,211,332,670	806,155						

※1人あたり医療費は、当該年度の医療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したものと、各月の被保険者数の和を12で除して算出。

表7-3-2 医療費総合計(現物給付+現金給付)

【平成23年度】

	件数(件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	11,315,154	251,586,728,812	7,799,902,361	22,057,848,761	3,214,114,639	284,658,594,573
川崎市	3,512,368	84,075,402,218	2,778,413,087	7,513,445,812	1,008,411,183	95,375,672,300
相模原市	1,647,609	39,489,424,370	1,126,169,728	3,466,019,244	493,839,367	44,575,452,709
横須賀市	1,682,694	36,226,331,888	915,776,037	2,981,105,183	475,020,660	40,598,233,768
平塚市	732,326	18,266,398,084	598,909,329	1,382,632,090	332,392,046	20,580,331,549
鎌倉市	756,430	18,027,748,818	606,390,764	1,729,859,044	290,169,756	20,654,168,382
藤沢市	1,269,252	27,435,819,724	841,698,201	2,321,461,222	576,329,445	31,175,308,592
小田原市	677,890	16,843,799,142	513,513,339	1,440,172,311	229,640,937	19,027,125,729
茅ヶ崎市	715,540	16,078,466,126	509,086,948	1,404,005,582	217,028,562	18,208,587,218
逗子市	285,338	6,025,361,449	172,536,555	577,950,207	74,091,257	6,849,939,468
三浦市	208,901	4,872,684,586	130,926,849	394,621,907	59,652,603	5,457,885,945
秦野市	420,382	10,312,264,149	302,810,497	860,394,264	141,700,241	11,617,169,151
厚木市	462,215	11,231,068,211	327,166,558	1,024,200,781	136,494,008	12,718,929,558
大和市	542,986	12,178,927,945	365,261,437	1,105,772,247	122,583,693	13,772,545,322
伊勢原市	233,127	6,264,154,545	218,771,220	522,354,029	79,005,561	7,084,285,355
海老名市	235,955	6,255,119,256	176,702,152	545,569,291	90,291,227	7,067,681,926
座間市	291,604	6,876,371,795	199,093,380	591,907,406	81,184,083	7,748,556,664
南足柄市	142,977	3,354,560,262	81,849,627	302,080,023	42,763,648	3,781,253,560
綾瀬市	162,595	4,235,201,025	116,415,052	378,877,601	50,268,658	4,780,762,336
葉山町	133,288	2,967,414,905	100,895,095	269,923,554	33,928,881	3,372,162,435
寒川町	101,282	2,689,854,234	78,498,742	223,110,774	40,887,472	3,032,351,222
大磯町	123,023	3,035,460,752	93,598,807	232,284,264	61,367,547	3,422,711,370
二宮町	117,202	2,754,600,444	82,340,274	233,702,446	30,648,185	3,101,291,349
中井町	28,216	693,443,715	20,967,085	61,059,763	7,430,460	782,901,023
大井町	43,822	941,730,741	20,462,120	94,161,984	11,103,650	1,067,458,495
松田町	42,690	1,089,587,183	26,213,417	99,059,779	13,449,308	1,228,309,687
山北町	53,197	1,419,060,728	30,234,121	133,095,444	13,536,892	1,595,927,185
開成町	42,283	1,021,580,239	29,116,358	89,488,784	12,666,378	1,152,851,759
箱根町	50,239	1,342,761,867	43,411,583	120,068,998	14,738,236	1,520,980,684
真鶴町	36,514	1,021,932,459	31,075,980	83,661,327	11,161,036	1,147,830,802
湯河原町	113,632	2,901,225,855	81,027,646	245,607,416	31,200,852	3,259,061,769
愛川町	94,769	2,223,742,896	60,934,135	186,032,322	33,565,440	2,504,274,793
清川村	8,469	247,029,849	6,814,088	20,295,600	6,054,410	280,193,947
県合計	26,283,969	603,985,258,272	18,486,982,572	52,691,829,460	8,036,720,321	683,200,790,625
市計	25,295,343	579,635,832,405	17,781,393,121	50,600,277,005	7,714,981,574	655,732,484,105
町村計	988,626	24,349,425,867	705,589,451	2,091,552,455	321,738,747	27,468,306,520

表7-3-3 負担割合別統計(現物給付+現金給付)

【平成23年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
横浜市	1,428,270	27,004,499,486	10,086,519	232,382,131,687	11,514,789	259,386,631,173
川崎市	490,175	9,960,656,425	3,092,101	76,893,158,880	3,582,276	86,853,815,305
相模原市	161,830	3,100,588,604	1,522,030	37,515,005,494	1,683,860	40,615,594,098
横須賀市	130,991	2,262,726,690	1,579,096	34,879,381,235	1,710,087	37,142,107,925
平塚市	70,481	1,503,127,403	678,091	17,362,180,010	748,572	18,865,307,413
鎌倉市	143,232	2,811,005,033	629,544	15,823,134,549	772,776	18,634,139,582
藤沢市	183,166	3,328,754,468	1,109,573	24,948,763,457	1,292,739	28,277,517,925
小田原市	66,412	1,374,422,876	627,130	15,982,889,605	693,542	17,357,312,481
茅ヶ崎市	82,899	1,628,756,590	646,300	14,958,796,484	729,199	16,587,553,074
逗子市	43,287	735,100,012	247,230	5,462,797,992	290,517	6,197,898,004
三浦市	14,694	278,198,333	198,302	4,725,413,102	212,996	5,003,611,435
秦野市	38,657	737,312,595	391,849	9,877,762,051	430,506	10,615,074,646
厚木市	56,103	1,126,084,342	416,398	10,432,150,427	472,501	11,558,234,769
大和市	63,416	1,091,920,992	490,419	11,452,268,390	553,835	12,544,189,382
伊勢原市	24,320	593,469,573	214,347	5,889,354,139	238,667	6,482,823,712
海老名市	24,834	539,939,267	217,113	5,891,984,192	241,947	6,431,923,459
座間市	27,758	532,016,281	270,001	6,543,448,896	297,759	7,075,465,177
南足柄市	12,631	214,792,247	133,704	3,221,617,640	146,335	3,436,409,887
綾瀬市	15,615	329,898,564	151,409	4,021,717,515	167,024	4,351,616,079
葉山町	19,517	385,953,366	116,175	2,682,356,634	135,692	3,068,310,000
寒川町	9,905	214,214,151	93,919	2,554,138,825	103,824	2,768,352,976
大磯町	14,005	256,327,485	111,676	2,872,732,074	125,681	3,129,059,559
二宮町	11,248	215,727,467	108,227	2,621,213,251	119,475	2,836,940,718
中井町	2,141	49,902,996	26,744	664,507,804	28,885	714,410,800
大井町	5,046	73,197,295	39,576	888,995,566	44,622	962,192,861
松田町	4,129	71,260,957	39,713	1,044,539,643	43,842	1,115,800,600
山北町	3,580	62,680,602	51,210	1,386,614,247	54,790	1,449,294,849
開成町	3,365	79,530,247	39,903	971,166,350	43,268	1,050,696,597
箱根町	5,124	121,978,314	46,416	1,264,195,136	51,540	1,386,173,450
真鶴町	1,794	48,501,977	35,856	1,004,506,462	37,650	1,053,008,439
湯河原町	8,460	172,877,452	108,128	2,809,376,049	116,588	2,982,253,501
愛川町	7,919	119,949,215	89,100	2,164,727,816	97,019	2,284,677,031
清川村	860	22,841,988	7,870	231,001,949	8,730	253,843,937
県合計	3,175,864	61,048,213,293	23,615,669	561,424,027,551	26,791,533	622,472,240,844
市計	3,078,771	59,153,269,781	22,701,156	538,263,955,745	25,779,927	597,417,225,526
町村計	97,093	1,894,943,512	914,513	23,160,071,806	1,011,606	25,055,015,318

現役並み所得者...高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外...高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者
金額...保険者負担分+高額療養費

表7-3-4 負担割合別統計(割合)(現物給付+現金給付)

【平成23年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)
横浜市	12.40	10.41	87.60	89.59	100.00	100.00
川崎市	13.68	11.47	86.32	88.53	100.00	100.00
相模原市	9.61	7.63	90.39	92.37	100.00	100.00
横須賀市	7.66	6.09	92.34	93.91	100.00	100.00
平塚市	9.42	7.97	90.58	92.03	100.00	100.00
鎌倉市	18.53	15.09	81.47	84.91	100.00	100.00
藤沢市	14.17	11.77	85.83	88.23	100.00	100.00
小田原市	9.58	7.92	90.42	92.08	100.00	100.00
茅ヶ崎市	11.37	9.82	88.63	90.18	100.00	100.00
逗子市	14.90	11.86	85.10	88.14	100.00	100.00
三浦市	6.90	5.56	93.10	94.44	100.00	100.00
秦野市	8.98	6.95	91.02	93.05	100.00	100.00
厚木市	11.87	9.74	88.13	90.26	100.00	100.00
大和市	11.45	8.70	88.55	91.30	100.00	100.00
伊勢原市	10.19	9.15	89.81	90.85	100.00	100.00
海老名市	10.26	8.39	89.74	91.61	100.00	100.00
座間市	9.32	7.52	90.68	92.48	100.00	100.00
南足柄市	8.63	6.25	91.37	93.75	100.00	100.00
綾瀬市	9.35	7.58	90.65	92.42	100.00	100.00
葉山町	14.38	12.58	85.62	87.42	100.00	100.00
寒川町	9.54	7.74	90.46	92.26	100.00	100.00
大磯町	11.14	8.19	88.86	91.81	100.00	100.00
二宮町	9.41	7.60	90.59	92.40	100.00	100.00
中井町	7.41	6.99	92.59	93.01	100.00	100.00
大井町	11.31	7.61	88.69	92.39	100.00	100.00
松田町	9.42	6.39	90.58	93.61	100.00	100.00
山北町	6.53	4.32	93.47	95.68	100.00	100.00
開成町	7.78	7.57	92.22	92.43	100.00	100.00
箱根町	9.94	8.80	90.06	91.20	100.00	100.00
真鶴町	4.76	4.61	95.24	95.39	100.00	100.00
湯河原町	7.26	5.80	92.74	94.20	100.00	100.00
愛川町	8.16	5.25	91.84	94.75	100.00	100.00
清川村	9.85	9.00	90.15	91.00	100.00	100.00
県合計	11.85	9.81	88.15	90.19	100.00	100.00
市計	11.94	9.90	88.06	90.10	100.00	100.00
町村計	9.60	7.56	90.40	92.44	100.00	100.00

現役並み所得者...高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外...高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額...保険者負担分+高額療養費

表7-3-5 現物給付費の状況(年計)

【平成23年度】

	入院			入院外			歯科			合計				
	1人当たり 診療費(円)	受診率 (100人当たり件数)	1件当たり 日数(日)											
横浜 市	372,476	66.40	16.06	262,365	1,737.90	2.01	35,590	241.89	2.18	67,663	670,431	2,046.19	2.49	13,166
川崎 市	421,441	73.91	17.02	253,040	1,667.63	2.12	34,641	232.79	2.24	6,636	709,122	1,974.33	2.69	13,328
相模原 市	378,333	71.99	17.70	236,812	1,558.28	1.92	33,582	218.23	2.25	6,845	648,727	1,848.49	2.58	13,620
横須賀 市	328,921	60.50	15.77	246,335	1,674.83	2.02	29,618	214.68	2.12	6,521	604,874	1,950.01	2.46	12,628
平塚 市	403,011	72.27	17.52	226,985	1,519.60	1.91	28,681	195.25	2.11	6,953	658,677	1,787.13	2.57	14,359
鎌倉 市	384,790	73.60	16.56	266,777	1,633.28	1.78	32,887	232.74	2.16	6,540	684,454	1,939.62	2.39	14,769
藤沢 市	366,164	68.45	16.77	233,218	1,724.24	1.88	33,164	237.00	2.12	6,616	652,546	2,029.69	2.41	13,337
小田原 市	411,008	76.65	18.10	244,792	1,598.37	1.95	27,842	184.84	2.22	6,785	683,627	1,859.87	2.64	13,897
茅ヶ崎 市	361,281	66.89	15.95	236,805	1,603.85	1.87	27,886	212.98	2.12	6,757	630,057	1,893.72	2.40	13,868
逗子 市	348,856	67.43	17.14	240,357	1,670.28	1.80	35,587	248.13	2.23	6,442	624,800	1,985.84	2.38	13,234
三浦 市	335,716	67.25	15.07	233,443	1,539.99	2.05	24,837	184.27	2.00	6,730	593,996	1,791.52	2.54	13,074
秦野 市	403,852	76.56	18.56	215,017	1,536.80	1.75	24,957	178.44	2.24	6,245	643,825	1,791.80	2.51	14,294
厚木 市	366,117	70.26	16.54	242,476	1,524.00	2.02	29,346	199.27	2.21	6,655	637,938	1,793.53	2.61	13,606
大和市	369,139	68.91	16.75	228,910	1,587.26	1.93	33,322	220.72	2.28	6,616	631,371	1,876.89	2.52	13,361
伊勢原 市	431,846	71.35	18.46	240,338	1,464.88	1.79	28,697	188.06	2.21	6,917	700,880	1,724.29	2.52	16,110
海老名 市	369,143	70.66	16.70	275,794	1,543.48	1.75	29,478	209.69	2.10	6,697	674,416	1,823.83	2.37	15,582
座間 市	361,764	68.31	16.87	244,167	1,556.49	2.03	32,970	229.29	2.14	6,713	638,900	1,854.09	2.59	13,288
南足柄 市	374,474	74.11	18.82	216,570	1,516.49	1.74	27,783	192.51	2.28	6,322	618,827	1,783.11	2.51	13,828
綾瀬 市	375,312	76.59	16.43	225,616	1,394.88	1.80	30,095	204.55	2.10	6,990	631,023	1,676.02	2.51	15,016
葉山 町	341,711	60.65	15.10	249,987	1,625.12	1.67	31,786	219.45	2.15	6,726	623,484	1,905.23	2.15	15,201
寒川 町	398,646	76.38	17.94	225,084	1,433.69	2.06	28,792	215.58	1.92	6,945	652,523	1,725.65	2.74	13,780
大磯 町	389,353	69.63	17.27	217,586	1,488.32	1.74	27,607	189.77	2.10	6,917	634,546	1,747.73	2.40	15,121
二宮 町	371,141	65.20	17.04	229,401	1,540.01	1.88	27,660	194.63	2.21	6,437	628,202	1,799.84	2.46	14,160
中井 町	387,704	73.27	17.51	195,739	1,434.95	1.77	23,365	158.91	2.39	6,163	606,808	1,667.13	2.52	14,432
大井 町	291,103	56.80	18.21	210,423	1,443.46	1.82	8,007	28,745	168.08	6,730	530,271	1,668.35	2.45	12,967
松田 町	396,095	79.50	19.62	216,835	1,386.99	1.77	8,809	27,129	198.82	6,344	640,058	1,665.31	2.67	14,386
山北 町	438,892	91.34	19.32	210,895	1,402.49	1.84	25,889	161.94	2.36	6,769	675,676	1,655.77	2.86	14,276
開成 町	383,626	75.61	18.05	234,922	1,538.06	1.88	29,392	183.88	2.25	7,090	647,940	1,797.55	2.60	13,849
箱根 町	423,872	79.99	17.16	232,955	1,519.56	1.93	7,962	23,772	169.22	6,476	680,599	1,768.76	2.64	14,588
真鶴 町	472,737	91.94	18.57	215,923	1,472.91	1.53	9,558	19,982	142.61	6,587	708,641	1,707.46	2.50	16,597
湯河原 町	409,189	81.72	17.48	228,619	1,516.88	1.77	8,516	25,156	165.10	7,249	662,964	1,763.69	2.53	14,864
愛川 町	379,586	72.40	18.08	211,689	1,463.63	1.77	7,400	22,133	147.02	6,625	593,408	1,683.06	2.52	14,016
清川 村	418,035	81.10	19.05	268,786	1,518.02	1.74	10,151	25,479	165.41	6,880	712,301	1,764.53	2.59	15,608
県合 計	379,158	69.04	16.66	250,944	1,659.97	1.98	33,158	226.44	2.18	6,711	663,260	1,955.45	2.52	13,461
市 計	378,793	68.85	16.61	252,171	1,667.17	1.98	33,439	228.34	2.18	6,710	664,403	1,964.36	2.52	13,420
町 村 計	387,406	73.37	17.61	223,135	1,496.80	1.81	8,257	26,808	183.40	6,753	637,349	1,753.56	2.50	14,514

※診療費とは、「入院」「入院外」「歯科」についての費用のこと。
 ※1人当たり診療費は、当該年度の診療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したものの、なお、被保険者数の年度平均は、各月末の被保険者の和を12で除して算出。
 ※受診率は、被保険者100人あたりの年間レセプト件数、当該年度の診療件数(レセプト件数)を当該年度の被保険者数の年度平均で除して100倍したものの。
 ※1件あたり日数は、当該年度の診療日数を診療件数(レセプト件数)で除したものの。
 ※1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療日数で除したものの。

表7-3-6 現物給付費の状況(月平均)

【平成23年度】

	入院			入院外			歯科			合計			
	1人当たり 診療費(円)	受診率 (100人当たり件数)	1件当たり 日数(日)	1人当たり 診療費(円)									
横浜市	31,040	5.53	16.06	34,922	21,864	144.82	7,498	2,966	20.16	6,763	170.52	2.49	13,166
川崎市	35,120	6.16	17.02	33,510	21,087	138.97	7,146	2,887	19.40	6,636	164.53	2.69	13,328
相模原市	31,528	6.00	17.02	29,688	19,734	129.86	7,899	2,799	18.19	6,845	154.04	2.58	13,620
横浜須賀市	27,410	5.04	15.77	34,475	20,528	139.57	7,284	2,468	17.89	6,521	162.50	2.46	12,628
平塚市	33,584	6.02	17.52	31,833	18,915	126.63	7,804	2,390	16.27	6,953	148.93	2.57	14,359
鎌倉市	32,066	6.13	16.56	31,569	22,231	136.11	9,159	2,741	19.40	6,540	161.64	2.39	14,769
藤沢市	30,514	5.70	16.77	31,894	21,102	143.69	7,807	2,764	19.75	6,616	169.14	2.41	13,337
小田原市	34,251	6.39	18.10	29,622	20,399	133.20	7,842	2,319	15.40	6,785	154.99	2.64	13,897
茅ヶ崎市	30,107	5.57	15.95	33,861	19,734	133.65	7,886	2,664	18.58	6,757	157.81	2.40	13,868
逗子市	29,071	5.62	17.14	30,192	20,030	139.19	7,977	2,966	20.68	6,442	165.49	2.38	13,234
三浦市	27,976	5.60	15.07	33,117	19,454	128.33	7,386	2,070	15.36	6,730	149.29	2.54	13,074
秦野市	33,654	6.38	18.56	28,418	17,918	128.07	8,013	2,080	14.87	6,245	149.32	2.51	14,294
厚木市	30,510	5.86	16.54	31,497	20,206	127.00	7,859	2,445	16.61	6,655	149.46	2.61	13,606
大和市	30,762	5.74	16.75	31,992	19,076	132.27	7,461	2,777	18.39	6,616	156.41	2.52	13,361
伊勢原市	35,987	5.95	18.46	32,790	20,028	122.07	9,178	2,391	15.67	6,917	143.69	2.52	16,110
海老名市	30,762	5.89	16.70	31,282	22,983	128.62	10,185	2,457	17.47	6,697	151.99	2.37	15,582
座間市	30,147	5.69	16.87	31,400	20,347	129.71	7,715	2,748	19.11	6,713	154.51	2.59	13,288
南足柄市	31,206	6.18	18.82	26,843	18,047	126.37	8,202	2,315	16.04	6,322	148.59	2.51	13,828
綾瀬市	31,276	6.38	16.43	29,825	18,801	116.24	8,976	2,508	17.05	6,990	139.67	2.51	15,016
葉山町	28,476	5.05	15.10	37,309	20,832	135.43	9,214	2,649	18.29	6,726	158.77	2.15	15,201
寒川町	33,221	6.36	17.94	29,088	18,757	119.47	7,629	2,399	17.96	6,945	143.80	2.74	13,780
大磯町	32,446	5.80	17.27	32,383	18,132	124.03	8,385	2,301	15.81	6,917	145.64	2.40	15,121
二宮町	30,928	5.43	17.04	33,409	19,117	128.33	7,921	2,305	16.22	6,437	149.99	2.46	14,160
中井町	32,309	6.11	17.51	30,222	16,312	119.58	7,698	1,947	13.24	6,163	138.93	2.52	14,432
大井町	24,259	4.73	18.21	28,143	17,535	120.29	8,007	2,395	14.01	6,730	139.03	2.45	12,967
松田町	33,008	6.63	19.62	25,389	18,070	115.58	8,809	2,261	16.57	6,344	138.78	2.67	14,386
山北町	36,574	7.61	19.32	24,865	17,575	116.87	8,157	2,157	13.49	6,769	137.98	2.86	14,276
開成町	31,969	6.30	18.05	28,105	19,577	128.17	8,104	2,449	15.32	7,090	149.80	2.60	13,849
箱根町	35,323	6.67	17.16	30,882	19,413	126.63	7,962	1,981	14.10	6,476	147.40	2.64	14,588
真鶴町	39,395	7.66	18.57	27,691	17,994	122.74	9,558	1,665	11.88	6,587	142.29	2.50	16,597
湯河原町	34,099	6.81	17.48	28,642	19,052	126.41	8,516	2,096	13.76	7,249	146.97	2.53	14,864
愛川町	31,632	6.03	18.08	28,990	15,974	121.97	7,400	1,844	12.25	6,625	140.25	2.52	14,016
清川村	34,836	6.76	19.05	27,051	22,399	126.50	10,151	2,123	13.78	6,880	147.04	2.59	15,608
県合計	31,596	5.75	16.66	32,969	20,912	138.33	7,644	2,763	18.87	6,711	162.95	2.52	13,461
市計	31,566	5.74	16.61	33,118	21,014	138.93	7,621	2,787	19.03	6,710	163.70	2.52	13,420
町村計	32,284	6.11	17.61	29,987	18,595	124.73	8,257	2,234	15.28	6,753	146.13	2.50	14,514

※1人当たり診療費は、当該年度の診療費を12で除したものを、当該年度の各月末の被保険者の和を12で除したもので、除したものである。

※受診率は、被保険者100人あたりの月平均レセプト件数。年間受診率(被保険者100人あたりの年間レセプト件数)を12で除したものである。

※1人あたり日数は、当該年度の診療件数(レセプト件数)を当該年度の被保険者数の年度平均で除して100倍して算出。

※1人あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したものである。

※1人あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したものである。

表7-3-7 現物給付費(総合計)

【平成23年度】

	件数(件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	10,987,086	243,317,662,801	7,799,784,484	25,003,724,439	3,119,483,387	279,240,655,111
川崎市	3,391,356	80,985,081,344	2,778,383,846	8,498,239,228	975,263,627	93,236,968,045
相模原市	1,590,461	38,258,471,207	1,126,169,728	3,823,766,498	493,167,145	43,701,574,578
横須賀市	1,641,576	35,176,242,384	915,776,037	3,360,842,707	474,434,431	39,927,295,559
平塚市	707,946	17,664,544,230	598,909,329	1,559,496,123	332,113,572	20,155,063,254
鎌倉市	733,241	17,428,485,441	606,390,764	1,948,803,439	289,765,388	20,273,445,032
藤沢市	1,232,621	26,540,348,262	841,698,201	2,637,606,131	575,916,597	30,595,569,191
小田原市	662,462	16,455,989,320	513,513,339	1,600,732,513	229,429,430	18,799,664,602
茅ヶ崎市	691,624	15,559,096,714	509,086,948	1,547,650,524	216,398,339	17,832,232,525
逗子市	276,777	5,822,570,432	172,536,555	649,875,746	73,925,961	6,718,908,694
三浦市	202,411	4,733,853,157	130,926,849	443,664,502	59,471,804	5,367,916,312
秦野市	408,302	10,007,998,103	302,810,497	961,255,065	141,480,501	11,413,544,166
厚木市	450,042	10,909,921,440	327,166,558	1,141,784,828	136,082,686	12,514,955,512
大和市	525,683	11,813,491,129	365,261,437	1,209,037,212	122,309,580	13,510,099,358
伊勢原市	225,784	6,079,884,069	218,771,057	584,773,848	78,609,087	6,962,038,061
海老名市	228,331	6,080,558,109	176,702,152	607,699,668	90,185,539	6,955,145,468
座間市	283,223	6,685,886,776	199,093,380	659,384,864	81,137,658	7,625,502,678
南足柄市	139,984	3,272,778,564	81,849,627	333,794,709	42,446,804	3,730,869,704
綾瀬市	157,946	4,126,428,330	116,415,052	419,073,654	50,258,812	4,712,175,848
葉山町	129,021	2,860,352,926	100,895,095	305,808,025	33,844,686	3,300,900,732
寒川町	98,691	2,609,288,573	78,498,742	249,003,632	40,870,823	2,977,661,770
大磯町	119,958	2,940,278,781	93,598,807	263,686,881	61,349,063	3,358,913,532
二宮町	114,280	2,668,955,740	82,340,274	260,938,324	30,647,154	3,042,881,492
中井町	27,537	673,930,414	20,967,085	66,660,593	7,430,460	768,988,552
大井町	43,095	916,883,656	20,462,120	102,283,348	11,103,650	1,050,732,774
松田町	41,464	1,058,534,560	26,213,417	110,546,959	13,449,308	1,208,744,244
山北町	52,397	1,391,543,321	30,234,121	145,522,766	13,492,138	1,580,792,346
開成町	41,647	1,000,958,019	29,116,358	100,524,253	12,662,552	1,143,261,182
箱根町	49,666	1,319,854,568	43,411,583	134,752,171	14,737,086	1,512,755,408
真鶴町	35,747	1,001,447,647	31,075,980	92,596,607	11,161,036	1,136,281,270
湯河原町	110,390	2,821,631,136	81,027,646	275,530,500	31,114,918	3,209,304,200
愛川町	92,607	2,173,020,440	60,934,135	202,471,779	33,525,660	2,469,952,014
清川村	8,275	241,448,072	6,814,088	22,888,534	6,052,268	277,202,962
県合計	25,501,631	584,597,419,665	18,486,835,291	59,324,420,070	7,903,321,150	670,311,996,176
市計	24,536,856	560,919,291,812	17,781,245,840	56,991,205,698	7,581,880,348	643,273,623,698
町村計	964,775	23,678,127,853	705,589,451	2,333,214,372	321,440,802	27,038,372,478

表7-3-8 現物給付費(入院/医科)

【平成23年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	217,748	3,502,873	102,297,623,051	6,802,931,010	6,366,612,503	1,151,630,746	116,618,797,310
川崎市	76,135	1,296,338	36,178,493,811	2,469,149,582	2,296,542,527	398,066,460	41,342,252,380
相模原市	38,921	689,617	17,053,335,825	966,585,444	1,047,004,360	229,320,741	19,296,246,370
横須賀市	29,876	472,271	13,784,569,246	772,719,710	809,163,545	172,093,069	15,538,545,570
平塚市	17,557	308,374	8,213,096,897	520,510,950	424,835,402	144,489,711	9,302,932,960
鎌倉市	17,962	297,734	7,739,061,419	532,582,704	515,116,636	124,352,701	8,911,113,460
藤沢市	25,331	425,097	11,229,212,769	741,656,106	613,048,879	260,410,716	12,844,328,470
小田原市	16,766	304,476	7,512,435,451	448,074,008	436,637,839	101,491,252	8,498,638,550
茅ヶ崎市	14,924	238,443	6,757,758,819	438,284,984	404,618,413	95,710,324	7,696,372,540
逗子市	5,629	96,639	2,417,088,702	149,776,279	164,950,086	29,805,953	2,761,621,020
三浦市	4,563	68,836	1,929,594,123	110,018,461	114,109,644	20,958,262	2,174,680,490
秦野市	10,860	201,614	4,764,417,980	271,320,884	275,947,868	66,704,238	5,378,390,970
厚木市	11,018	182,521	4,778,187,019	288,094,793	316,723,032	56,251,956	5,439,256,800
大和市	11,743	196,793	5,265,181,639	322,250,275	332,113,300	47,730,316	5,967,275,530
伊勢原市	5,875	108,575	2,967,579,258	199,294,077	167,924,871	37,781,004	3,372,579,210
海老名市	6,392	106,879	2,787,273,214	155,273,741	173,330,267	43,412,888	3,159,290,110
座間市	6,545	110,513	2,900,012,991	169,524,795	181,359,645	29,610,759	3,280,508,190
南足柄市	3,539	66,738	1,482,390,295	73,351,530	94,973,739	20,128,066	1,670,843,630
綾瀬市	4,691	77,158	1,927,185,120	97,230,800	126,527,957	23,326,643	2,174,270,520
葉山町	2,590	39,198	1,222,403,178	85,718,109	79,001,640	12,453,623	1,399,576,550
寒川町	2,824	50,724	1,232,767,594	71,677,083	68,063,990	22,480,763	1,394,989,430
大磯町	2,868	49,682	1,346,951,589	81,605,209	70,980,356	24,321,536	1,523,858,690
二宮町	2,423	41,361	1,160,372,798	69,927,478	69,322,680	12,900,414	1,312,523,370
中井町	739	12,943	325,978,123	18,629,695	20,733,137	3,653,605	368,994,560
大井町	856	15,588	364,306,183	17,469,483	24,073,165	4,600,479	410,449,310
松田町	1,208	23,733	497,581,426	22,560,979	32,522,730	6,333,745	558,998,880
山北町	1,685	32,591	670,479,527	28,520,403	45,826,855	6,591,275	751,418,060
開成町	1,046	18,962	440,209,067	24,681,622	28,124,715	6,425,266	499,440,670
箱根町	1,408	24,193	620,993,500	39,220,009	39,720,595	5,868,356	705,802,460
真鶴町	1,229	22,855	527,828,164	28,349,710	30,432,849	6,215,577	592,826,300
湯河原町	3,187	55,722	1,332,761,504	70,596,900	81,736,758	13,900,378	1,498,995,540
愛川町	2,417	43,734	1,064,509,383	55,330,346	58,438,267	16,948,394	1,195,226,390
清川村	279	5,316	117,969,502	6,190,095	7,077,065	3,376,788	134,613,450
県合計	550,834	9,188,091	252,909,609,167	16,149,107,254	15,517,595,315	3,199,346,004	287,775,657,740
市計	526,075	8,751,489	241,984,497,629	15,528,630,133	14,861,540,513	3,053,275,805	275,427,944,080
町村計	24,759	436,602	10,925,111,538	620,477,121	656,054,802	146,070,199	12,347,713,660

表7-3-9 現物給付費(入院/歯科)

【平成23年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	687	5,703	182,130,296	8,718,230	14,999,938	1,147,426	206,995,890
川崎市	134	1,431	41,291,049	2,188,713	3,819,120	421,718	47,720,600
相模原市	62	512	13,981,443	197,145	1,256,862	140,200	15,575,650
横須賀市	127	856	20,439,742	582,546	2,060,106	111,996	23,194,390
平塚市	60	243	10,568,232	1,277,644	837,995	152,189	12,836,060
鎌倉市	42	434	13,426,115	1,174,486	1,354,259	0	15,954,860
藤沢市	40	424	15,105,102	1,124,507	1,233,091	94,030	17,556,730
小田原市	74	345	9,349,752	199,068	954,118	36,212	10,539,150
茅ヶ崎市	64	627	19,756,194	734,026	1,941,410	84,700	22,516,330
逗子市	47	628	15,428,389	796,617	1,160,032	90,902	17,475,940
三浦市	4	7	8,533	-3,093	4,030	0	9,470
秦野市	10	154	5,631,212	421,661	372,197	0	6,425,070
厚木市	29	241	10,102,355	710,389	642,836	68,060	11,523,640
大和市	20	183	5,073,520	246,628	436,492	15,350	5,771,990
伊勢原市	12	92	4,384,427	167,253	250,820	69,110	4,871,610
海老名市	30	377	13,696,699	716,551	701,960	103,330	15,218,540
座間市	18	181	5,146,148	121,502	450,310	0	5,717,960
南足柄市	11	85	2,457,075	121,478	243,176	28,261	2,849,990
綾瀬市	7	31	1,172,956	0	173,024	0	1,345,980
葉山町	10	66	1,592,886	24,325	289,589	0	1,906,800
寒川町	5	38	1,253,038	5,462	133,770	0	1,392,270
大磯町	12	46	2,461,716	122,244	85,450	65,850	2,735,260
二宮町	5	9	233,240	0	15,910	10,010	259,160
中井町	1	14	769,833	41,137	44,400	0	855,370
大井町	0	0	0	0	0	0	0
松田町	2	12	367,780	0	40,870	0	408,650
山北町	2	10	258,110	0	28,680	0	286,790
開成町	5	11	216,900	0	24,100	0	241,000
箱根町	3	19	437,510	0	43,990	4,630	486,130
真鶴町	3	21	767,090	0	64,370	20,860	852,320
湯河原町	4	66	2,612,727	498,057	201,946	0	3,312,730
愛川町	2	12	465,160	0	51,690	0	516,850
清川村	0	0	0	0	0	0	0
県合計	1,532	12,878	400,585,229	20,186,576	33,916,541	2,664,834	457,353,180
市計	1,478	12,554	389,149,239	19,495,351	32,891,776	2,563,484	444,099,850
町村計	54	324	11,435,990	691,225	1,024,765	101,350	13,253,330

表7-3-10 現物給付費(入院/食事・生活療養費(医科・歯科)) 【平成23年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)			
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	199,635	8,296,161	3,658,560,386	1,977,605,310	63,946,100	5,700,111,796
川崎市	69,908	3,045,460	1,331,261,198	742,857,400	24,401,490	2,098,520,088
相模原市	36,251	1,690,848	733,153,348	425,194,120	18,079,940	1,176,427,408
横須賀市	27,393	1,093,032	471,756,418	269,141,190	8,548,010	749,445,618
平塚市	16,246	737,137	339,668,798	160,034,660	8,737,430	508,440,888
鎌倉市	16,346	706,293	302,656,890	176,787,380	6,210,620	485,654,890
藤沢市	23,487	1,030,825	450,286,308	247,738,090	11,595,730	709,620,128
小田原市	15,652	758,079	334,420,908	180,827,560	5,012,050	520,260,518
茅ヶ崎市	13,659	545,650	239,465,932	131,435,710	5,427,410	376,329,052
逗子市	5,179	226,986	96,480,544	60,433,470	662,540	157,576,554
三浦市	4,095	155,150	66,345,052	37,985,030	826,600	105,156,682
秦野市	10,124	504,762	229,873,536	115,635,060	3,563,180	349,071,776
厚木市	10,286	443,715	196,051,352	107,901,870	1,720,290	305,673,512
大和市	10,849	474,882	214,945,838	110,977,430	2,600,760	328,524,028
伊勢原市	5,540	266,587	119,506,898	64,036,760	2,166,640	185,710,298
海老名市	5,992	263,003	113,165,996	66,487,780	980,970	180,634,746
座間市	6,155	273,587	122,005,478	65,431,480	2,163,930	189,600,888
南足柄市	3,358	175,504	76,094,252	42,731,020	1,212,420	120,037,692
綾瀬市	4,429	182,190	79,449,748	45,694,620	1,405,710	126,550,078
葉山町	2,404	91,435	38,542,552	24,327,010	561,470	63,431,032
寒川町	2,542	115,826	53,116,280	26,034,810	1,052,770	80,203,860
大磯町	2,658	120,591	55,267,642	27,248,600	1,255,220	83,771,462
二宮町	2,273	99,231	44,922,102	24,068,640	355,540	69,346,282
中井町	669	31,468	13,395,012	8,266,040	69,940	21,730,992
大井町	800	40,743	14,765,144	13,362,590	114,920	28,242,654
松田町	1,152	62,455	27,428,984	15,663,480	356,960	43,449,424
山北町	1,593	86,184	37,626,446	21,276,060	26,000	58,928,506
開成町	985	49,183	20,744,612	12,812,690	780	33,558,082
箱根町	1,301	60,574	24,593,118	15,694,850	1,134,140	41,422,108
真鶴町	1,136	57,123	25,795,020	13,674,150	319,190	39,788,360
湯河原町	2,956	138,305	61,126,210	33,157,410	1,290,360	95,573,980
愛川町	2,250	106,014	45,026,844	26,365,330	1,062,240	72,454,414
清川村	261	13,151	5,741,162	2,878,880	570,700	9,190,742
県合計	507,564	21,942,134	9,643,240,008	5,293,766,480	177,432,050	15,114,438,538
市計	484,584	20,869,851	9,175,148,880	5,028,935,940	169,261,820	14,373,346,640
町村計	22,980	1,072,283	468,091,128	264,830,540	8,170,230	741,091,898

表7-3-11 現物給付費(入院/合計(医科・歯科・食事・生活))

【平成23年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	218,435	3,508,576	106,138,313,733	6,811,649,240	8,359,217,751	1,216,724,272	122,525,904,996
川崎市	76,269	1,297,769	37,551,046,058	2,471,338,295	3,043,219,047	422,889,668	43,488,493,068
相模原市	38,983	690,129	17,800,470,616	966,782,589	1,473,455,342	247,540,881	20,488,249,428
横須賀市	30,003	473,127	14,276,765,406	773,302,256	1,080,364,841	180,753,075	16,311,185,578
平塚市	17,617	308,617	8,563,333,927	521,788,594	585,708,057	153,379,330	9,824,209,908
鎌倉市	18,004	298,168	8,055,144,424	533,757,190	693,258,275	130,563,321	9,412,723,210
藤沢市	25,371	425,521	11,694,604,179	742,780,613	862,020,060	272,100,476	13,571,505,328
小田原市	16,840	304,821	7,856,206,111	448,273,076	618,419,517	106,539,514	9,029,438,218
茅ヶ崎市	14,988	239,070	7,016,980,945	439,019,010	537,995,533	101,222,434	8,095,217,922
逗子市	5,676	97,267	2,528,997,635	150,572,896	226,543,588	30,559,395	2,936,673,514
三浦市	4,567	68,843	1,995,947,708	110,015,368	152,098,704	21,784,862	2,279,846,642
秦野市	10,870	201,768	4,999,922,728	271,742,545	391,955,125	70,267,418	5,733,887,816
厚木市	11,047	182,762	4,984,340,726	288,805,182	425,267,738	58,040,306	5,756,453,952
大和市	11,763	196,976	5,485,200,997	322,496,903	443,527,222	50,346,426	6,301,571,548
伊勢原市	5,887	108,667	3,091,470,583	199,461,330	232,212,451	40,016,754	3,563,161,118
海老名市	6,422	107,256	2,914,135,909	155,990,292	240,520,007	44,497,188	3,355,143,396
座間市	6,563	110,694	3,027,164,617	169,646,297	247,241,435	31,774,689	3,475,827,038
南足柄市	3,550	66,823	1,560,941,622	73,473,008	137,947,935	21,368,747	1,793,731,312
綾瀬市	4,698	77,189	2,007,807,824	97,230,800	172,395,601	24,732,353	2,302,166,578
葉山町	2,600	39,264	1,262,538,616	85,742,434	103,618,239	13,015,093	1,464,914,382
寒川町	2,829	50,762	1,287,136,912	71,682,545	94,232,570	23,533,533	1,476,585,560
大磯町	2,880	49,728	1,404,680,947	81,727,453	98,314,406	25,642,606	1,610,365,412
二宮町	2,428	41,370	1,205,528,140	69,927,478	93,407,230	13,265,964	1,382,128,812
中井町	740	12,957	340,142,968	18,670,832	29,043,577	3,723,545	391,580,922
大井町	856	15,588	379,071,327	17,469,483	37,435,755	4,715,399	438,691,964
松田町	1,210	23,745	525,378,190	22,560,979	48,227,080	6,690,705	602,856,954
山北町	1,687	32,601	708,364,083	28,520,403	67,131,595	6,617,275	810,633,356
開成町	1,051	18,973	461,170,579	24,681,622	40,961,505	6,426,046	533,239,752
箱根町	1,411	24,212	646,024,128	39,220,009	55,459,435	7,007,126	747,710,698
真鶴町	1,232	22,876	554,390,274	28,349,710	44,171,369	6,555,627	633,466,980
湯河原町	3,191	55,788	1,396,500,441	71,094,957	115,096,114	15,190,738	1,597,882,250
愛川町	2,419	43,746	1,110,001,387	55,330,346	84,855,287	18,010,634	1,268,197,654
清川村	279	5,316	123,710,664	6,190,095	9,955,945	3,947,488	143,804,192
県合計	552,366	9,200,969	262,953,434,404	16,169,293,830	20,845,278,336	3,379,442,888	303,347,449,458
市計	527,553	8,764,043	251,548,795,748	15,548,125,484	19,923,368,229	3,225,101,109	290,245,390,570
町村計	24,813	436,926	11,404,638,656	621,168,346	921,910,107	154,341,779	13,102,058,888

表7-3-12 現物給付費(入院外)

【平成23年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	5,716,810	11,510,893	75,508,015,443	954,535,117	8,839,910,328	1,002,435,657	86,304,896,545
川崎市	1,720,826	3,653,816	22,779,029,784	293,360,456	2,760,502,530	278,264,432	26,111,157,202
相模原市	843,872	1,623,528	11,293,296,036	154,910,332	1,243,054,316	133,059,200	12,824,319,884
横須賀市	830,547	1,676,980	10,810,200,469	139,656,551	1,114,141,922	151,762,829	12,215,761,771
平塚市	370,434	709,057	4,873,006,722	74,440,952	490,625,185	95,131,487	5,533,204,346
鎌倉市	399,533	712,519	5,626,708,331	71,342,923	737,552,294	90,305,254	6,525,908,802
藤沢市	639,071	1,202,166	8,181,447,271	95,577,988	943,929,703	164,320,791	9,385,275,753
小田原市	351,146	685,765	4,728,127,238	63,582,036	518,992,503	67,144,527	5,377,846,304
茅ヶ崎市	359,374	672,879	4,649,914,593	67,215,905	525,610,743	63,350,262	5,306,091,503
逗子市	140,604	253,656	1,759,302,736	21,125,749	219,518,904	23,375,681	2,023,323,070
三浦市	104,581	214,631	1,404,441,828	20,650,925	140,049,825	20,170,642	1,585,313,220
秦野市	218,195	381,002	2,690,570,180	29,572,792	295,821,475	36,843,363	3,052,807,810
厚木市	239,618	485,112	3,342,434,583	37,388,193	389,181,114	43,447,050	3,812,450,940
大和市	270,962	523,740	3,428,239,819	41,545,553	399,860,652	38,072,486	3,907,718,510
伊勢原市	120,867	216,067	1,742,708,851	18,317,229	200,289,190	21,712,703	1,983,027,973
海老名市	140,287	246,120	2,204,089,203	20,546,173	251,131,173	30,928,733	2,506,695,282
座間市	149,548	304,084	2,069,209,967	28,757,874	220,930,419	27,054,230	2,345,952,490
南足柄市	72,640	126,480	916,411,539	8,123,155	102,204,416	10,629,352	1,037,368,462
綾瀬市	85,562	154,177	1,214,687,915	19,008,102	135,910,193	14,319,340	1,383,925,550
葉山町	69,669	116,314	931,806,013	14,857,847	113,381,300	11,647,440	1,071,692,600
寒川町	53,104	109,278	733,591,838	6,385,793	84,002,774	9,731,565	833,711,970
大磯町	61,557	107,325	791,215,515	11,543,546	78,945,479	18,231,960	899,936,500
二宮町	57,350	107,845	752,580,205	12,341,304	80,154,795	9,211,386	854,287,690
中井町	14,493	25,680	174,425,090	2,238,724	19,380,219	1,652,797	197,696,830
大井町	21,753	39,604	278,786,236	2,793,164	32,230,319	3,297,381	317,107,100
松田町	21,110	37,463	289,972,963	3,603,060	32,794,434	3,651,723	330,022,180
山北町	25,904	47,752	345,520,646	1,713,718	38,463,519	3,825,227	389,523,110
開成町	21,379	40,296	288,934,869	4,296,022	29,861,673	3,449,576	326,542,140
箱根町	26,805	51,613	362,171,716	3,969,491	41,031,101	3,759,462	410,931,770
真鶴町	19,737	30,273	257,336,621	2,643,711	26,888,019	2,468,639	289,336,990
湯河原町	59,234	104,829	789,142,079	9,762,134	85,868,168	7,985,269	892,757,650
愛川町	48,900	86,543	566,649,838	5,351,564	59,849,683	8,581,685	640,432,770
清川村	5,222	9,109	81,597,615	608,780	8,747,601	1,508,524	92,462,520
県合計	13,280,694	26,266,596	175,865,573,752	2,241,766,863	20,260,815,969	2,401,330,653	200,769,487,237
市計	12,774,477	25,352,672	169,221,842,508	2,159,658,005	19,529,216,885	2,312,328,019	193,223,045,417
町村計	506,217	913,924	6,643,731,244	82,108,858	731,599,084	89,002,634	7,546,441,820

表7-3-13 現物給付費(歯科)

【平成23年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	795,700	1,730,997	10,237,282,570	419,975	1,363,127,349	106,491,546	11,707,321,440
川崎市	240,216	538,639	3,119,036,949	63,449	428,208,095	27,330,487	3,574,638,980
相模原市	118,178	265,700	1,603,882,058	18,569	200,567,995	14,144,338	1,818,612,960
横須賀市	106,460	225,223	1,295,806,196	51,205	159,064,191	13,850,758	1,468,772,350
平塚市	47,597	100,547	615,268,476	5,293	74,578,008	9,298,153	699,149,930
鎌倉市	56,934	123,012	692,523,656	30,202	102,619,854	9,311,208	804,484,920
藤沢市	87,842	185,789	1,069,284,136	2,471	141,508,928	18,386,625	1,229,182,160
小田原市	40,608	90,106	537,695,952	6,569	68,474,204	5,150,405	611,327,130
茅ヶ崎市	49,964	106,020	627,535,446	9,356	82,908,273	5,921,665	716,374,740
逗子市	20,888	46,504	260,461,188	9,111	36,639,215	2,462,206	299,571,720
三浦市	12,514	25,063	149,086,553	0	17,874,487	1,705,170	168,666,210
秦野市	25,335	56,740	311,921,497	20,511	39,062,821	3,331,741	354,336,570
厚木市	31,332	69,332	404,792,535	28,866	52,204,946	4,374,403	461,400,750
大和市	37,679	85,975	499,667,335	17,711	64,885,535	4,277,409	568,847,990
伊勢原市	15,517	34,233	207,940,619	18,227	26,901,080	1,915,004	236,774,930
海老名市	19,059	40,008	235,497,550	6,216	29,078,612	3,346,392	267,928,770
座間市	22,030	47,188	278,831,654	12,962	35,415,662	2,515,872	316,776,150
南足柄市	9,221	21,051	117,206,402	3,832	14,828,009	1,042,517	133,080,760
綾瀬市	12,547	26,409	162,730,559	896	20,603,874	1,266,521	184,601,850
葉山町	9,408	20,261	118,343,860	0	17,119,684	804,776	136,268,320
寒川町	7,985	15,356	93,964,143	0	11,636,569	1,046,208	106,646,920
大磯町	7,849	16,508	99,909,758	19,825	12,510,158	1,741,579	114,181,320
二宮町	7,248	16,001	90,793,236	292	11,441,194	771,238	103,005,960
中井町	1,605	3,829	20,854,662	0	2,512,719	231,239	23,598,620
大井町	2,533	6,437	37,888,150	0	5,225,824	204,846	43,318,820
松田町	3,026	6,508	36,161,961	0	4,890,383	237,466	41,289,810
山北町	2,991	7,064	42,354,791	0	5,151,113	311,686	47,817,590
開成町	2,556	5,762	36,224,728	0	4,310,790	319,422	40,854,940
箱根町	2,985	6,475	36,845,524	0	4,794,275	293,641	41,933,440
真鶴町	1,911	4,065	23,745,305	0	2,901,879	128,426	26,775,610
湯河原町	6,447	13,551	86,735,586	12,677	10,704,109	781,048	98,233,420
愛川町	4,912	11,161	65,204,943	1,088	7,989,735	750,184	73,945,950
清川村	569	1,274	7,726,066	0	917,200	121,454	8,764,720
県合計	1,811,646	3,952,788	23,223,204,044	759,303	3,060,656,770	243,865,633	26,528,485,750
市計	1,749,621	3,818,536	22,426,451,331	725,421	2,958,551,138	236,122,420	25,621,850,310
町村計	62,025	134,252	796,752,713	33,882	102,105,632	7,743,213	906,635,440

表7-3-14 現物給付費(入院(食事・生活含)・入院外・歯科/合計)

【平成23年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	6,730,945	16,750,466	191,883,611,746	7,766,604,332	18,562,255,428	2,325,651,475	220,538,122,981
川崎市	2,037,311	5,490,224	63,449,112,791	2,764,762,200	6,231,929,672	728,484,587	73,174,289,250
相模原市	1,001,033	2,579,357	30,697,648,710	1,121,711,490	2,917,077,653	394,744,419	35,131,182,272
横須賀市	967,010	2,375,330	26,382,772,071	913,010,012	2,353,570,954	346,366,662	29,995,719,699
平塚市	435,648	1,118,221	14,051,609,125	596,234,839	1,150,911,250	257,808,970	16,056,564,184
鎌倉市	474,471	1,133,699	14,374,376,411	605,130,315	1,533,430,423	230,179,783	16,743,116,932
藤沢市	752,284	1,813,476	20,945,335,586	838,361,072	1,947,458,691	454,807,892	24,185,963,241
小田原市	408,594	1,080,692	13,122,029,301	511,861,681	1,205,886,224	178,834,446	15,018,611,652
茅ヶ崎市	424,326	1,017,969	12,294,430,984	506,244,271	1,146,514,549	170,494,361	14,117,684,165
逗子市	167,168	397,427	4,548,761,559	171,707,756	482,701,707	56,397,282	5,259,568,304
三浦市	121,662	308,537	3,549,476,089	130,666,293	310,023,016	43,660,674	4,033,826,072
秦野市	254,400	639,510	8,002,414,405	301,335,848	726,839,421	110,442,522	9,141,032,196
厚木市	281,997	737,206	8,731,567,844	326,222,241	866,653,798	105,861,759	10,030,305,642
大和市	320,404	806,691	9,413,108,151	364,060,167	908,273,409	92,696,321	10,778,138,048
伊勢原市	142,271	358,967	5,042,120,053	217,796,786	459,402,721	63,644,461	5,782,964,021
海老名市	165,768	393,384	5,353,722,662	176,542,681	520,729,792	78,772,313	6,129,767,448
座間市	178,141	461,966	5,375,206,238	198,417,133	503,587,516	61,344,791	6,138,555,678
南足柄市	85,411	214,354	2,594,559,563	81,599,995	254,980,360	33,040,616	2,964,180,534
綾瀬市	102,807	257,775	3,385,226,298	116,239,798	328,909,668	40,318,214	3,870,693,978
葉山町	81,677	175,839	2,312,688,489	100,600,281	234,119,223	25,467,309	2,672,875,302
寒川町	63,918	175,396	2,114,692,893	78,068,338	189,871,913	34,311,306	2,416,944,450
大磯町	72,286	173,561	2,295,806,220	93,290,824	189,770,043	45,616,145	2,624,483,232
二宮町	67,026	165,216	2,048,901,581	82,269,074	185,003,219	23,248,588	2,339,422,462
中井町	16,838	42,466	535,422,720	20,909,556	50,936,515	5,607,581	612,876,372
大井町	25,142	61,629	695,745,713	20,262,647	74,891,898	8,217,626	799,117,884
松田町	25,346	67,716	851,513,114	26,164,039	85,911,897	10,579,894	974,168,944
山北町	30,582	87,417	1,096,239,520	30,234,121	110,746,227	10,754,188	1,247,974,056
開成町	24,986	65,031	786,330,176	28,977,644	75,133,968	10,195,044	900,636,832
箱根町	31,201	82,300	1,045,041,368	43,189,500	101,284,811	11,060,229	1,200,575,908
真鶴町	22,880	57,214	835,472,200	30,993,421	73,961,267	9,152,692	949,579,580
湯河原町	68,872	174,168	2,272,378,106	80,869,768	211,668,391	23,957,055	2,588,873,320
愛川町	56,231	141,450	1,741,856,168	60,682,998	152,694,705	27,342,503	1,982,576,374
清川村	6,070	15,699	213,034,345	6,798,875	19,620,746	5,577,466	245,031,432
県合計	15,644,706	39,420,353	462,042,212,200	18,411,819,996	44,166,751,075	6,024,639,174	530,645,422,445
市計	15,051,651	37,935,251	443,197,089,587	17,708,508,910	42,411,136,252	5,773,551,548	509,090,286,297
町村計	593,055	1,485,102	18,845,122,613	703,311,086	1,755,614,823	251,087,626	21,555,136,148

表7-3-15 現物給付費(調剤)

【平成23年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	4,245,727	5,882,856	50,848,455,970	30,364,937	6,418,244,116	733,615,557	58,030,680,580
川崎市	1,351,207	1,899,588	17,379,692,941	13,203,091	2,259,177,218	231,320,420	19,883,393,670
相模原市	587,962	789,286	7,476,265,027	4,129,038	903,914,495	90,830,590	8,475,139,150
横須賀市	673,491	924,709	8,719,333,593	2,375,135	1,003,161,663	122,998,269	9,847,868,660
平塚市	271,636	364,677	3,568,439,080	2,512,400	405,562,413	71,055,727	4,047,569,620
鎌倉市	258,094	353,280	3,017,175,185	1,042,979	414,073,991	55,756,595	3,488,048,750
藤沢市	479,245	651,326	5,533,503,641	2,960,989	689,013,745	113,091,225	6,338,569,600
小田原市	253,171	353,803	3,287,444,984	1,346,383	392,233,894	46,513,339	3,727,538,600
茅ヶ崎市	266,480	361,466	3,221,447,115	2,787,847	398,178,630	43,243,618	3,665,657,210
逗子市	109,441	150,448	1,264,411,743	762,724	166,376,564	17,070,559	1,448,621,590
三浦市	80,652	118,834	1,177,684,613	251,151	133,294,726	15,419,300	1,326,649,790
秦野市	153,244	201,254	1,950,577,613	770,799	231,730,354	27,831,254	2,210,910,020
厚木市	167,786	227,575	2,159,994,686	826,687	273,644,170	29,011,227	2,463,476,770
大和市	204,916	280,133	2,380,513,263	1,175,610	299,658,308	27,966,879	2,709,314,060
伊勢原市	83,199	104,117	1,014,644,566	720,911	124,477,432	13,405,631	1,153,248,540
海老名市	62,378	85,161	718,241,402	129,766	86,492,086	10,876,016	815,739,270
座間市	104,655	150,671	1,288,288,792	666,387	154,710,419	17,599,562	1,461,265,160
南足柄市	54,408	74,619	668,606,396	82,767	78,547,689	8,462,068	755,698,920
綾瀬市	55,054	74,899	737,102,437	174,024	89,999,391	9,313,568	836,589,420
葉山町	47,257	62,900	543,462,512	294,814	71,457,207	7,984,247	623,198,780
寒川町	34,725	47,799	492,695,110	430,404	58,924,154	6,425,752	558,475,420
大磯町	47,551	64,890	636,276,236	280,753	73,591,663	14,998,498	725,147,150
二宮町	47,204	66,616	616,513,159	71,200	75,496,835	7,316,136	699,397,330
中井町	10,648	15,856	135,364,939	57,504	15,558,883	1,594,404	152,575,730
大井町	17,900	25,030	217,071,888	116,658	27,329,445	2,428,449	246,946,440
松田町	16,048	21,969	204,068,321	49,378	24,562,932	2,613,419	231,294,050
山北町	21,776	33,650	293,356,696	0	34,579,084	2,719,060	330,654,840
開成町	16,637	25,053	212,083,408	89,529	25,312,755	2,311,508	239,797,200
箱根町	18,409	29,941	271,653,885	191,638	33,429,310	3,394,317	308,669,150
真鶴町	12,850	15,488	163,891,677	82,559	18,403,810	2,008,344	184,386,390
湯河原町	41,477	53,752	547,045,645	155,578	63,814,754	6,962,253	617,978,230
愛川町	36,372	47,575	430,950,972	251,137	49,753,374	6,183,157	487,138,640
清川村	2,202	2,783	28,292,812	15,213	3,254,353	474,802	32,037,180
県合計	9,833,802	13,562,004	121,204,550,307	68,369,990	15,097,959,863	1,752,795,750	138,123,675,910
市計	9,462,746	13,048,702	116,411,823,047	66,283,625	14,522,491,304	1,685,381,404	132,685,979,380
町村計	371,056	513,302	4,792,727,260	2,086,365	575,468,559	67,414,346	5,437,696,530

表7-3-16 現物給付費(訪問看護療養費)

【平成23年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	10,414	66,347	585,595,085	2,815,215	23,224,895	60,216,355	671,851,550
川崎市	2,838	17,596	156,275,612	418,555	7,132,338	15,458,620	179,285,125
相模原市	1,466	9,650	84,557,470	329,200	2,774,350	7,592,136	95,253,156
横須賀市	1,075	7,821	74,136,720	390,890	4,110,090	5,069,500	83,707,200
平塚市	662	5,091	44,496,025	162,090	3,022,460	3,248,875	50,929,450
鎌倉市	676	4,025	36,933,845	217,470	1,299,025	3,829,010	42,279,350
藤沢市	1,092	6,956	61,509,035	376,140	1,133,695	8,017,480	71,036,350
小田原市	697	5,246	46,515,035	305,275	2,612,395	4,081,645	53,514,350
茅ヶ崎市	818	4,382	43,218,615	54,830	2,957,345	2,660,360	48,891,150
逗子市	168	1,182	9,397,130	66,075	797,475	458,120	10,718,800
三浦市	97	693	6,692,455	9,405	346,760	391,830	7,440,450
秦野市	658	5,631	55,006,085	703,850	2,685,290	3,206,725	61,601,950
厚木市	259	2,079	18,358,910	117,630	1,486,860	1,209,700	21,173,100
大和市	363	2,099	19,869,715	25,660	1,105,495	1,646,380	22,647,250
伊勢原市	314	2,561	23,119,450	253,360	893,695	1,558,995	25,825,500
海老名市	185	910	8,594,045	29,705	477,790	537,210	9,638,750
座間市	427	2,663	22,391,746	9,860	1,086,929	2,193,305	25,681,840
南足柄市	165	1,014	9,612,605	166,865	266,660	944,120	10,990,250
綾瀬市	85	468	4,099,595	1,230	164,595	627,030	4,892,450
葉山町	87	446	4,201,925	0	231,595	393,130	4,826,650
寒川町	48	210	1,900,570	0	207,565	133,765	2,241,900
大磯町	121	964	8,196,325	27,230	325,175	734,420	9,283,150
二宮町	50	410	3,541,000	0	438,270	82,430	4,061,700
中井町	51	332	3,142,755	25	165,195	228,475	3,536,450
大井町	53	438	4,066,055	82,815	62,005	457,575	4,668,450
松田町	70	312	2,953,125	0	72,130	255,995	3,281,250
山北町	39	236	1,947,105	0	197,455	18,890	2,163,450
開成町	24	301	2,544,435	49,185	77,530	156,000	2,827,150
箱根町	56	350	3,159,315	30,445	38,050	282,540	3,510,350
真鶴町	17	259	2,083,770	0	231,530	0	2,315,300
湯河原町	41	230	2,207,385	2,300	47,355	195,610	2,452,650
愛川町	4	21	213,300	0	23,700	0	237,000
清川村	3	11	120,915	0	13,435	0	134,350
県合計	23,123	150,934	1,350,657,158	6,645,305	59,709,132	125,886,226	1,542,897,821
市計	22,459	146,414	1,310,379,178	6,453,305	57,578,142	122,947,396	1,497,358,021
町村計	664	4,520	40,277,980	192,000	2,130,990	2,938,830	45,539,800

表7-3-17 現金給付費(総合計)

【平成23年度】

	件数(件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	328,068	8,269,066,011	117,877	-2,945,875,678	94,631,252	5,417,939,462
川崎市	121,012	3,090,320,874	29,241	-984,793,416	33,147,556	2,138,704,255
相模原市	57,148	1,230,953,163	0	-357,747,254	672,222	873,878,131
横須賀市	41,118	1,050,089,504	0	-379,737,524	586,229	670,938,209
平塚市	24,380	601,853,854	0	-176,864,033	278,474	425,268,295
鎌倉市	23,189	599,263,377	0	-218,944,395	404,368	380,723,350
藤沢市	36,631	895,471,462	0	-316,144,909	412,848	579,739,401
小田原市	15,428	387,809,822	0	-160,560,202	211,507	227,461,127
茅ヶ崎市	23,916	519,369,412	0	-143,644,942	630,223	376,354,693
逗子市	8,561	202,791,017	0	-71,925,539	165,296	131,030,774
三浦市	6,490	138,831,429	0	-49,042,595	180,799	89,969,633
秦野市	12,080	304,266,046	0	-100,860,801	219,740	203,624,985
厚木市	12,173	321,146,771	0	-117,584,047	411,322	203,974,046
大和市	17,303	365,436,816	0	-103,264,965	274,113	262,445,964
伊勢原市	7,343	184,270,476	163	-62,419,819	396,474	122,247,294
海老名市	7,624	174,561,147	0	-62,130,377	105,688	112,536,458
座間市	8,381	190,485,019	0	-67,477,458	46,425	123,053,986
南足柄市	2,993	81,781,698	0	-31,714,686	316,844	50,383,856
綾瀬市	4,649	108,772,695	0	-40,196,053	9,846	68,586,488
葉山町	4,267	107,061,979	0	-35,884,471	84,195	71,261,703
寒川町	2,591	80,565,661	0	-25,892,858	16,649	54,689,452
大磯町	3,065	95,181,971	0	-31,402,617	18,484	63,797,838
二宮町	2,922	85,644,704	0	-27,235,878	1,031	58,409,857
中井町	679	19,513,301	0	-5,600,830	0	13,912,471
大井町	727	24,847,085	0	-8,121,364	0	16,725,721
松田町	1,226	31,052,623	0	-11,487,180	0	19,565,443
山北町	800	27,517,407	0	-12,427,322	44,754	15,134,839
開成町	636	20,622,220	0	-11,035,469	3,826	9,590,577
箱根町	573	22,907,299	0	-14,683,173	1,150	8,225,276
真鶴町	767	20,484,812	0	-8,935,280	0	11,549,532
湯河原町	3,242	79,594,719	0	-29,923,084	85,934	49,757,569
愛川町	2,162	50,722,456	0	-16,439,457	39,780	34,322,779
清川村	194	5,581,777	0	-2,592,934	2,142	2,990,985
県合計	782,338	19,387,838,607	147,281	-6,632,590,610	133,399,171	12,888,794,449
市計	758,487	18,716,540,593	147,281	-6,390,928,693	133,101,226	12,458,860,407
町村計	23,851	671,298,014	0	-241,661,917	297,945	429,934,042

※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費、高額介護合算療養費、食事・生活療養等として現金給付をしたものについては、一部負担金から減額し保険者負担分に計上しているため、マイナス表記としている。

表7-3-18 現金給付費(一般診療～高額介護合算療養費)

【平成23年度】

	一般診療					高額療養費					高額介護合算療養費				
	件数 (件)	費用額(円)				※件数 (件)	費用額(円)				件数 (件)	費用額(円)			
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	一部負担金	計		保険者負担分	一部負担金	計	
横浜 市	196	5,881,856	0	964,657	0	6,846,513	0	3,261,642,902	-3,261,642,902	0	15,764	218,494,042	-218,494,042	0	
川崎 市	88	2,935,948	0	595,900	0	3,531,848	0	1,127,759,944	-1,127,759,944	0	4,126	81,436,658	-81,436,658	0	
相模原 市	22	1,407,782	0	175,748	0	1,583,530	0	428,728,753	-428,728,753	0	2,208	26,418,980	-26,418,980	0	
横須賀 市	31	356,180	0	54,820	0	411,000	0	427,925,266	-427,925,266	0	1,842	23,885,821	-23,885,821	0	
平塚 市	9	112,624	0	14,776	0	127,400	0	206,980,809	-206,980,809	0	916	13,258,133	-13,258,133	0	
鎌倉 市	16	280,970	0	42,793	0	323,763	0	247,381,341	-247,381,341	0	969	18,177,637	-18,177,637	0	
藤沢 市	10	93,036	0	16,804	0	109,840	0	357,560,527	-357,560,527	0	1,490	24,916,350	-24,916,350	0	
小田原 市	8	500,679	0	54,261	0	554,940	0	176,048,218	-176,048,218	0	612	9,928,187	-9,928,187	0	
茅ヶ崎 市	26	491,724	0	54,636	0	546,360	0	176,350,647	-176,350,647	0	687	9,941,382	-9,941,382	0	
逗子 市	7	37,955	0	6,775	0	44,730	0	81,069,193	-81,069,193	0	306	5,739,138	-5,739,138	0	
三浦 市	2	14,121	0	1,569	0	15,690	0	53,455,597	-53,455,597	0	312	5,021,805	-5,021,805	0	
秦野 市	6	46,710	0	5,190	0	51,900	0	114,057,924	-114,057,924	0	601	7,727,768	-7,727,768	0	
厚木 市	11	156,202	0	17,308	0	173,510	0	133,516,031	-133,516,031	0	482	6,919,200	-6,919,200	0	
大和市	6	720,411	0	80,247	0	800,658	0	123,904,265	-123,904,265	0	643	9,832,699	-9,832,699	0	
伊勢原 市	2	148,968	0	16,552	0	165,520	0	71,211,695	-71,211,695	0	306	4,015,851	-4,015,851	0	
海老名 市	3	98,866	0	31,924	0	130,790	0	71,498,630	-71,498,630	0	302	3,401,661	-3,401,661	0	
座間 市	11	549,836	0	60,060	0	609,896	0	76,335,014	-76,335,014	0	327	4,832,899	-4,832,899	0	
南足柄 市	0	0	0	0	0	0	0	35,080,624	-35,080,624	0	110	2,027,707	-2,027,707	0	
綾瀬 市	4	30,258	0	3,362	0	33,620	0	45,883,736	-45,883,736	0	177	2,352,708	-2,352,708	0	
葉山 町	9	90,720	0	10,080	0	100,800	0	41,673,042	-41,673,042	0	171	2,954,262	-2,954,262	0	
寒川 町	33	1,096,756	0	196,444	0	1,293,200	0	30,164,729	-30,164,729	0	115	2,023,311	-2,023,311	0	
大磯 町	2	14,175	0	1,575	0	15,750	0	36,490,748	-36,490,748	0	160	2,339,005	-2,339,005	0	
二宮 町	1	25,200	0	2,800	0	28,000	0	31,741,290	-31,741,290	0	123	2,037,876	-2,037,876	0	
中井 町	1	3,069	0	341	0	3,410	0	6,678,510	-6,678,510	0	39	507,853	-507,853	0	
大井 町	1	11,291	0	4,839	0	16,130	0	9,862,949	-9,862,949	0	30	372,246	-372,246	0	
松田 町	0	0	0	0	0	0	0	12,750,967	-12,750,967	0	37	607,107	-607,107	0	
山北 町	2	12,321	0	1,369	0	13,690	0	13,524,570	-13,524,570	0	52	683,131	-683,131	0	
開成 町	1	3,934	0	1,686	0	5,620	0	11,236,097	-11,236,097	0	24	406,984	-406,984	0	
箱根 町	0	0	0	0	0	0	0	15,239,989	-15,239,989	0	47	644,419	-644,419	0	
真鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	9,737,705	-9,737,705	0	29	387,153	-387,153	0	
湯河原 町	1	6,570	0	730	0	7,300	0	34,099,554	-34,099,554	0	118	1,350,245	-1,350,245	0	
愛川 町	3	29,727	0	3,303	0	33,030	0	19,334,122	-19,334,122	0	90	881,620	-881,620	0	
清川 村	0	0	0	0	0	0	0	2,961,123	-2,961,123	0	6	31,245	-31,245	0	
梟合 計	512	15,157,889	0	2,420,549	0	17,578,438	0	7,491,886,511	-7,491,886,511	0	33,221	493,555,083	-493,555,083	0	
町 村 計	458	13,864,126	0	2,197,382	0	16,061,508	0	7,216,391,116	-7,216,391,116	0	32,180	478,328,626	-478,328,626	0	
市 計	54	1,293,763	0	223,167	0	1,516,930	0	275,495,395	-275,495,395	0	1,041	15,226,457	-15,226,457	0	

※ 標準システムの不具合により件数の集計不可。

※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費、高額介護合算療養費として現金給付をしたものについては、一部負担金から減額し保険者負担分に計上しているため、マイナス表記としている。

表7-3-19 現金給付費(補装具～柔道整復師の施術)

【平成23年度】

	補装具					※柔道整復師の施術						
	件数 (件)	費用額(円)				件数 (件)	費用額(円)					
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜 市	6,023	185,471,207	0	25,955,980	0	211,427,187	293,472	4,370,544,928	117,877	496,748,431	94,631,252	4,962,042,488
川崎 市	2,260	61,576,459	0	8,841,582	0	70,418,041	108,795	1,712,498,803	29,241	205,273,139	33,147,556	1,950,948,739
相模原 市	854	23,837,694	0	3,182,581	0	27,020,275	52,442	723,057,874	0	94,263,889	672,222	817,993,985
横須賀 市	876	24,993,075	0	3,204,735	0	28,197,810	37,688	565,293,973	0	71,286,463	586,229	637,166,665
平塚 市	471	13,457,380	0	1,758,353	0	15,215,733	21,346	347,632,279	0	45,142,478	278,474	393,053,231
鎌倉 市	637	16,754,924	0	2,713,712	0	19,468,636	20,071	288,733,406	0	42,490,262	404,368	331,628,036
藤沢 市	774	20,820,167	0	3,026,258	0	23,846,425	33,384	475,647,187	0	65,376,917	412,848	541,436,952
小田原 市	459	12,916,916	0	1,815,357	0	14,732,273	13,694	171,419,617	0	22,662,650	211,507	194,293,774
茅ヶ崎 市	347	12,035,359	0	1,852,502	0	13,887,861	22,018	301,995,453	0	39,616,988	630,223	342,242,664
逗子 市	140	4,033,832	0	513,671	0	4,547,503	7,859	108,810,432	0	15,188,649	165,296	124,164,377
三浦 市	94	2,729,315	0	330,800	0	3,060,115	5,889	75,616,705	0	9,092,857	180,799	84,890,361
秦野 市	233	7,049,765	0	905,417	0	7,955,182	10,965	170,281,547	0	21,750,516	219,740	192,251,803
厚木 市	350	10,019,555	0	1,359,529	0	11,379,084	10,711	154,849,727	0	20,408,004	411,322	175,669,053
大和市	226	6,554,344	0	901,877	0	7,456,221	15,997	216,897,439	0	29,454,150	274,113	246,625,702
伊勢原 市	164	4,769,818	0	625,888	0	5,395,706	6,480	96,792,148	163	12,495,003	396,474	109,683,788
海老名 市	132	3,575,402	0	484,212	0	4,059,614	6,985	92,774,859	0	12,319,841	105,688	105,200,388
座間 市	124	3,271,077	0	470,635	0	3,741,712	7,479	95,957,640	0	12,051,143	46,425	108,055,208
南足柄 市	66	1,824,414	0	244,508	0	2,068,922	2,766	42,455,491	0	5,358,157	316,844	48,130,492
綾瀬 市	84	2,329,336	0	301,133	0	2,630,469	4,228	55,099,626	0	8,212,785	9,846	63,322,257
葉山 町	68	1,813,722	0	255,217	0	2,068,939	3,976	59,262,975	0	8,395,174	84,195	67,742,344
寒川 町	75	2,370,204	0	352,030	0	2,722,234	2,194	41,267,489	0	5,395,560	16,649	46,679,698
大磯 町	90	2,342,962	0	302,088	0	2,645,050	2,728	52,161,959	0	6,968,963	18,484	59,149,406
二宮 町	99	3,066,409	0	421,541	0	3,487,950	2,657	47,498,227	0	5,997,869	1,031	53,497,127
中井 町	10	231,732	0	35,389	0	267,121	610	11,320,636	0	1,464,079	0	12,784,715
大井 町	18	633,647	0	83,140	0	716,787	668	13,916,552	0	2,018,652	0	15,935,204
松田 町	15	483,086	0	59,302	0	542,388	1,120	16,687,473	0	2,272,862	0	18,960,335
山北 町	25	857,612	0	102,134	0	959,746	712	12,415,323	0	1,701,326	44,754	14,161,403
開成 町	16	432,632	0	64,547	0	497,179	559	7,672,409	0	1,076,983	3,826	8,753,218
箱根 町	24	644,965	0	85,502	0	730,467	501	6,368,854	0	1,114,725	1,150	7,484,729
真鶴 町	19	529,420	0	71,284	0	600,704	717	9,817,790	0	1,123,078	0	10,940,868
湯河原 町	93	2,840,547	0	349,891	0	3,190,438	2,993	40,346,384	0	5,142,443	85,934	45,574,761
愛川 町	48	1,389,414	0	179,389	0	1,568,803	1,925	24,824,596	0	3,125,845	39,780	27,990,221
清川 村	10	336,166	0	42,975	0	379,141	178	2,253,243	0	356,459	2,142	2,611,844
県合計	14,924	435,992,557	0	60,893,159	0	496,885,716	703,807	10,412,173,044	147,281	1,275,346,340	133,399,171	11,821,065,836
市計	14,314	418,020,039	0	58,488,730	0	476,508,769	682,269	10,066,359,134	147,281	1,229,192,322	133,101,226	11,428,799,963
町計	610	17,972,518	0	2,404,429	0	20,376,947	21,538	345,813,910	0	46,154,018	297,945	392,265,873

※ 標準システムの不具合により区分分けが不可能なため、受領委任払いによる「柔整」、「あんま・マッサージ」、「はり・きゅう」が混在した数値となっている。

表7-3-20 現金給付費(マッサージ～はりきゅう)

【平成23年度】

	※あんま・マッサージ										※はりきゅう									
	件数					費用額(円)					件数					費用額(円)				
	件数 (件)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計	件数 (件)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計	件数 (件)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計		
横浜 市	8,491	178,864,476	0	24,655,353	0	203,519,829	22,881,097	0	2,962,585	0	25,843,682	1,538	22,881,097	0	2,962,585	0	25,843,682			
川崎 市	3,790	81,700,685	0	11,435,080	0	93,135,765	15,632,116	0	2,482,502	0	18,114,618	1,263	15,632,116	0	2,482,502	0	18,114,618			
相模原 市	681	17,166,569	0	2,249,564	0	19,416,133	2,897,863	0	450,812	0	3,348,675	441	2,897,863	0	450,812	0	3,348,675			
横須賀 市	167	3,995,406	0	489,934	0	4,485,340	293,057	0	89,683	0	382,740	33	293,057	0	89,683	0	382,740			
平塚 市	463	10,537,688	0	1,563,649	0	12,101,337	4,038,304	0	539,226	0	4,577,530	257	4,038,304	0	539,226	0	4,577,530			
鎌倉 市	851	19,872,945	0	2,796,415	0	22,669,360	5,536,626	0	714,477	0	6,251,103	323	5,536,626	0	714,477	0	6,251,103			
藤沢 市	428	10,370,328	0	1,453,836	0	11,824,164	2,027,772	0	358,758	0	2,386,530	99	2,027,772	0	358,758	0	2,386,530			
小田原 市	77	1,923,858	0	213,762	0	2,137,620	13,488,891	0	1,538,411	0	15,027,302	422	13,488,891	0	1,538,411	0	15,027,302			
茅ヶ崎 市	626	16,287,606	0	1,997,655	0	18,285,261	1,066,379	0	118,496	0	1,184,875	44	1,066,379	0	118,496	0	1,184,875			
逗子 市	63	1,715,852	0	301,408	0	2,017,260	151,378	0	50,585	0	201,963	20	151,378	0	50,585	0	201,963			
三浦 市	11	311,157	0	34,573	0	345,730	1,461,355	0	174,270	0	1,635,625	126	1,461,355	0	174,270	0	1,635,625			
秦野 市	18	759,645	0	84,405	0	844,050	165,013	0	18,677	0	183,690	27	165,013	0	18,677	0	183,690			
厚木 市	261	8,985,229	0	1,071,122	0	10,056,351	5,904,050	0	661,334	0	6,565,384	235	5,904,050	0	661,334	0	6,565,384			
大和市	206	4,372,564	0	773,016	0	5,145,580	2,025,307	0	263,388	0	2,288,695	102	2,025,307	0	263,388	0	2,288,695			
伊勢原 市	264	5,521,293	0	613,477	0	6,134,770	749,003	0	83,227	0	832,230	15	749,003	0	83,227	0	832,230			
海老名 市	86	2,272,569	0	362,387	0	2,634,956	459,636	0	51,074	0	510,710	18	459,636	0	51,074	0	510,710			
座間 市	362	8,603,164	0	1,154,986	0	9,758,150	679,559	0	124,817	0	804,376	46	679,559	0	124,817	0	804,376			
南足柄 市	2	65,088	0	7,232	0	72,320	38,692	0	16,583	0	55,275	4	38,692	0	16,583	0	55,275			
綾瀬 市	46	2,091,870	0	232,430	0	2,324,300	142,931	0	15,884	0	158,815	19	142,931	0	15,884	0	158,815			
葉山 町	36	1,214,658	0	134,962	0	1,349,620	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
寒川 町	147	3,380,954	0	562,966	0	3,943,920	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
大磯 町	41	649,592	0	72,190	0	721,782	1,139,260	0	126,590	0	1,265,850	35	1,139,260	0	126,590	0	1,265,850			
二宮 町	36	1,234,602	0	137,178	0	1,371,780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
中井 町	14	685,098	0	76,122	0	761,220	86,403	0	9,602	0	96,005	5	86,403	0	9,602	0	96,005			
大井 町	10	50,400	0	7,200	0	57,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
松田 町	1	56,448	0	6,272	0	62,720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
山北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
開成 町	7	301,104	0	33,456	0	334,560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
箱根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
真鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
湯河原 町	15	661,473	0	73,497	0	734,970	225,088	0	25,012	0	250,100	12	225,088	0	25,012	0	250,100			
愛川 町	70	3,623,067	0	402,563	0	4,025,630	634,580	0	70,515	0	705,095	25	634,580	0	70,515	0	705,095			
清川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
県合計	17,270	387,275,388	0	52,996,690	0	440,272,078	81,724,360	0	10,946,508	0	92,670,868	5,109	81,724,360	0	10,946,508	0	92,670,868			
市計	16,893	375,417,992	0	51,490,284	0	426,908,276	79,639,029	0	10,714,789	0	90,353,818	5,032	79,639,029	0	10,714,789	0	90,353,818			
町村計	377	11,857,396	0	1,506,406	0	13,363,802	2,085,331	0	231,719	0	2,317,050	77	2,085,331	0	231,719	0	2,317,050			

※ 受領委任私分以外の市町村申請分の数値を集計したもの。

表7-3-21 現金給付費(移送～その他(食事・生活療養含))

【平成23年度】

	移送					その他									
	件数 (件)	費用額(円)				件数 (件)	費用額(円)								
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計			
横浜 市	3	30,180	0	0	0	30,180	0	0	0	0	2,581	25,255,323	-17,025,740	0	8,229,583
川崎 市	9	160,830	0	0	0	160,830	0	0	0	0	681	6,619,431	-4,225,017	0	2,394,414
相模原 市	1	33,900	0	0	0	33,900	0	0	0	0	499	7,403,748	-2,922,115	0	4,481,633
横須賀 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	481	3,346,726	-3,052,072	0	294,654
平塚 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	918	5,836,637	-5,643,573	0	193,064
鎌倉 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	322	2,525,528	-2,143,076	0	382,452
藤沢 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	446	4,036,095	-3,900,605	0	135,490
小田原 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156	1,583,456	-868,238	0	715,218
茅ヶ崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	168	1,200,862	-993,190	0	207,672
逗子 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166	1,233,237	-1,178,296	0	54,941
三浦 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	221,374	-199,262	0	22,112
秦野 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	230	4,177,674	-1,839,314	0	2,338,360
厚木 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123	796,777	-666,113	0	130,664
大和市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123	1,129,787	-1,000,679	0	129,108
伊勢原 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112	1,061,700	-1,026,420	0	35,280
海老名 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	479,524	-479,524	0	0
座間 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	255,830	-171,186	0	84,644
南足柄 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	289,682	-232,835	0	56,847
綾瀬 市	1	10,810	0	0	0	10,810	0	0	0	0	90	831,420	-725,203	0	106,217
葉山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	52,600	-52,600	0	0
寒川 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	262,218	-211,818	0	50,400
大磯 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	44,270	-44,270	0	0
二宮 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	41,100	-16,100	0	25,000
中井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	467,542	-467,542	0	0
山北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	24,450	-24,450	0	0
開成 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	569,060	-569,060	0	0
箱根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9,072	1,008	0	10,080
真鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12,744	-4,784	0	7,960
湯河原 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	64,858	-64,858	0	0
愛川 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,330	-5,330	0	0
清川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県合計	14	235,720	0	0	0	235,720	0	0	0	0	7,481	69,838,055	-49,752,262	0	20,085,793
市計	14	235,720	0	0	0	235,720	0	0	0	0	7,327	68,284,811	-48,292,458	0	19,992,353
町計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	154	1,553,244	-1,459,804	0	93,440

表7-3-22 葬祭費支給状況

【平成24年3月】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計件数	金額	
横浜市	鶴見区	105	52	161	83	119	87	84	108	111	98	100	103	1,211	60,550,000
	神奈川区	108	124	92	86	102	61	100	95	77	65	127	117	1,154	57,700,000
	西区	48	49	28	37	58	32	40	34	48	27	43	54	498	24,900,000
	中区	72	73	38	49	58	45	56	45	48	53	74	77	688	34,400,000
	南区	98	142	109	69	98	72	88	95	82	83	98	101	1,135	56,750,000
	保土ヶ谷区	87	143	79	80	100	71	86	99	79	82	107	109	1,122	56,100,000
	磯子区	83	88	77	67	100	55	70	80	78	60	76	74	908	45,400,000
	金沢区	121	104	85	86	93	73	78	81	89	99	96	112	1,117	55,850,000
	港北区	99	117	81	97	107	67	90	81	97	86	103	114	1,139	56,950,000
	戸塚区	103	146	63	128	102	81	56	101	94	100	82	116	1,172	58,600,000
	港南区	93	98	63	101	94	65	89	99	85	78	84	99	1,048	52,400,000
	旭区	130	132	116	107	118	83	116	119	117	108	124	129	1,399	69,950,000
	緑区	68	75	48	57	64	53	49	56	54	63	63	90	740	37,000,000
	瀬谷区	61	78	47	50	61	39	32	60	60	49	69	64	670	33,500,000
	栄区	61	64	37	51	39	40	47	51	38	46	60	65	599	29,950,000
	泉区	62	92	67	53	45	66	68	65	49	70	57	73	767	38,350,000
	青葉区	80	91	74	79	107	59	74	72	100	71	92	100	999	49,950,000
	都筑区	39	30	48	43	49	27	44	36	44	44	52	50	506	25,300,000
	川崎市	川崎区	80	118	98	82	104	64	67	69	76	69	98	81	1,006
幸区		64	62	50	50	49	56	67	57	78	48	61	89	731	36,550,000
中原区		69	94	66	70	71	64	81	73	68	64	93	67	880	44,000,000
高津区		62	61	51	50	50	44	64	53	42	52	73	57	659	32,950,000
多摩区		58	79	64	51	78	49	55	55	63	53	67	71	743	37,150,000
宮前区		51	58	56	42	58	36	50	56	48	46	61	61	623	31,150,000
麻生区	57	75	45	52	70	42	46	43	55	50	67	51	653	32,650,000	
相模原市	259	274	218	227	261	199	225	217	241	218	259	298	2,896	144,800,000	
横須賀市	291	328	197	192	251	165	241	198	215	200	256	298	2,832	141,600,000	
平塚市	133	142	96	113	139	105	105	113	116	105	142	138	1,447	72,350,000	
鎌倉市	114	117	92	87	96	79	92	102	114	108	109	132	1,242	62,100,000	
藤沢市	183	169	169	189	184	121	144	144	167	172	222	184	2,048	102,400,000	
小田原市	103	138	82	96	89	80	87	97	95	108	121	115	1,211	60,550,000	
茅ヶ崎市	127	130	84	101	114	78	91	89	103	98	140	116	1,271	63,550,000	
逗子市	55	38	40	37	38	25	30	43	33	38	42	50	469	23,450,000	
三浦市	39	44	30	34	33	33	31	27	32	24	49	38	414	20,700,000	
秦野市	67	81	59	66	69	56	61	65	61	52	90	80	807	40,350,000	
厚木市	76	89	63	68	62	53	65	72	71	80	78	88	865	43,250,000	
大和市	76	75	61	82	92	56	75	70	75	61	80	70	873	43,650,000	
伊勢原市	29	39	29	25	44	28	44	38	32	34	41	42	425	21,250,000	
海老名市	50	49	45	24	37	28	40	44	30	31	41	59	478	23,900,000	
座間市	45	50	28	47	44	25	32	44	38	42	43	48	486	24,300,000	
南足柄市	19	25	18	16	28	13	20	16	17	15	27	29	243	12,150,000	
綾瀬市	26	25	21	17	31	22	24	21	34	25	37	32	315	15,750,000	
葉山町	21	20	15	30	15	12	22	19	20	19	29	27	249	12,450,000	
寒川町	17	16	16	19	24	10	14	15	17	18	23	19	208	10,400,000	
大磯町	21	19	16	20	17	7	26	29	17	22	21	30	245	12,250,000	
二宮町	15	17	21	15	12	13	13	18	22	15	17	13	191	9,550,000	
中井町	8	8	7	4	8	3	9	2	4	4	9	3	69	3,450,000	
大井町	8	13	7	2	5	5	5	1	8	14	5	10	83	4,150,000	
松田町	8	4	2	8	12	4	9	8	5	8	8	10	86	4,300,000	
山北町	12	11	6	10	13	7	7	5	12	6	13	13	115	5,750,000	
開成町	7	12	4	6	9	7	4	3	8	5	8	14	87	4,350,000	
箱根町	6	6	8	4	12	3	8	8	6	3	7	11	82	4,100,000	
真鶴町	6	7	11	7	3	7	7	1	14	7	1	13	84	4,200,000	
湯河原町	22	14	19	21	19	15	22	23	16	17	23	27	238	11,900,000	
愛川町	20	23	17	18	20	9	14	22	13	10	25	15	206	10,300,000	
清川村		1	5	2	2	1	2	1	1	1	4		20	1,000,000	
合計	3,822	4,229	3,229	3,307	3,777	2,700	3,266	3,338	3,417	3,224	3,997	4,146	42,452	2,122,600,000	

表7-4-1 健康診査受診者数

【平成24年3月】

	H23. 4. 1被保険者数(人)	受診者数(人)	受診率
横浜市	323,131	31,317	9.69%
川崎市	101,537	32,123	31.64%
相模原市	52,842	13,516	25.58%
横須賀市	48,908	7,376	15.08%
平塚市	23,998	7,321	30.51%
鎌倉市	24,179	8,818	36.47%
藤沢市	36,421	20,465	56.19%
小田原市	21,703	5,438	25.06%
茅ヶ崎市	21,971	11,547	52.56%
逗子市	8,318	1,435	17.25%
三浦市	6,713	1,158	17.25%
秦野市	13,941	4,681	33.58%
厚木市	15,371	5,601	36.44%
大和市	16,672	7,030	42.17%
伊勢原市	8,090	3,209	39.67%
海老名市	8,834	3,025	34.24%
座間市	9,326	3,382	36.26%
南足柄市	4,675	1,059	22.65%
綾瀬市	5,964	3,055	51.22%
葉山町	4,221	858	20.33%
寒川町	3,616	1,496	41.37%
大磯町	4,097	271	6.61%
二宮町	3,666	1,091	29.76%
中井町	1,008	212	21.03%
大井町	1,472	550	37.36%
松田町	1,505	161	10.70%
山北町	1,833	184	10.04%
開成町	1,362	91	6.68%
箱根町	1,748	656	37.53%
真鶴町	1,335	292	21.87%
湯河原町	3,886	777	19.99%
愛川町	3,285	1,647	50.14%
清川村	342	153	44.74%
県合計	785,970	179,995	22.90%

表7-5-1 再審査状況

【平成23年度】

	4月再審査(円)	5月再審査(円)	6月再審査(円)	7月再審査(円)	8月再審査(円)	9月再審査(円)	10月再審査(円)	11月再審査(円)	12月再審査(円)	1月再審査(円)	2月再審査(円)	3月再審査(円)	合計(円)
横 浜 市	46,924,498	35,008,504	38,326,974	38,854,725	42,387,847	64,132,983	30,994,921	39,572,142	43,280,624	51,951,053	35,519,550	35,230,193	502,184,014
川 崎 市	41,305,989	39,480,384	32,338,426	32,251,350	27,182,913	44,332,392	32,682,224	33,832,376	40,934,833	35,160,767	53,638,332	39,980,911	453,120,897
横 須 賀 市	695,871	2,494,526	841,483	1,168,672	2,285,648	4,483,004	3,514,999	2,797,378	7,701,624	3,411,893	4,437,008	5,330,988	39,163,094
平 塚 市	1,567,523	4,610,857	3,354,684	4,125,762	197,259	5,226,270	1,409,981	3,336,416	3,946,179	563,080	2,685,164	4,058,373	35,081,548
鎌 倉 市	3,026,097	2,913,459	2,126,681	3,212,313	5,855,790	2,402,508	2,563,708	5,114,834	2,399,958	1,388,125	4,407,779	3,448,922	38,860,174
藤 沢 市	1,894,185	2,411,773	4,719,583	5,811,335	2,058,789	1,320,835	693,291	1,732,167	4,325,606	6,428	5,899,972	9,079,937	39,953,901
小 田 原 市	574,497	5,697,474	70,300	4,062,437	1,639,265	5,286,511	3,216,058	4,746,777	2,584,358	397,009	3,181,956	1,588,944	33,045,586
茅 ヶ 崎 市	1,077,979	143,078	1,217,989	896,297	7,757,837	2,435,017	569,140	2,024,577	1,489,910	837,198	5,306,551	2,040,485	25,796,058
逗 子 市	2,532,027	105,278	0	160,219	279,336	137,370	113,468	460,021	338,309	6,062	1,452,468	67,510	5,652,068
相 模 原 市	5,583,990	7,005,735	7,106,749	4,446,518	1,997,053	5,348,150	4,392,285	4,325,474	4,792,641	4,567,806	4,993,935	4,849,875	59,410,211
三 浦 市	136,331	59,857	58,470	0	256,323	2,093,290	386,040	72,690	2,340	313,505	2,264,640	753,193	6,396,679
秦 野 市	631,940	659,854	502,291	1,058,809	307,818	271,524	278,313	490,319	703,735	527,790	592,948	1,931,620	7,956,961
厚 木 市	1,695,758	4,814,008	3,770,971	5,856,574	3,580,367	9,084,129	7,749,433	8,327,355	7,349,408	4,704,512	7,976,030	8,690,471	73,599,016
大 和 市	1,219,645	111,420	1,026,568	1,810,855	2,512,109	5,214,838	86,290	2,636,926	26,290	2,342,202	1,698,034	1,881,740	20,566,917
伊 勢 原 市	153,880	188,287	322,561	160,395	58,352	191,656	1,128,531	486,984	0	748,650	539,003	0	3,978,279
海 老 名 市	612,727	0	137,610	494,754	3,412	381,892	17,300	70,653	908,897	1,160,592	212,024	344,623	4,344,484
座 間 市	2,882,642	574,547	2,557,335	246,193	218,656	1,154,118	2,733,797	937,071	582,447	3,166,206	758,586	2,044,273	17,855,871
南 足 柄 市	113,240	0	1,042,520	206,727	0	22,721	15,650	950,548	0	1,061,163	1,208,018	239,600	4,860,187
綾 瀬 市	1,697,851	1,077,132	2,754	164,728	147,780	533,130	173,577	16,040	0	27,260	105,670	434,617	4,380,539
葉 山 町	328,572	979,840	62,020	22,200	485,209	609,680	11,486	169,641	0	168,923	298,610	2,372,652	5,508,833
寒 川 町	937,974	881,165	164,480	934,599	822,319	1,229,314	1,216,913	1,473,322	335,495	2,885,998	1,793,794	3,962,873	16,638,246
大 磯 町	1,116,073	1,321,251	415,375	735,177	364,285	2,272,562	278,541	350,551	306,761	299,832	306,303	314,235	8,080,946
二 宮 町	926,932	1,283,558	759,201	1,501,496	1,808,379	363,429	318,985	1,123,652	497,137	1,349,349	554,256	914,561	11,400,935
中 井 町	83,605	15,623	58,034	196,206	1,182,728	122,890	223,906	296,660	119,855	836,719	738,678	620,726	4,495,630
大 井 町	56,870	41,831	200,168	67,772	1,038,765	180,107	47,979	89,855	31,582	853,782	58,783	11,631	2,679,125
松 田 町	2,790	0	96,810	155,570	1,740	351,196	9,830	290	0	0	10,880	0	629,106
山 北 町	49,495	39,279	40,612	56,942	49,167	29,961	60,328	127,530	68,595	116,488	65,448	155,945	859,790
開 成 町	255,107	141,884	124,649	267,003	752,725	149,769	1,119,212	83,872	176,716	127,671	165,521	135,486	3,497,615
箱 根 町	65,329	32,114	68,710	166,812	99,101	239,540	227,670	1,102,030	59,225	1,259,394	757,777	227,531	4,305,233
真 鶴 町	0	87,940	11,740	128,670	141,608	189,830	0	87,025	0	179,400	142,620	2,300	971,133
湯 河 原 町	393,282	338,308	33,810	2,229,553	359,058	237,650	363,705	190,122	710	334,060	244,499	179,253	4,904,010
愛 川 町	150,756	840	1,432,506	616,642	71,090	152,359	1,348,803	17,730	778,943	98,560	68,910	333,517	5,070,656
清 川 村	0	0	24,360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24,360
県 合 計	118,693,455	112,519,806	103,016,424	112,067,305	105,902,728	160,180,605	97,946,364	117,043,028	123,742,178	120,851,477	142,081,747	131,226,985	1,445,272,102
申出件数	8,447	9,632	9,076	8,808	9,549	10,162	12,552	10,332	10,085	9,518	7,769	11,373	117,303
査定件数	3,350	4,060	3,408	3,665	3,654	3,427	3,965	3,369	3,354	3,340	2,702	4,020	42,314

表7-5-2 第三者行為求償状況

【平成23年度】

	第三者行為				自過失
	一般	現役並み	計		件数
	金額(円)	金額(円)	件数	金額(円)	
横浜市	125,043,365	23,938,911	936	148,982,276	53
川崎市	49,886,009	295,174	386	50,181,183	28
相模原市	24,368,318	0	170	24,368,318	6
横須賀市	27,845,028	555,951	154	28,400,979	9
平塚市	23,209,821	211,581	196	23,421,402	6
鎌倉市	779,660	546,624	32	1,326,284	3
藤沢市	19,817,132	3,631,394	183	23,448,526	5
小田原市	17,782,930	346,663	125	18,129,593	5
茅ヶ崎市	9,539,742	1,430,505	65	10,970,247	0
逗子市	0	0	0	0	0
三浦市	9,286,873	0	59	9,286,873	1
秦野市	6,415,558	53,655	49	6,469,213	6
厚木市	4,167,070	0	40	4,167,070	4
大和市	7,821,956	0	63	7,821,956	4
伊勢原市	3,233,806	0	35	3,233,806	1
海老名市	5,392,088	0	51	5,392,088	1
座間市	1,068,439	52,633	38	1,121,072	1
南足柄市	244,452	1,274,515	12	1,518,967	1
綾瀬市	899,404	0	10	899,404	1
葉山町	1,800,000	0	3	1,800,000	0
寒川町	5,211,343	0	29	5,211,343	3
大磯町	992,534	0	3	992,534	0
二宮町	6,110,439	0	20	6,110,439	0
中井町	0	0	0	0	0
大井町	3,576,043	0	36	3,576,043	0
松田町	79,884	0	3	79,884	0
山北町	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0
湯河原町	922,649	0	11	922,649	0
愛川町	830,795	0	2	830,795	0
清川村	0	0	0	0	0
県合計	356,325,338	32,337,606	2,711	388,662,944	138

第三者行為求償額(月別)

	調定	収入
4月	35,281,502	35,281,502
5月	20,879,285	20,879,285
6月	22,825,792	22,825,792
7月	35,918,904	35,918,904
8月	35,970,872	35,970,872
9月	31,834,143	31,834,143
10月	37,399,592	37,399,592
11月	20,278,826	20,278,826
12月	34,275,004	34,275,004
1月	48,463,084	48,463,084
2月	21,927,496	21,927,496
3月	43,608,444	43,608,444
合計	388,662,944	388,662,944

公害と労災の求償額(平成23年度)

公害	労災
359,972	12,207,576

表8-1 都道府県別・年齢階層別被保険者内訳

【平成24年3月】

	合 計	65歳以上 75歳未満の 障害認定者	(再掲)		75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳～
			65歳～69歳	70歳～74歳						
北海道	697,980	33,154	14,574	18,580	274,742	204,799	119,602	49,562	13,954	2,167
青森県	188,616	8,805	3,954	4,851	77,417	56,556	30,718	11,730	2,985	405
岩手県	199,322	5,743	1,964	3,779	78,509	60,880	35,893	13,895	3,825	577
宮城県	270,986	5,796	1,642	4,154	107,718	83,778	49,327	18,674	4,990	703
秋田県	183,412	4,782	1,674	3,108	71,607	57,331	33,297	12,690	3,246	459
山形県	188,163	5,812	2,296	3,516	69,109	58,375	36,695	14,008	3,654	510
福島県	282,076	9,520	3,873	5,647	105,240	86,866	53,617	20,694	5,364	775
茨城県	334,764	13,414	6,192	7,222	129,429	99,023	61,409	23,800	6,774	915
栃木県	227,587	7,259	3,029	4,230	87,351	69,019	42,739	16,184	4,449	586
群馬県	245,753	8,068	3,380	4,688	93,385	73,858	46,084	18,294	5,278	786
埼玉県	628,422	13,739	4,363	9,376	288,909	176,330	97,351	39,342	11,166	1,585
千葉県	588,319	10,456	2,598	7,858	261,510	169,532	95,231	38,761	11,140	1,689
東京都	1,245,473	9,574	2,216	7,358	537,276	368,391	211,503	88,416	26,068	4,245
神奈川県	821,574	8,021	1,902	6,119	364,778	240,812	133,748	55,329	16,352	2,534
新潟県	347,090	5,699	1,698	4,001	129,847	106,412	66,903	28,881	8,060	1,288
富山県	158,829	7,732	3,497	4,235	58,971	46,516	28,522	12,598	3,873	617
石川県	146,799	4,863	1,999	2,864	54,956	43,651	26,828	12,333	3,571	597
福井県	112,050	2,655	847	1,808	41,898	34,183	21,238	9,026	2,637	413
山梨県	114,474	1,982	454	1,528	41,690	34,872	22,434	9,972	3,060	464
長野県	318,765	7,739	2,277	5,462	113,370	97,094	64,724	27,068	7,564	1,206
岐阜県	258,658	6,265	1,852	4,413	103,323	77,780	46,779	18,553	5,204	754
静岡県	454,011	9,479	2,841	6,638	181,524	136,237	82,240	33,596	9,589	1,346
愛知県	724,297	40,598	18,441	22,157	304,445	204,228	114,542	45,541	13,128	1,815
三重県	233,067	5,320	1,611	3,709	93,228	70,949	41,835	16,315	4,724	696
滋賀県	148,384	3,830	1,245	2,585	58,066	44,870	26,836	11,020	3,251	511
京都府	300,808	7,870	2,225	5,645	121,339	88,065	52,601	22,540	7,123	1,270
大阪府	861,826	20,579	6,816	13,763	385,216	247,731	134,249	55,079	16,353	2,619
兵庫県	635,167	18,402	5,831	12,571	259,665	187,681	109,194	44,772	13,198	2,255
奈良県	163,234	4,538	1,463	3,075	66,024	48,286	28,591	11,681	3,548	566
和歌山県	146,226	4,532	1,592	2,940	55,943	43,828	26,992	11,178	3,231	522
鳥取県	88,245	1,958	678	1,280	31,681	26,992	17,547	7,502	2,222	343
島根県	123,355	2,385	759	1,626	44,195	37,491	24,426	11,101	3,206	551
岡山県	258,441	4,450	1,275	3,175	98,192	79,065	48,228	20,941	6,500	1,065
広島県	355,024	11,388	4,823	6,565	134,224	103,763	65,505	29,548	9,022	1,574
山口県	220,379	5,946	1,784	4,162	83,440	66,217	40,945	17,667	5,224	940
徳島県	117,691	4,342	1,876	2,466	44,038	35,589	22,198	8,522	2,588	414
香川県	139,970	2,623	672	1,951	52,182	42,950	26,720	11,398	3,502	595
愛媛県	209,523	5,453	1,839	3,614	78,109	63,847	39,605	16,793	4,926	790
高知県	120,798	2,913	994	1,919	43,098	36,735	24,138	10,326	3,021	567
福岡県	574,879	25,796	11,288	14,508	221,139	167,189	102,379	42,959	13,157	2,260
佐賀県	115,983	2,551	819	1,732	42,934	35,248	22,701	9,197	2,828	524
長崎県	202,557	2,555	581	1,974	77,153	61,711	39,199	16,354	4,798	787
熊本県	263,253	5,769	1,703	4,066	97,510	79,419	50,888	21,960	6,583	1,124
大分県	172,987	2,902	653	2,249	65,312	53,420	33,243	13,550	3,965	595
宮崎県	162,395	3,502	1,056	2,446	62,166	49,156	30,064	12,878	3,958	671
鹿児島県	258,556	6,533	1,558	4,975	93,633	79,065	49,948	21,746	6,538	1,093
沖縄県	123,374	2,684	472	2,212	50,653	34,891	19,989	10,469	3,835	853
全国計	14,733,542	389,976	141,176	248,800	5,936,144	4,370,681	2,599,445	1,074,443	313,232	49,621

表8-2 都道府県別保険料設定状況

【平成23年3月】

	平成22年度・平成23年度 均一保険料率				平成23年度1人当たり 保険料見込額(円) (注1)	
	均等割額(円)	順位	所得割率(%)	順位		
北海道	44,192	13	10.28	1	65,319	9
青森県	40,514	27	7.41	31	39,939	45
岩手県	35,800	46	6.62	47	38,342	46
宮城県	40,020	29	7.32	35	53,998	22
秋田県	38,925	35	7.18	38	38,110	47
山形県	38,400	38	7.12	43	40,678	44
福島県	40,000	30	7.60	25	45,473	39
茨城県	37,462	41	7.60	25	46,992	37
栃木県	37,800	39	7.18	38	48,886	33
群馬県	39,600	32	7.36	33	52,349	27
埼玉県	40,300	28	7.75	22	71,609	6
千葉県	37,400	42	7.29	36	64,909	10
東京都	37,800	39	7.18	38	88,439	1
神奈川県	39,260	34	7.42	30	85,724	2
新潟県	35,300	47	7.15	42	42,206	43
富山県	40,800	24	7.50	29	54,951	20
石川県	45,240	11	8.26	14	59,973	15
福井県	43,700	17	7.90	18	54,178	21
山梨県	38,710	36	7.28	37	46,195	38
長野県	36,225	45	6.89	45	48,023	35
岐阜県	39,310	33	7.39	32	55,162	19
静岡県	36,400	44	7.11	44	59,571	16
愛知県	41,844	21	7.85	19	77,658	4
三重県	36,800	43	6.83	46	50,102	30
滋賀県	38,645	37	7.18	38	56,103	18
京都府	44,410	12	8.68	11	70,969	8
大阪府	49,036	2	9.34	3	80,728	3
兵庫県	43,924	16	8.23	15	71,095	7
奈良県	40,800	24	7.70	24	63,881	12
和歌山県	42,649	18	7.91	17	50,196	29
鳥取県	40,773	26	7.71	23	47,569	36
島根県	39,670	31	7.35	34	43,342	41
岡山県	44,000	14	8.55	13	59,013	17
広島県	41,791	22	7.53	28	63,801	13
山口県	46,241	9	8.73	10	64,299	11
徳島県	43,990	15	8.03	16	48,391	34
香川県	47,200	6	8.81	6	63,422	14
愛媛県	41,227	23	7.84	20	49,779	31
高知県	48,931	3	8.94	5	53,106	25
福岡県	52,213	1	9.87	2	75,401	5
佐賀県	47,400	5	8.80	7	53,720	23
長崎県	42,400	20	7.80	21	49,496	32
熊本県	47,000	8	9.03	4	51,931	28
大分県	47,100	7	8.78	9	53,159	24
宮崎県	42,500	19	7.55	27	42,760	42
鹿児島県	45,900	10	8.63	12	44,488	40
沖縄県	48,440	4	8.80	7	52,964	26
全国平均(注2)	41,700		7.88		63,300	
神奈川県との比	2,440		0.46		-22,424	

(注1) 低所得者への保険料軽減措置が行われた後の広域連合別の保険料集計

(注2) 表示した数値は国の公表資料によるもの

9 業務指標値

区分	項目	細目	指標値	単位	備考	時点	
資格	神奈川県総人口		9,072,471	人		24.6.1	
	被保険者数		829,305	人	9.14% (県人口比)	24.6.30	
	うち障害認定者数		7,849	人	0.09% (全被保険者比)	24.6.30	
	被保険者構成	横浜		340,715	人	構成比 41.08%	24.6.30
		川崎		106,859	人	12.89%	24.6.30
		相模原		56,782	人	6.85%	24.6.30
		横須賀		50,913	人	6.14%	24.6.30
		市部(横須賀除く)		239,187	人	28.84%	24.6.30
		町部		34,507	人	4.16%	24.6.30
		清川村		342	人	0.04%	24.6.30
	例月年齢到達者		5,471	人	0.66%	24.6.30	
	例月死亡者数		3,295	人	0.40%	24.6.30	
	現役並所得者数		101,806	人	12.28%	24.6.30	
	低Ⅰ		151,002	人	18.21%	24.6.30	
	低Ⅱ		121,658	人	14.67%	24.6.30	
	減額認定者	6月転入		425	人	4,954人 24年度年間想定人数	24.6.30
		6月転出		318	人	3,480人 24年度年間想定人数	24.6.30
		6月生保廃止		71	人		24.6.30
6月生保開始		96	人		24.6.30		
年次		33,285	人		24.8.1		
随時		10,399	人	24年度年間想定人数			
特定疾病者		5,563	人	23年度年報C表	24.6.30		
保険料	軽減該当者	9割減	153,136	人	19.71%	H22・23年度保険料率算定に伴う2ヵ年平均値 (H21.10.31DBをもとにした推計値) ベース:被保険者見込み数(776,786人)	
		8.5割減	68,939	人	8.87%		
		5割減	10,248	人	1.32%		
		2割減	39,376	人	5.07%		
		被扶養者軽減	58,042	人	7.47%		
		所得割減	53,605	人	6.90%		
	限度額超過者	19,836	人	2.55%			
所得無し者	421,562	人	54.27%				
例月異動賦課者		11,300	人	月平均人数(H23年度実績)			
給付	年間一人あたり医療費		853,941	円/年	平成23年度実績	H24.6.30	
	例月給付費		522.0	億円/月	平成23年度実績	H24.6.30	
	療養給付費	合計		502.5	億円/月		H24.6.30
		療養費(柔整)		8.7	億円/月		H24.6.30
		審査支払手数料		1.7	億円/月		H24.6.30
		療養費(柔整を除く)		0.8	億円/月		H24.6.30
		葬祭費		1.7	億円/月		H24.6.30
		高額療養費		6.2	億円/月		H24.6.30
		高額介護合算療養費		0.4	億円/月	平成23年度実績	H24.6.30
		支給決定件数		3,789	件/月	平成23年度実績	H24.6.30
	例月処理件数(療養費)	不支給決定件数		13	件/年		H24.6.30
		振込不能件数		21	件/月		H24.6.30
		再振込み件数		21	件/月		H24.6.30
		支給決定件数		3,538	件/月	平成23年度実績	H24.6.30
	例月処理件数(葬祭費)	振込不能件数		30	件/月		H24.6.30
		再振込み件数		30	件/月		H24.6.30
		新規申請書発送件数		7,737	件/月	平成23年度実績	H24.6.30
		再勧奨発送件数		737	件/月		H24.6.30
	例月処理件数(高額療養費)	支給決定件数		64,037	件/月		H24.6.30
		振込不能件数		733	件/月		H24.6.30
再振込み件数		814	件/月		H24.6.30		
勧奨件数(年間)		36,929	件/年	平成23年度実績	H24.6.30		
支給決定件数		2,314	件/月	平成23年度実績	H24.6.30		
処理件数(高額介護合算療養費)	不支給決定件数		546	件/月		H24.6.30	
	振込不能件数		31	件/月		H24.6.30	
	再振込み件数		26	件/月		H24.6.30	
	療養給付費		2,125,134	件/月	平成23年度実績	H24.6.30	
療養費等(柔整を含む)		61,702	件/月		H24.6.30		
その他	搬送便ルート拠点		59	か所	5便で搬送:15時頃までには全便到着		

10 用語の定義

10-1 被保険者

◆被保険者

神奈川県内に住所を有する75歳以上の方（生活保護受給者などを除く。）、又は65歳以上75歳未満の方の障害認定を受けた方が対象となる。

◆障害認定

65歳以上75歳未満の方で、一定程度の障害の状態にある旨を市区町村の後期高齢者医療担当窓口申請し、後期高齢者医療広域連合で認定されると、後期高齢者医療制度の被保険者となる。20年3月以前に老人保健法に基づき市町村長より障害認定を受けた方は、20年4月以降後期高齢者医療広域連合から受けた認定とみなされる。

なお、障害認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

◆所得区分

所得に応じて設定される①現役並み所得者②一般③区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）④区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）の区分のこと。自己負担割合や1か月に医療機関等で負担する金額の上限（自己負担限度額）がそれぞれの区分で異なる。

◆自己負担割合

かかった医療費（10割）のうち、本人が何割支払うのかを表したもの。

上述の所得区分に応じて自己負担割合が決められており、後期高齢者医療制度では、現役並み所得者は3割、それ以外の方は1割負担となる。

◆基準収入額適用

所得区分が現役並み所得者であっても、前年中（1月から7月は前々年中）の被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満であると申請し、適用された場合は一般の区分となる。

また、同一世帯内に被保険者が1人だけで、収入の合計額が383万円以上ある方でも、以下のア及びイに該当する方は、申請し、適用された場合は一般の区分となる。

ア 同一世帯内に、70歳～74歳の者が居住している。

イ 被保険者とアの方の収入の合計額が520万円未満である。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者が窓口負担の軽減を受けるために提示するもの。医療機関等での窓口負担には上限額が設けられているが、市町村民税非課税世帯には、この上限を低く設定している。

10-2 保険料

◆賦課

後期高齢者医療広域連合の行政処分として後期高齢者医療制度の被保険者に対する保険料の額を確定すること。

◆旧ただし書所得

前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（長期・短期譲渡所得金額等）の合計から基礎控除額330,000円を控除した額。

なお、雑損失の繰越控除額は控除しない。（旧地方税法第292条第4項ただし書の課税総所得金額によって算定される。）

◆均一の保険料率

医療保険は、加入者（被保険者）が病気やケガなどのいざというときのために、加入者（被保険者）皆が保険料を負担し、支えあう相互扶助の仕組みであることから、応益性（被保険者皆が均等に負担）や応能性（被保険者の所得等に応じて負担）により区分した上で等しく負担することとして、運営の単位である都道府県で均一の保険料率（均等割額及び所得割率）としている。

なお、離島等医療の確保が著しく困難である地域や医療費が著しく低い地域の被保険者については、不均一の保険料を設定することができるが、現在の神奈川県では該当の地域がないことから、県内で均一としている。

◆均等割額

被保険者全員に均一にかかる保険料。

◆所得割額

被保険者の所得に応じてかかる保険料。

◆算出額

均等割額と所得割額を合計した額。

◆限度超過額

算出額から、限度額（平成22年度・23年度は50万円）を超えた金額。

◆給付制限による減免

被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労役場等の施設に拘禁され、その期間に係る療養の給付等を行わない状況（高齢者の医療の確保に関する法律第八十九条による給付制限）に該当する場合における保険料の減免をいう。

◆収入状況による減免

所得の少ない者に係る保険料の軽減措置の適用を受けない者であって、世帯の世帯主が死亡したこと、被保険者又は世帯主が、心身に重大な障害を受け又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと、被保険者又は世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことのいずれかに該当することにより、生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる場合の保険料の減免をいう。

◆特別徴収

年金からの天引きにより、保険料を徴収・納付させる方法。

◆普通徴収

納付書又は口座振替により、保険料を徴収・納付させる方法。

10-3 医療給付

費用額・医療費・診療費

診療報酬明細書等の請求点数を10倍した金額。(1点=10円)

高齢者の医療の確保に関する法律では、「療養の給付に要する費用の額」と定義づけされている。

保険者負担分

【現物給付】

広域連合が負担する保険医療機関等から請求された療養の給付に要する費用の額から被保険者が病院へ支払うべき一部負担金を控除した金額をいい、広域連合が保険医療機関等に支払うこと。

【現金給付】

広域連合が柔整等施術機関及び被保険者へ支給する療養費等の費用額から被保険者が支払う一部負担金を控除した金額をいい、柔整等施術機関及び被保険者に支給すること。

高額療養費

被保険者が受けた医療費が著しく高額であるときに被保険者に支給する現金給付及び保険医療機関に支払う現物給付をいう。

【高額療養費の現物給付】

被保険者が同一の月に同一の保険医療機関で入院療養を受けた場合に、被保険者は自己負担限度額までを支払い、超えた額を被保険者に代わって広域連合が保険医療機関に支払うこと。

【高額療養費の現金給付】

被保険者が、同一の月に受けた療養について所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を被保険者に支給すること。

一部負担金

被保険者が保険医療機関等で支払う金額をいう。

所得区分に応じて、①現役並み所得者が「3割」②一般・区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）・区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）が「1割」となる。

他法負担分

国・県・市町村が被保険者に代わって負担する公費助成費をいう。

例規集

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例

平成19年11月19日
条例第28号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 後期高齢者医療給付（第2条）
- 第3章 保険料（第3条—第20条）
- 第4章 保健事業（第21条）
- 第5章 雑則（第22条）
- 第6章 罰則（第23条—第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

第3章 保険料

（保険料の賦課額）

第3条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。（保険料の所得割額）

第4条 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る保険料の賦課期日（法第106条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得」と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条第1項、この項本文、次条から第8条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとならば、当該賦課額が、第9条に定める賦課額の限度額を上回るものが確定であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

（1）第10条第3号に規定する所得割総額

（2）被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令第85条で定めるところにより算定した特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て

費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、

法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用

（法第70条第4項（法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

（賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合）

第11条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取

る。

（保険料の被保険者均等割額）
第5条 第3条第1項の被保険者均等割額は、第10条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計額の合計数の見込値で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（所得割率及び被保険者均等割額の適用）
第6条 所得割率及び前条第1項の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

（所得割率）
第7条 平成24年度及び平成25年度の所得割率は、100分の8.01とする。

（被保険者均等割額）
第8条 平成24年度及び平成25年度の被保険者均等割額は、41,099円とする。

（保険料の賦課限度額）
第9条 第3条第1項の賦課額は、55万円を超えることができない。
（保険料の賦課総額）

第10条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して賦する保険料の賦課額（第12条又は第13条に規定する基準に従い第3条から前条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送

得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前2項において算定した保険料の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。) 現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得(令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。)の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(1)の2 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の

2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数に24万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

3 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

4 前3項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第13条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度の保険

料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した減額する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(保険料の額の通知)

第14条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(徴収猶予)

第15条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

(4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由がな消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第16条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至ったこと。

2 広域連合長は、第12条第1項各号に規定する所得の少ない者に係る保険料の減額の適用を受けない者であって、次の各号のいずれかに該当することにより生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる被保険者又は連帯納付義務者に対し、その者の保険料を減免することができる。

(1) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと。

(2) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

4 第1項又は第2項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

らない。

(保険料に関する申告)

第17条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が関係市町村(神奈川県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月11日神奈川県指令市町第4号)第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。)の長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りではない。

(保険料の納付)

第18条 保険料は、第3条から前条までの規定により、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から関係市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(関係市町村が徴収すべき保険料の額)

第19条 関係市町村は、当該関係市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった関係市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該関係市町村に住所を有しなくなった日に他の関係市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 前項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった関係市

町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行い、保険料の額は当該被保険者が賦課された保険料の額から前2項の規定により算定した額を控除して得た額とする。

(延滞金の納付)

第20条 延滞金は、保険料を徴収する関係市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第4章 保健事業

(保健事業)

第21条 広域連合は、法第125条第1項の規定により、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 健康診査

(2) 前号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に必要な事項は、広域連合長が別に定める。

第6章 罰則

第23条 法第54条第1項の規定による届出をしない被保険者(同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたものを除く。)又は虚偽の届出をした被保険者は、10万円以下の過料に処する。

第24条 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第25条 正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者は、10万円以下の過料に処する。

第26条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第27条 第23条から前条までの過料の額は、状況により、広域連合長が定める。

2 第23条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第12条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)」と、第12条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合には、同条中「第1条又は第13条」とあるのは「第12条若しくは第13条又は附則第4条、附則第6条、附則第7条、附則第8条、附則第9条若しくは附則第10条」とする。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第4条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被扶養者であった被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であった被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。)を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、0円とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)

第5条 平成20年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に係る保険料の額について、第19条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成20年10月から」と、同条第4項中「属する月」とあるのは「属する月(当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。)」とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第6条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

第7条 平成20年度において、第12条第1項第1号に規定する被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第4項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額)に3を乗じて得た額とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第8条 平成20年度において、第12条第1項第1号に規定する被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)に対する前2条の規定により算定した保険料の賦課額(ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該賦課額について第11条の規定により月割をもって算定した額とする。)から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するとしたならば、令附則第12条第3項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割保険料の見込額に3を乗じて得た額(ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該額について第11条の規定に準じて月割をもって算定した額とする。)を減じて得た額がある場合で、当該額が500円未満である場合については、これを免除する。

2 前項の支払回数割保険料額の見込額は前2条の規定を適用しないものとして算定した額とする。

(平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第9条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、この広域連合の当該年度の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第11条の規定により月割をもって算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第10条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合には、同条中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

(平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例)

第11条 当分の間、平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合には、同条中「第12条又は第13条」とあるのは、「第12条若しくは第13条又は附則第12条若しくは附則第13条」とする。

(平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第12条 当分の間、平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第13条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第13条 当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合には、適用しない。

(東日本大震災に係る保険料減免の特例)

第14条 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域内に平成23年3月11日に住所を有していた被保険者(東日本大震災発生以後に本県に転入した者を含む。)で、東日本大震災による被害を受けた者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところにより保険料を減免することができる。

附 則 (平成20年7月18日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3条、第6条、第7条及び第8条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月17日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年1月26日条例第2号)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成22年度及び平成23年度の各年度分の保険料について適用し、平成20年度及び平成21年度の各年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月29日条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成24年2月3日条例第2号)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成24年度及び平成25年度の各年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行

規則

平成20年3月3日

規則第1号

(趣旨)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(被保険者証等の検認又は更新)

第2条 広域連合長は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第20条第1項、第21条、第62条第8項及び第67条第6項の規定により被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「被保険者証等」という。）を検認又は更新をするときは、あらかじめその期日その他必要な事項を公告するものとする。

(被保険者証等の無効)

第3条 次の各号のいずれかに該当する被保険者証等は、無効とする。

- (1) 被保険者が法の規定により、その資格を喪失したとき。
- (2) 被保険者証等を亡失又は損傷したとき。
- (3) 被保険者証等の検認又は更新を受けなかったとき。
- (4) 被保険者証等の有効期限を経過したとき。
- (5) 正当な理由がなく被保険者証等の記載事項に訂正又は追加をしたとき若しくは記載事項を削除したとき。

(後期高齢者医療被保険者受療証の交付)

第4条 広域連合長は、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の申請により後期高齢者医療被保険者受療証を交付するものとする。

- (1) 被保険者証の交付を申請している場合において、いまだその交付を受けていないとき又は被保険者証の再交付を申請している場合において、いまだその再交付を受けていないとき。

- (2) 被保険者証の記載事項を訂正するため又は被保険者証の検認若しくは更新のため被保険者証を広域連合に提出しているとき。

(葬祭費の支給)

第5条 条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療葬祭費支給申請書にその被保険者の死亡の事実を証する書類を添えて広域連合長に申請しなければならぬ。ただし、公簿においてその事実を確認できるときは、その証する書類の添付を省略することができる。

(保険料徴収猶予の申請、取消し等)

第6条 条例第15条第2項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書を徴収猶予を受けようとする月の前月までに提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の徴収猶予を決定するときは後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書により、却下するときは後期高齢者保険料徴収猶予決定・却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の徴収猶予を取り消すことができる。

- (1) 徴収猶予を受けた者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の増加等により、徴収猶予が不要となったとき。
- (2) 偽りの申請その他の不正の行為により徴収猶予を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、徴収猶予を取り消すことに相当の理由があると認められるとき。

4 前項の規定による保険料の徴収猶予の取消しは、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書によるものとする。

(保険料の減免)

第7条 条例第16条第1項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、現住する住宅について半壊、半壊、床上浸水と同程度若しくはそれ以上の損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合 損害を受けた日以後6か月以内の条例第11条第1項の月割りをもつて行う保険料（以下「月割保険料」という。）相当額（前年度から引き続き

被保険者である者で前年度に6か月未満の月割保険料相当額の減免を受けた場合は、6から減免を受けた月数を控除した月割保険料相当額を限度とする。)を減免する。

(2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至った場合 年間保険料額のうち給付制限を受ける日の属する月から給付制限を受けることがなくなつた日の属する月の前月までの月割保険料相当額を減免する。ただし、給付制限を受ける日の属する月に給付制限を受けることがなくなつた場合は、この限りでない。

2 条例第16条第2項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。ただし、前年の条例第12条第1項第1号に規定する当該世帯の合算額が1千万円以上の場合には、この限りでない。

(1) 条例第16条第2項第1号に該当した場合 世帯主が死亡したことにより新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に賦課される保険料の額を控除して得た額を、12(当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得した日の属する月から当該年度の終了までの月数。)で除して得た額に、第8条第1項に規定する申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

(2) 条例第16条第2項第2号又は第3号に該当した場合 条例第16条第2項第2号又は第3号に規定する要件に該当することとなつた日の属する年の当該被保険者、その属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する他の被保険者の合計所得金額の見込額(以下「見込合計所得金額」という。)が、減免を受けようとする年度の賦課期日現在における所得とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、当該見込合計所得金額を基に賦課した保険料の額を控除して得た額を、12(当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得した日の属する月から当該年度の終了までの月数。)で除して得た額に、第8条第1項に規定する申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

(保険料減免の申請、取消し等)

第8条 条例第16条第3項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料減免申請書を同条第1項に該当する者にあつては事由のやんだ日から60日以内に、同条第2項に該当する者にあつては減免を受けようとする月の末日までに広域連合長に提出しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ないと認める特別の理由があるときは、この限りでない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があつた場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の減免を決定するときは後期高齢者医療保険料減免決定通知書により、却下するときは後期高齢者医療保険料減免却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の減免を取り消し、又は減免額を変更することができる。

(1) 減免を受けた者の属する世帯の被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入の増加等により、減免が不要となつたとき。

(2) 偽りの申請その他の不正の行為により減免を受けたとき。

(3) 減免を受けた後に、減免の対象となる条例第3条の規定による保険料の賦課額(以下「保険料額」という。)が変更されたとき。

(4) 減免を受けた後に、条例第11条第2項に該当し、保険料額が変更されたとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、減免を取り消し、又は減免額を変更することに相当の理由があると認められるとき。

4 前項の規定による保険料の減免の取消しは、後期高齢者医療保険料減免取消通知書により、減免額の変更は、後期高齢者医療保険料減免変更決定通知書によるものとする。

(公示送達の方法)

第9条 法第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、神奈川県後期高齢者医療広域連合公告式条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(広域連合区域外に住所を変更する際の証明)

第10条 法第50条第2号の規定による障害の状態の認定又は高齢者の医療の確

保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条第6項の規定により広域連合の認定を受けた被保険者又は法第99条第2項の被扶養者であった被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律/第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書/による障害認定証明書/による特定疾病認定証明書/を交付することができる。ただし、法第55条第1項又は第2項の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

（資格喪失等の証明）

第11条 被保険者が令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなったため又は省令第8条第2項の規定による障害認定の撤回をしたため被保険者資格を喪失したときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書を交付することができる。

（負担区分等の証明）

第12条 被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療負担区分等証明書を交付することができる。ただし、法第55条第1項又は第2項の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

（保健事業）

第13条 条例第21条第1号に規定する健康診査は、別表第1に定める健診項目によるものとする。

2 条例第21条第2号に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 関係市町村（神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年神奈川県指令市町第4号）第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が別表第1に定める健診項目を含む健康診査を行った場合における当該市町村への補助金交付事業
- (2) 被保険者の医療機関受診状況等に関する資料を作成し、関係市町村に提供する事業
- (3) 被保険者の健康の保持増進のための調査分析その他広域連合長が必要と認める事業

（様式）

第14条 法令及びこの規則の規定による書類その他後期高齢者医療の事務に必要な書類の様式は、別表第2に定めるとおりとする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月18日規則第8号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成21年10月27日規則第12号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成23年1月28日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月21日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月1日から適用する。

附 則（平成24年3月1日規則第1号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成24年6月19日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則第3号様式の規定は、平成24年8月1日以後を有効期限と

するものについて適用し、同日前を有効期限とするものについては、なお従前の例による。

別表第1（第13条関係）

項目番号	健診項目
1	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長及び体重の検査
4	BMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定 BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ²
5	血圧の測定
6	血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）、及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査
7	血清トリグリセライド（中性脂肪）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査
8	血糖検査
9	尿中の糖及び蛋白の有無の検査

別表第2 (第14条関係)

様式番号	様式の種類	関係条文
第1号様式	後期高齢者医療認定申請書及び資格取得(変更・喪失)届書	省令第8条、第25条
第2号様式	後期高齢者医療被保険者資格取得(変更・喪失)届出書	省令第10条、第11条、第12条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第10条、第11条、第12条
第3号様式	後期高齢者医療被保険者証(省令様式第2号)	省令第17条第1項
第4号様式	後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書	省令第19条第1項、第21条、第62条第8項、第67条第6項
第5号様式	後期高齢者医療被保険者受療証	第4条
第6号様式	後期高齢者医療基準収入額適用申請書	省令第32条
第7号様式	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書	省令第33条第2項
第8号様式	後期高齢者医療一部負担金減額証明書	省令第33条第3項
第9号様式	後期高齢者医療一部負担金免除証明書	省令第33条第3項
第10号様式	後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書	省令第33条第3項
第11号様式	後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書	省令第37条第2項、第42条第2項
第12号様式	第三者の行為による傷病届(兼「同意書」)	省令第46条
第13号様式	後期高齢者医療療養費支給申請書	省令第47条第1項、第60条第1項
第14号様式	後期高齢者医療特定疾病認定申請書	省令第62条第1項
第15号様式	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書	省令第67条第1項
第16号様式	後期高齢者医療高額療養費支給申請書	省令第70条第1項

様式番号	様式の種類	関係条文
第16号様式の2	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書	省令第71条の9第1項、第71条の10第1項
第17号様式	後期高齢者医療葬祭費支給申請書	第5条
第18号様式	後期高齢者医療仮徴収額決定通知書	条例第14条
第19号様式	後期高齢者医療保険料額決定通知書	条例第14条
第20号様式	後期高齢者医療仮徴収額変更決定通知書	条例第14条
第21号様式	後期高齢者医療保険料額変更決定通知書	条例第14条
第22号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書	第6条
第23号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書	第6条
第24号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書	第6条
第25号様式	後期高齢者医療保険料減免申請書	条例附則第14条、第8条
第26号様式	後期高齢者医療保険料減免決定通知書	条例附則第14条、第8条
第27号様式	後期高齢者医療保険料減免却下通知書	条例附則第14条、第8条
第28号様式	後期高齢者医療保険料減免取消通知書	条例附則第14条、第8条
第28号様式の2	後期高齢者医療保険料減免額変更決定通知書	条例附則第14条、第8条
第29号様式	後期高齢者医療簡易申告書	条例第17条
第30号様式	高齢者の医療の確保に関する法律/第9条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書/による障害認定証明書/による特定疾病認定証明書/後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書	第10条
第31号様式	後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書	第11条
第32号様式	後期高齢者医療負担区分等証明書	第12条

【様式省略】

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、神奈川県の区域内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、神奈川県と、神奈川県内の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、次に掲げる事務のうち、保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）で定める事務のほか、別表第1に規定する事務については、関係市町村において行う。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

(2) 医療給付に関する事務

(3) 保険料の賦課に関する事務

(4) 保健事業に関する事務

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、横浜市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる市町村の議会において、当該議会の議員のうちから、同表の右欄に定める人数を選出するものとする。

2 別表第2の1の項から4の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選挙については、地方自治法第118条の例による。

3 別表第2の5の項から8の項までに掲げる市町村の議会における広域連合議員の選

挙については、当該市町村の議会の議員の定数の総数の10分の1以上の者の推薦のあった者又は当該市町村の議会の議長の推薦のあった者を候補者とし、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例により行うものとする。

4 前項の選挙における当選人は、同項に規定する市町村の議会における選挙において得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、1年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなるときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うこととする。ただし、これにより難い場合においては、広域連合長が別に定めることができる。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が関係市町村の長のうちからこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。

2 広域連合長及び副広域連合長が関係市町村の長でなくなるときは、同時にその職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てて。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第3に規定するところにより、広域連合の予算において定めるものとする。

（運営協議会）

第18条 広域連合は、その運営に関する重要事項を審議するため、広域連合の条例で、運営協議会を置くものとする。

（補則）

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則（平成19年1月11日神奈川県指令市町第4号）

（施行期日）

1 この規約は、地方自治法第284条第3項の規定に基づく神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 広域連合は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 第9条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後の最初の広域連合議員の任期は、平成20年6月30日までとする。

4 第13条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行後の最初の広域連合長及び副広域連合長の任期は、平成21年3月31日までとする。

5 施行日から平成19年3月31日までの間においては、第14条中「職員」とあるのは、「吏員その他の職員」とする。

（検討）

6 広域連合は、平成21年度において、後期高齢者医療制度の実施の状況等を勘案し、別表第3の1の表について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成19年7月25日神奈川県指令市町第6号）

この規約は、神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成20年8月1日神奈川県指令市町第4号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づく神奈川県知事の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成22年11月26日神奈川県知事届出）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第4条）

1	葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
2	保険料の額の通知書の引渡し
3	保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
4	保険料の徴収猶予の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
5	保険料の減免に係る申請書の提出の受付
6	保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
7	保険料に関する申告書の提出の受付
8	前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第2（第8条）

区分	市町村	人数
1	横浜市	7人
2	川崎市	3人
3	横須賀市	1人
4	相模原市	1人
5	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市	2人
6	平塚市 小田原市 秦野市 伊勢原市 南足柄市	2人
7	厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市	2人
8	葉山町 寒川町	2人

	大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村
--	---

別表第3（第17条）

1 共通経費

項 目	負担割合
均 等 割	100分の5
被 保 険 者 数 割	100分の47.5
人 口 割	100分の47.5

2 医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

項 目	説 明
高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

(備考)

- 1 被保険者数割については、前年度の3月31日現在の被保険者の数（平成20年3月31日までにあっては、老人保健法第25条第1項に規定する75歳以上の加入者等の数）により計算する。
- 2 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口により計算する。

【このページは空白です】

別添資料

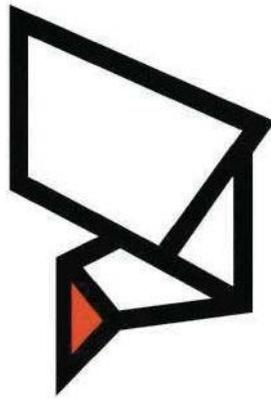
【このページは空白です】

第2次広域計画の概要

広域計画は、後期高齢者医療事務を総合的かつ計画的に処理することを目的として作成されているが、平成19年度に策定した広域計画の運用期間が平成23年度末で満了したことから、広域連合議会の承認を得て、平成24年度から27年度までを運用期間とした第2次広域計画を、平成24年2月に策定した。

神奈川県後期高齢者医療広域連合 第2次広域計画

(平成24年度～平成27年度)



平成24年2月

神奈川県後期高齢者医療広域連合

目次

1. はじめに	1
2. 現状と課題	2～7
(1) - 1 後期高齢者医療制度の被保険者数の推移及び見込みについて	2
(1) - 2 後期高齢者医療制度の医療費の推移及び見込みについて	3
(1) - 3 後期高齢者医療制度の保険料の推移について	4
(2) 後期高齢者医療制度の健康診査受診率の推移について	5
(3) 広域連合の運営体制について	6
(4) 広域連合と市町村の連携について	6
(5) 広報広聴活動について	7
3. 広域連合の基本方針と施策の方向性	8～9
(1) 医療費の適正化と健全な財政運営	8
(2) 健康診査実施体制の確保	8
(3) 広域連合の運営体制の強化	9
(4) 市町村との連携強化	9
(5) 広報広聴活動の充実	9
4. 広域連合及び市町村が行う業務に関すること	10
5. 第2次広域計画の期間及び改定に関すること	10
参考資料	11～14
出典	15

神奈川県後期高齢者医療広域連合章の説明

長寿の象徴とされている「鶴」をモチーフにしたマークです。ロゴマーク全体の形が神奈川県後期高齢者医療広域連合の頭文字である「K」に見えるようにしました。
折り鶴のような形にすることで、高齢者の方だけでなく、様々な年代の人々にも親しみを感じてもらえるようなデザインにしました。(作成協力 学校法人 女子美術大学)

1. はじめに

我が国の急速な高齢化の進行と高齢者医療費の増加は、医療保険制度の持続可能性に大きな影響を与えることとなり、抜本的な医療制度の見直しが求められるようになりました。

このような状況を背景に、国は、世代間を通じた負担を明確かつ公平なものとし、将来にわたって国民皆保険を持続可能なものとしていくため、一連の医療制度改革を行い、平成20年4月1日から老人保健制度に代わる新たな医療保険制度として、後期高齢者医療制度が施行されました。

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとに設置される特別地方公共団体である広域連合が主体となっており、神奈川県においては、県内33市町村（以下「市町村」という。）で構成する神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、後期高齢者医療制度の運営を担っております。

広域連合では、平成19年に策定した神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）に基づいて、国、県と協調しながら、市町村とともに制度の運営に努めてまいりました。この間、保険料負担の軽減など度重なる制度改正（参考資料・資料1）が行われましたが、県民の皆様への制度の周知を推進したことなどにより、制度としては定着しつつあるものと考えております。

しかし、75歳という一定の年齢に到達することで、それまでの医療保険制度から分離、区分されることなどに対して、強い批判が寄せられたため、国は後期高齢者医療制度を廃止する方針を決定しました。これを受けて厚生労働大臣の主宰により、『高齢者医療制度改革会議』が設置され、新たな医療保険制度の具体的なあり方の検討が進められました。平成22年12月に「最終とりまとめ」が示され、「後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する」ことなどの新たな制度の具体的な内容が定められていますが、国会への法案提出などの時期は不透明な状況が続いております。

こうした中、広域連合では、現在運用中の広域計画の期間が平成23年度末で満了することから、地方自治法第291条の7などの規定に基づき、平成24年度から平成27年度を期間とする第2次広域計画を策定いたしました。

広域連合といたしましては、引き続き国の動向を注視し、第2次広域計画に基づいて、市町村と連携して、県民の皆様が安心して医療サービスを受けることができるよう、円滑な制度運営に努めてまいります。

平成23年12月

神奈川県後期高齢者医療広域連合長
阿部 孝夫

2. 現状と課題

(1) ー1 後期高齢者医療制度の被保険者数の推移及び見込みについて

【現状と今後の推移】

神奈川県における後期高齢者医療制度の被保険者数は、制度が開始された平成20年度において約69万3,000人でしたが、平成22年度の被保険者数は、約6万9,000人増加して、約76万2,000人になり、平成25年度には、約88万2,000人に達すると推計しています。第2次広域計画の終期と定める平成27年度には、75歳以上の被保険者数だけでも、約100万1,000人まで増加し（参考資料・資料2）、当面の間、増加し続けるものと見込まれています。

表1 平成20年度から平成25年度までの神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の被保険者数

(実績値)	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
被保険者数	693千人	13,210千人	724千人	13,616千人	762千人	14,296千人
対前年度比	—	—	104.47%	103.07%	105.25%	105.00%

(推計値)	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
被保険者数	801千人	14,783千人	845千人	15,287千人	882千人	15,808千人
対前年度比	105.12%	103.41%	105.49%	103.41%	104.38%	103.41%

* 平成20年度から平成22年度の神奈川県と全国の被保険者数、平成20年度及び平成21年度の全国の被保険者数は、年度平均の値を使用しています。

* 平成23年度から平成25年度の神奈川県と全国の被保険者数は、広域連合で保険料を定めるために用いる推計値を用いています。

* 平成22年度から平成25年度の全国の被保険者数は、厚生労働省発表による『第14回高齢者医療制度改革会議』にて提供された医療費増加率、一人あたりの医療費増加率を用いて推計しました。

【神奈川県の特徴】

神奈川県の後期高齢者医療制度の被保険者数は、今後も当面の間、全国平均を上回る伸び率で増加していくことが予測されます。

(1) ー 2 後期高齢者医療制度の医療費の推移及び見込みについて

【現状と今後の推移】

神奈川県における後期高齢者医療制度の医療費は、平成20年度において約5,080億円でしたが、平成22年度の医療費は、約1,319億円増加し、約6,399億円になり、平成25年度には、約7,902億円に達すると推計しています。第2次広域計画の終期と定める平成27年度には、全国の医療費は、被保険者数の増加や医療技術の高度化などによって、16兆1,000億円まで増加すると見込まれており（参考資料・資料4）、神奈川県においても、全国と同様に医療費が増加し続けるものと予測されます。

表2 平成20年度から平成25年度までの神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の医療費

(実績値)	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
医療費	5,080億円	103,819億円	5,939億円	120,108億円	6,399億円	128,000億円
対前年度比	—	—	—	—	107.75%	106.57%

(推計値)	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
医療費	6,905億円	134,347億円	7,394億円	141,008億円	7,902億円	148,000億円
対前年度比	107.91%	104.96%	107.08%	104.96%	106.87%	104.96%

- * 平成23年度から平成25年度の神奈川県の医療費は、広域連合で保険料を定めるために用いる推計値を用いています。
- * 平成22年度から平成25年度の全国の医療費は、厚生労働省発表による『第14回高齢者医療制度改革会議』にて提供された国民医療費増加率を基に推計しました。
- * 平成20年度は、平成20年4月から平成21年2月までの11か月分です。

【神奈川県の特徴】

神奈川県の後期高齢者医療制度の医療費は、今後も当面の間、全国平均を上回る伸び率で増加していくことが予測されます。

(1) ー 3 後期高齢者医療制度の保険料の推移について

【現状】

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が均等に負担する均等割額と、被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額になります。

保険料は、2年単位の財政運営期間の費用と収入を見込んで算定しており、神奈川県における保険料は、平成20年度と21年度が、均等割額39,860円、所得割率7.45%、平成22年度と平成23年度が、均等割額39,260円、所得割率7.42%でした。

次の財政運営期間である平成24年度と平成25年度は、均等割額が41,099円、所得割率が8.01%となります。

表3 平成20年度から平成23年度の神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の保険料

	平成20年度・平成21年度		平成22年度・平成23年度		(B) - (A)	
	神奈川県	全国平均	神奈川県	全国平均	神奈川県	全国平均
均等割額	39,860円	41,500円	39,260円	41,700円	△600円	200円
所得割率	7.45%	7.65%	7.42%	7.88%	△0.03%	0.23%

【神奈川県の特徴】

神奈川県の保険料均等割額、所得割率は、ともに全国平均を下回っています。

【課題】

神奈川県の保険料は、現状では全国平均を下回っていますが、前述のとおり、今後、被保険者数が増加し、医療費が全国平均を上回って増加する結果として、保険料も上昇していくことが予想されます。このため、出来る限り保険料の上昇を抑制する必要があります。

(2) 後期高齢者医療制度の健康診査受診率の推移について

【現状】

広域連合では、市町村が実施主体となつて行う健康診査事業に対して、補助金を交付する方法で健康診査事業を実施しています。検査項目は、基本的には、法に基づき実施される特定健康診査（40歳から74歳を対象に実施）と同様（腹囲を除く）ですが、市町村で独自に追加の項目を実施する場合があります。

神奈川県健康診査受診率は、平成20年度が約21%、平成21年度が約22%、平成22年度が約23%でした。

表4 平成20年度から平成22年度の神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の健康診査受診率

健康診査受診率	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国平均	神奈川県	全国平均	神奈川県	全国平均
	21%	21%	22%	22%	23%	23%
						未公表

* 平成22年度の全国平均健康診査受診率は、平成23年12月現在において未公表です。

【神奈川県の特徴】

神奈川県の健康診査の受診率は、平成20年度は全国で14番目、平成21年度は15番目であり、全国平均とほぼ同じでした。

【課題】

健康診査の受診率は、全国平均と比較して低いわけではありませんが、被保険者の関心が高い事業であることから、健康診査事業の目的を踏まえ、より一層、効果的かつ効率的に実施する必要があります。

(3) 広域連合の運営体制について

【現状】

広域連合は地方自治法に基づき特別地方公共団体であることから、議会、選挙管理委員会、監査委員が設置されています。

広域連合議会は、市町村議会から選挙された議員（定数20名）により構成され、審議、議決などを行っています。

広域連合事務局長の職員は、市町村及び県から派遣され、後期高齢者医療制度に関する事務処理を行っています。制度開始当初の職員は50名でしたが、民間委託などの活用により、平成23年度には47名とし、3課6係体制で市町村と連携しながら業務に当たっています。

【課題】

県内自治体の職員数の削減が進み、被保険者の増加に対応して広域連合の職員を増員することが困難なことや広域連合の職員が、概ね2年から3年を目途に派遣元に帰任しているため、知識や経験の習得、ノウハウの蓄積が難しい状況が生じています。

(4) 広域連合と市町村の連携について

【現状】

広域連合では、市町村が、後期高齢医療制度の運営に参加する仕組みとして、広域連合規約に基づいて、構成市町村の首長で構成する「運営協議会」を設置し、広域連合の運営上の重要事項について、広域連合長と連携、調整を図っています。

また、運営協議会の下部機関として、市町村の後期高齢者医療制度を担当する課長をもつて組織される幹事会を設置しています。

【課題】

市町村が実施主体となっている収納対策事業や保健事業などの一部の事業では、広域連合と市町村の間で情報共有や事務連携をより一層進める必要があります。

(5) 広報広聴活動について

【現状】

広域連合では、後期高齢者医療制度の周知と県民のニーズの把握のために広報広聴活動を行っています。

広報活動としては、「後期高齢者医療制度のあらまし」は、新たに制度に加入された方に制度説明のために、被保険者証と共に送付しています。「後期高齢者医療制度ガイドブック」は、市町村窓口などでの制度周知のために作成しています。年に2回発行している広報紙「広報かながわ広域連合」は、制度の動向や長くある質問、広域連合議会の情報や将来の計画などを掲載し、市区町村などの窓口で配布しています。広域連合ではホームページも開設し、制度の仕組みや予算、議会の状況を掲載しています。また、効果的かつ効率的に被保険者からの電話による問い合わせに対応するために、コールセンターを設置しています。広報活動としては、懇談会やアンケートを通して、広く意見を募集することを目的とし、た「登録モニター制度」を設けています。モニターは公募による登録制となっており、平成23年度には約40名の方々が、モニター登録をしています。

平成23年度までのモニター懇談会では、「医療費」、「自己負担額」、「病院受診」、「健康診断」、「後発医薬品」、「新制度の進捗状況」などを話題に取上げて、意見交換を行いました。

【課題】

後期高齢者医療制度は、保険料や高額介護合算制度などの仕組みが複雑な上、広報資料の配布場所や方法が限られていることや、インターネットの活用になじみの少ない被保険者も多いことから、より効果的な広報活動を実施する必要があります。

3. 広域連合の基本方針と施策の方向性

広域連合は、現状と課題を踏まえ、次に掲げる基本方針と施策の方向性に則って、被保険者に必要なサービスを確実に提供するため、後期高齢者医療制度の効率的で安定的な運営に取り組んでいきます。

(1) 医療費の適正化と健全な財政運営

【基本方針】

医療費の増加が避けられない中で、保険料を含む、被保険者の負担を出来るだけ抑制するため、医療費の適正化と健全な財政運営に努めます。

【施策の方向性】

(1) 医療費の適正化
県の医療費適正化計画を踏まえて、効果的に診療報酬明細書の点検を実施すると共に、医療保険と介護保険の給付調整や柔道整復療養費支給申請書の点検などの強化に取り組みます。また、後発医薬品の普及啓発や医療費通知などを、費用対効果にも配慮しながら実施します。

(2) 健全な財政運営

平成22年度の保険料の収納率は、約99%（参考資料・資料6）となっておりますが、負担の公平性の観点から、より一層の向上を目指して、「保険料収納対策に係る実施計画」に基づき、市町村が滞納者の実態に即したきめ細かな納付相談を実施し、短期被保険者証の活用も検討しながら収納率の維持、向上を図ることを支援します。

また、公費負担のより一層の拡大を国に対して要望します。

(2) 健康診査実施体制の確保

【基本方針】

後期高齢者医療制度における健康診査は、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防を目的としています。既に治療を開始している被保険者も多いことから、健康診査を希望する被保険者が、受診できる体制の確保に努めます。

【施策の方向性】

広域連合では、健康診査事業について、広域連合と市町村の役割を定めた『保健事業実施計画』を定めています。市町村が弾力的な対応を図れるように、国の補助金などを有効に活用して、市町村が実施する健康診査事業を支援します。

(3) 広域連合の運営体制の強化

【基本方針】

広域連合事務局の業務について、整理、合理化の観点で見直しを進めると共に、事務処理上のノウハウを的確に蓄積し、継承できる運営体制の構築に努めます。

【施策の方向性】

広域連合の様々な事務処理について、常に民間委託などの可能性を検証し、ノウハウを継承するためのマニュアルの作成と整備を進めます。また、派遣職員の派遣期間の基本を3年から4年とすることを市町村及び県に要請します。

(4) 市町村との連携強化

【基本方針】

市町村が実施主体となっている事業について、県内で一定の水準を確保する必要があると認められるものについては、市町村間の意見の相違を調整し、情報共有や事務連携の強化に努めます。

【施策の方向性】

既存の幹事会、運営協議会に加えて、県が平成28年度に広域連合も加えて改組を図った「県・市町村・神奈川県後期高齢者医療広域連合医療保険事務改革検討協議会」も積極的に活用して、効果的な情報交換や協議を行います。

(5) 広報広聴活動の充実

【基本方針】

本制度が施行されてから4年が過ぎようとしており、制度の周知は進んでいますが、75歳の年齢到達により、新たな被保険者が加入し続けるため、被保険者の年齢にも配慮した広報広聴活動の充実に努めます。

【施策の方向性】

広報資料の配布場所を市町村に加えて、保健、福祉、医療関係の団体等にも拡大を図ることや、電話での照会に迅速に対応するため、コールセンターの機能を充実するほか、映像による広報や市町村及び県の広報媒体を活用することを検討します。また、引き続き登録モニター制度の懇談会やアンケートを活用すると共に、様々な機会を捉えて県民の意見を収集します。

4. 広域連合及び市町村が行う業務に関すること

広域連合及び市町村は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定する事務のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づき事務を担うものとしてします。

広域連合では、被保険者の資格管理、保険料の決定、保険給付などに関する事務を行い、市町村では、保険料の徴収、各種申請の受付に関する事務を行います。

主な業務内容は、次のとおりです。

表5 広域連合と市町村が担う後期高齢者医療制度の事務

広域連合が担う事務	市町村が担う事務
被保険者の資格管理に関する事務	保険料の徴収に関する事務
・75歳以上の者の資格管理	・保険料の徴収
・65歳から74歳の者の被保険者認定	・保険料などの納付
・被保険者証の交付、回収	被保険者証の交付の申請などに関する事務
・短期被保険者証などの発行	・被保険者証の交付の申請受付
保険給付に関する事務	・被保険者証の引渡し
・現物給付などの審査、支払	・短期被保険者証などの引渡し
・徳還払いなどの審査、支払	被保険者の利益の増進に寄与するもの
・葬祭費などの支給	・療養費、高額療養費及び移送費などの支給に係る申請の受付など
保険料の賦課に関する事務	・保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付など
・保険料率の決定	・更新時の被保険者証などの引渡し
・保険料の賦課	・特定疾病の認定などに係る証明書の引渡し
・保険料の減免及び徴収の猶予	・被保険者証などの返還の受付
保健事業に関する事務	
その他の後期高齢者医療制度の施行に関する事務	
・特別会計の予算の執行管理	
・県知事への報告	

5. 第2次広域計画の期間及び改定に関すること

広域連合では、第2次広域計画の期間を、平成24年度から平成27年度までの4年間と定めます。ただし、広域連合長が必要と認めるときには、随時広域計画の改定を行うものとしてします。

参考資料

資料1 後期高齢者医療制度の主な見直し

自己負担割合判定基準の見直し	平成20年度	平成21年度	平成22年度～
資格	①	②	③
資格	①20年4月～7月 老人医療制度の判定基準を引継ぐ。 ②20年8月～12月 次の場合、自己負担割合は3割とするが、高齢者医療における自己負担限度額は一般の者と同一とする。 (要件)・同じ世帯に他の被保険者がいない ・同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が530万円未満 ③21年1月【恒久措置】 上記②の要件に該当する場合には、自己負担割合を1割とする。		
保険料の軽減	9割軽減の導入	21年4月～	恒久措置
	均等割軽減	21年3月改正 (21年4月1日から)	
保険料の軽減	7割軽減→8.5割軽減	延長	延長
	5割軽減は変更なし 2割軽減	21年6月改正 (21年4月1日から適用)	22年2月改正 (22年4月1日から適用)
納付方法の選択制導入	5割軽減の導入	延長	延長
	所得割軽減	21年7月改正 (21年4月1日から適用)	21年3月改正 (21年度から恒久措置)
給付	被扶養者軽減	凍結	延長
	納付方法の選択制導入	9割軽減	延長
給付	高齢者医療費：年額到達月の減額変更	20年7月～	20年7月～
	後期高齢者回りの診療報酬見直し	21年1月～	21年1月～

資料2 神奈川県と全国の75歳以上人口の将来推計

	平成27年	平成32年	平成37年
人口数	1,001千人	1,232千人	1,466千人
構成比	11.1%	13.1%	15.3%
人口数	1,533千人	1,523千人	22,352千人
構成比	17.5%	19.7%	20.2%

出典：『神奈川県医療費適正化計画 表1-3人口の将来推計』神奈川県
 『日本の将来推計人口(平成18年12月推計/出生中位・死亡中位)』国立社会保険・人口問題研究所
 『日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)』国立社会保険・人口問題研究所

資料3 神奈川県と全国の平成17年＝100とした場合の75歳以上の人口の将来推計

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
神奈川県	100.0	132.0	166.6	205.0	244.0
全国	100.0	122.2	141.4	161.0	186.2
神奈川県	255.2	253.4			
全国	194.7	192.0			

出典：『神奈川県医療費適正化計画 表1-4平成17年＝100とした場合の人口の将来推計』神奈川県
 『日本の将来推計人口(平成18年12月推計/出生中位・死亡中位)』国立社会保険・人口問題研究所
 『日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)』国立社会保険・人口問題研究所

資料4 全国の75歳以上国民医療費の将来推計

国民医療費	平成22年	平成25年	平成27年	平成32年	平成37年
	12.8兆円	14.8兆円	16.1兆円	19.7兆円	24.1兆円
国民医療費	年平均伸び(平成22年度から平成37年度)		伸び率		
	0.8兆円		4.3%		

出典：『第14回 高齢者医療制度改革会議 資料2新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』厚生労働省

	平成22年度・平成23年度		均一保険料率		平成22年度・23年度平均的な厚生年金受給者(201万円)(注1)		平成21年度1人あたり医療費	
	均等割額	順位	所得割率	順位	均等割額	順位	平均	順位
北海道	44,192円	13	10.28%	1	60,000円	4	1,056,490円	2
青森県	40,514円	27	7.41%	31	50,100円	29	780,602円	38
岩手県	35,800円	46	6.62%	47	44,300円	47	724,909円	46
宮城県	40,020円	29	7.32%	35	49,300円	30	801,061円	34
秋田県	38,925円	35	7.18%	38	48,300円	36	787,152円	36
山形県	38,400円	38	7.12%	43	47,800円	39	766,760円	41
福島県	40,000円	30	7.60%	25	50,200円	28	811,978円	32
茨城県	37,462円	41	7.60%	25	48,200円	37	779,368円	39
栃木県	37,800円	39	7.18%	38	47,400円	40	769,484円	40
群馬県	39,600円	32	7.36%	33	49,300円	32	798,059円	35
埼玉県	40,300円	28	7.75%	22	50,840円	26	818,223円	31
千葉県	37,400円	42	7.29%	36	47,400円	40	764,559円	43
東京都	37,800円	39	7.18%	38	47,400円	40	863,525円	24
神奈川県	39,260円	34	7.42%	30	49,210円	33	820,437円	30
新潟県	35,300円	47	7.15%	42	45,400円	46	721,583円	47
富山県	40,800円	24	7.50%	29	50,600円	27	821,596円	29
石川県	45,240円	11	8.26%	14	56,016円	13	950,649円	14
福井県	43,700円	17	7.90%	18	53,900円	17	849,858円	26
山梨県	38,710円	36	7.28%	37	48,440円	35	785,194円	37
長野県	36,225円	45	6.89%	45	45,500円	45	745,111円	45
岐阜県	39,310円	33	7.39%	32	49,100円	34	801,785円	33
静岡県	36,400円	44	7.11%	44	46,100円	43	748,324円	44
愛知県	41,844円	21	7.85%	19	52,300円	20	886,633円	19
三重県	36,800円	43	6.83%	46	45,832円	44	765,656円	42
滋賀県	38,645円	37	7.18%	38	48,148円	38	854,763円	25
京都府	44,410円	12	8.68%	11	56,360円	12	954,323円	13
大阪府	49,036円	2	9.34%	3	61,644円	2	1,031,415円	4
兵庫県	43,924円	16	8.23%	15	54,891円	15	914,737円	17
奈良県	40,800円	24	7.70%	24	51,100円	24	871,740円	21
和歌山県	42,649円	18	7.91%	17	53,100円	18	867,755円	23
鳥取県	40,773円	26	7.71%	23	51,100円	24	821,824円	28
徳島県	39,670円	31	7.55%	34	49,370円	31	822,881円	27
岡山県	44,000円	14	8.55%	13	55,700円	14	918,570円	15
広島県	41,791円	22	7.53%	28	51,504円	23	1,018,406円	5
山口県	46,241円	9	8.73%	10	57,944円	10	959,920円	11
徳島県	43,990円	15	8.03%	16	54,400円	16	916,998円	16
香川県	47,200円	6	8.81%	6	58,900円	8	910,746円	18
愛媛県	41,227円	23	7.84%	20	51,790円	22	875,246円	20
高知県	48,931円	3	8.94%	5	60,600円	3	1,051,268円	3
福岡県	52,213円	1	9.87%	2	65,450円	1	1,113,796円	1
佐賀県	47,400円	5	8.80%	7	59,000円	7	972,396円	8
長門県	42,400円	20	7.80%	21	52,600円	19	1,015,122円	6
熊本県	47,000円	8	9.03%	4	59,200円	6	958,548円	12
大分県	47,100円	7	8.78%	9	58,700円	9	963,905円	10
宮崎県	42,500円	19	7.55%	27	52,100円	21	868,040円	22
鹿児島県	45,900円	10	8.63%	12	57,400円	11	988,606円	7
沖縄県	48,440円	4	8.80%	7	59,872円	5	970,453円	9
全国平均(注2)	41,700円		7.88%		52,300円		882,118円	

(注1) 平均的な厚生年金(201万円)を受給する単身世帯の被保険者の年間保険料です。

(注2) 表示した数値は国の公表資料によるものです。

出典: 『平成21年度後期高齢者医療事業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省
『後期高齢者医療制度における平成22年度及び23年度の保険料額について』厚生労働省
※上記保険料の計算には、均等割軽減2割、所得割軽減5割を適応しております。

資料5 平成20年度から平成25年度までの神奈川県と全国の1人あたりの後期高齢者医療制度の医療費

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
1人あたりの医療費	733,530円	783,904円	820,437円	882,118円	840,260円	895,330円
対前年度比	—	—	—	—	102.4%	101.5%
平成23年度						
平成24年度						
平成25年度						
1人あたりの医療費	862,030円	908,780円	874,862円	922,412円	895,859円	936,248円
対前年度比	102.6%	101.5%	101.5%	102.4%	102.4%	101.5%

出典: 『第14回 高齢者医療制度改革会議 資料2新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の増減見直し』厚生労働省

『平成20年度後期高齢者医療事業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省

『平成21年度後期高齢者医療事業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省

* 平成23年度から平成25年度の神奈川県の医療費は、広域連合で保険料を定めるために用いる推計値を用いています。

資料6 平成20年度から平成22年度までの神奈川県と全国の保険料調定額、収納額、収納率

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国
保険料調定額	6,179,462万円	84,543,524万円	6,362,788万円	86,148,204万円	6,541,614万円	未発表
保険料収納額	6,102,794万円	83,485,165万円	6,296,834万円	85,281,627万円	6,480,377万円	未発表
保険料収納率	98.8%	98.7%	99.0%	99.0%	99.1%	未発表

出典: 『平成20年度後期高齢者医療事業年報 第4表都道府県別経理状況』厚生労働省

『平成21年度後期高齢者医療事業年報 第4表都道府県別経理状況』厚生労働省

* 平成22年度の全国の各数値は、平成23年12月現在において未発表です。

- P 2 平成 20 年度から平成 25 年度までの神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の被保険者数**
 出典：『平成 20 年度後期高齢者医療事業年報 第 2 表都道府県別医療費の状況』厚生労働省
 『平成 21 年度後期高齢者医療事業年報 第 2 表都道府県別医療費の状況』厚生労働省
 * 平成 22 年度から平成 25 年度の全国の被保険者数は、厚生労働省発表による『第 14 回高齢者医療制度改革会議 資料 2 新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』にて提供された医療費増加率、一人あたりの医療費増加率を用いて推計。
 * 平成 23 年度から平成 25 年度の神奈川県の被保険者数は、広域連合で保険料を定めるために用いた推計値を使用。
- P 3 平成 20 年度から平成 25 年度までの神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の医療費**
 出典：『平成 20 年度後期高齢者医療事業年報 第 2 表都道府県別医療費の状況』厚生労働省
 『平成 21 年度後期高齢者医療事業年報 第 2 表都道府県別医療費の状況』厚生労働省
 『第 14 回高齢者医療制度改革会議 資料 2 新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』厚生労働省
 * 平成 22 年度から平成 25 年度の全国の医療費は、厚生労働省発表による『第 14 回高齢者医療制度改革会議 資料 2 新たな制度に関する基本資料 新制度における医療費、給付費の将来見通し』にて提供された国民医療費増加率を基に推計。
 * 平成 23 年度から平成 25 年度の神奈川県の医療費は、保険料を定めるために用いた推計値を使用。
- P 4 平成 20 年度から平成 23 年度の神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の保険料**
 出典：『第 1 回高齢者医療制度改革会議資料 資料 2 各広域連合における後期高齢者医療制度の保険料について』厚生労働省
 『第 5 回高齢者医療制度改革会議資料 資料 4 後期高齢者医療制度の平成 22 年度及び 23 年度の保険料率等について』厚生労働省
- P 5 平成 20 年度から平成 22 年度の神奈川県と全国の後期高齢者医療制度の健康診査受診率**
 出典：『第 13 回高齢者医療制度改革会議資料 資料 3-1 後期高齢者医療制度健康診査受診率推移』厚生労働省

東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金免除等の対応について

厚生労働省保険局長通知（平成23年5月2日付け保発0502第3号）等を踏まえ、東日本大震災により被災した被保険者に対し一部負担金等免除を行った。

1 免除対象者の要件

- (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した者を含む）であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する者
- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である者
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した者
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者
 - ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている者
 - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている者

2 免除内容

- ・ 一部負担金
- ・ 入院時食事療養費、入院時生活療養費（※）
- ・ 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術（※）
- ・ 治療用装具の作成費用 等（※）

※ 免除期間は、平成24年2月29日まで

3 対応の流れ

年 月	対 応
23. 3	11日～ 被保険者が医療機関等への口頭での申立てによる免除開始
23. 6	8日 市区町村窓口での一部負担金等免除証明書の申請受付及び発行開始 10日 免除証明書の申請勧奨を送付（1回目） 【対象者】 ① 3月11日～6月7日までの転入者 ② 被災地域在住の住所地特例者 30日 口頭での申立てによる免除期間終了
23. 8	26日 一部負担金等の還付受付開始

23. 9	1日～	入院時食事療養費、入院時生活療養費の免除期間の延長
23. 12	22日	免除証明書の申請勧奨を送付（2回目） 【対象者】 ① 保険料減免申請済みの者のうち、一部負担金等免除証明書が未申請の者 ② 東日本大震災により減免したレセプト請求がある者のうち、一部負担金等免除証明書が未申請の者
24. 2	23日	一部負担金免除措置の期間延長のお知らせを送付 【対象者】 ① 免除証明書発行履歴がある被保険者 ② 被保険者資格のある者（17日処理分まで）
	29日	入院時食事療養費等の免除期間の終了

4 一部負担金等免除の実施状況

(1) 勧奨及び免除証明書発行件数（平成23年3月1日～平成24年3月31日）

勧奨件数		一部負担金免除証明書 発行件数（※）
1回目	2回目	
500件	13件	228件

※ 平成24年3月31日までに資格取得し証明書を交付した件数。

(2) 免除金額

① 現物給付（平成23年3月～平成24年2月診療分）

	レセプト件数（件）	金額（円）
一部負担金	3,695	12,518,113
入院時食事療養費	95	930,190
合計	3,790	13,448,303

② 現金給付（平成23年4月～平成24年3月支給分）

	申請件数（件）	金額（円）
一部負担金	102	237,715
入院時食事療養費	1	3,640
合計	103	241,355

【このページは空白です】

平成24年9月発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階

電話：0570-001120（コールセンター）

045-440-6700（代表）

FAX：045-441-1500

E-mail：kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp

ホームページ：http://www.union.kanagawa.lg.jp/